

第八十四回国会
衆議院
内閣委員会
議録
第八号

昭和五十三年三月二十三日(木曜日)
午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 始関 伊平君

理事 小宮山重四郎君 理事 高鳥 修君

理事 藤尾 正行君 理事 村田敬次郎君

理事 岩垂壽喜男君 理事 上原 康助君

理事 鈴木 康雄君 理事 受田 新吉君

理事 逢沢 英雄君 理事 小島 静馬君

理事 関谷 勝嗣君 理事 玉生 孝久君

理事 中馬 辰猪君 理事 塚原 俊平君

理事 福田 一君 理事 増田 甲子七君

理事 上田 卓三君 理事 木原 実君

理事 梅野 泰二君 理事 安井 吉典君

理事 山花 貞夫君 理事 新井 彬之君

理事 市川 雄一君 理事 柴田 睦夫君

理事 中川 秀直君

出席國務大臣

法務大臣 瀬戸山三男君

外務大臣 園田 直君

國務大臣 (行政管理厅长官) 荒松清十郎君

出席政府委員

人事院事務総局 角野幸三郎君

給与局長 三島 孟君

内閣總理大臣官 房交通安全対策 室長 敬一君

行政管理厅长官 佐倉 尚君

監察局長 伊藤 圭一君

防衛庁防衛局長 菊池 久君

防衛施設庁事務 部長 宏君

法務大臣官房長 前出

法務大臣官房会 計課長 石山 陽君

法務大臣官房司 法法制調査部長 枇杷田泰助君

法務省民事局長 香川 保一君

法務省刑事局長 伊藤 榮樹君

法務省矯正局長 石原 一彦君

法務省保護局長 常井 善君

法務省入国管理 局長 吉田 長雄君

外務政務次官 愛野興一郎君

外務大臣官房長 山崎 敏夫君

外務省アジア局 長 中江 要介君

外務省アメリカ 局長 中島敏次郎君

外務省欧亜局長 宮澤 泰君

外務省条約局長 大森 誠一君

外務省国際連合 局長 大川 美雄君

運輸省航空局次 長 松本 操君

内閣官房内閣審 議官 黒木 忠正君

防衛庁人事教育 局人事第一課長 池田 久克君

外務大臣官房在 外公館課長 松田 慶文君

大蔵省主計局主 計官 塚越 則男君

厚生省公衆衛生 局保健情報課長 長谷川慧重君

厚生省公衆衛生 局精神衛生課長 目黒 克己君

厚生省援護局庶 務課長 吉江 恵昭君

運輸省航空局監 理部監督課長 松村 義弘君

内閣委員会調査 室長 長倉 司郎君

委員の異動

三月三日

辞任

宇野 亨君

上田 卓三君

山花 貞夫君

同日

辞任

岡田 利春君

藤田 高敏君

同日

辞任

足立 篤郎君

小島 静馬君

玉生 孝久君

同日

辞任

正宗啓次郎君

田中 龍夫君

同日

辞任

柴田 睦夫君

同日

不破 哲三君

同日

上田 卓三君

同日

辞任

沢沢 利久君

同月十四日

辞任

中村 弘海君

同月十七日

辞任

宇野 亨君

小島 静馬君

同日

辞任

関谷 勝嗣君

玉生 孝久君

塚原 俊平君

上田 卓三君

山花 貞夫君

同日

辞任

愛知 和男君

篠田 弘作君

田中伊三次君

原 健三郎君

同日

同月二十二日

辞任

宇野 亨君

小島 静馬君

同日

辞任

井出一太郎君

松野 幸泰君

同日

同月二十三日

辞任

田川 誠一君

補欠選任

萩原 幸雄君

補欠選任

前尾繁三郎君

田中伊三次君

篠田 弘作君

原 健三郎君

愛知 和男君

太田 一夫君

田口 一男君

補欠選任

塚原 俊平君

関谷 勝嗣君

小島 静馬君

玉生 孝久君

宇野 亨君

上田 卓三君

山花 貞夫君

補欠選任

渡辺 紘三君

松野 幸泰君

井出一太郎君

補欠選任

関谷 勝嗣君

小島 静馬君

宇野 亨君

補欠選任

中川 秀直君

三月七日

許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出第五一号)

三月六日

台湾残置私有財産補償に関する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第二一六二八号)

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(玉生孝久君紹介)(第一六二九号)

同(逢沢英雄君紹介)(第一六六六号)

同(受田新吉君紹介)(第一六六七号)

同(塩川正十郎君紹介)(第一六六八号)

同(井上泉君紹介)(第一七一一号)

同(岩垂喜男君紹介)(第一七一二号)

同(木原実君紹介)(第一七二三号)

同(始関伊平君紹介)(第一七一四号)

同(排野泰二君紹介)(第一七一五号)

同(中川秀直君紹介)(第一七一六号)

同(鈴切康雄君紹介)(第一七六一号)

同月九日

台湾残置私有財産補償に関する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第一七九九号)

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(新井彬之君紹介)(第一八四一号)

同(木村武千代君紹介)(第一八八二号)

旧軍人恩給制度の改善に関する請願(藏内修治君紹介)(第一八八三号)

南月十四日

旧軍人恩給制度改善に関する請願(甘利正清君紹介)(第十九本主号)

同月十六日

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(飯田忠雄君紹介)(第二一五七号)

同(市川雄一君紹介)(第二一五八号)

同(柴田陸夫君紹介)(第二二七三三号)

同(平石磨作太郎君紹介)(第二二七四四号)

靖国神社国家護持に関する請願(塚田徹君紹介)(第二二〇二二号)

同月二十二日

遺族年金・扶助料の改善に関する請願(瀬野栄

次郎君紹介)(第二三四一号)は本委員会に付託された。

三月十三日

恩給・共済年金の改善に関する陳情書(福井市春山一四の一八福井県退職公務員連盟会長代行藤田善男)(第九八号)

旧軍人恩給の改善に関する陳情書(佐賀県東松浦郡肥前町入野軍恩支部長井上伸夫外五名)(第九九号)

青少年の健全育成に関する陳情書外一件(関東一都九県議会議長会常任幹事東京都議会議長河野一郎外十名)(第一〇〇号)

水産省の設置に関する陳情書(福岡県議会議長早麻清蔵)(第一〇一号)

中小企業省の設置に関する陳情書(松江市議會議長小立幸雄)(第一〇二二号)

国民の祝日として国土緑化推進の日制定に関する陳情書(大阪市東区内本町橋詰町五八の七近畿商工会議所木村部会連絡協議会理事長久我俊一外三名)(第一〇三三三号)

同和对策事業特別措置法の強化延長に関する陳情書外十七件(広島県沼隈郡沼隈町議會議長津久井謙外二十四名)(第一〇四四号)

元号の法制化に関する陳情書外十件(高槻市議會議長大前英世外十名)(第一〇五五号)

米軍施設硫黄島ロランA局の廃止反対に関する陳情書(徳島県海部郡海南町議會議長太田利夫)(第一〇六六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出第五一号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三三号)

○始関委員長 これより会議を開きます。

許可、認可等の整理に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。荒松行政管理局長官。

許可、認可等の整理に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○荒松國務大臣 ただいま議題となりました許可、認可等の整理に関する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

政府は、かねてから行政の簡素化及び合理化を促進するため、許可、認可等の整理を図ってまいりましたが、さらにその推進を図るため、昨年末に決定した行政改革計画に基づき、許可認可等の整理合理化を行うこととし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、許可、認可等による規制を継続する必要性が認められないものにつきましてはこれを廃止し、第二に、規制の方法または手続を簡素化することが適当と認められるものにつきましては規制を緩和し、第三に、下部機関等において処理することが能率的であり、かつ、実情に即応すると認められるものにつきましては処分権限を委譲し、第四に、統一的に処理することが適当と認められるものにつきましてはこれを統合することとしております。

以上により廃止するもの三十七事項、規制を緩和するもの十六事項、権限を委譲するもの三十七事項、統合を図るもの六事項、計九十六事項について、十二省庁、三十一法律にわたり所要の改正

を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。

○始関委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○中川(秀)委員 在動法のお尋ねをする前に、せつかく外務大臣が御出席でございますので、昨日の政府首脳会議のことにつきまして、一、二お尋ねをさせていただきますかと思ひます。

けさの新聞報道によりますと、いよいよ外務大臣の訪中による政治折衝というふうなものが、政府首脳会議においても大筋で一致を見た、こういう報道がなされておるわけでありますが、これは今後の日中条約交渉の中においてかなり重要な問題だと思われまふ。外務大臣の御所信をお伺いしておきたいと存じます。

○國田國務大臣 お答えをいたします。

昨日の飯倉公館における話は、総理、外務大臣、官房長官、それから外務省の事務当局が入りまして、まず最初に、総理日米首脳会議の訪米についての日程の検討及び第一回の勉強会でございます。

それが終わりましたから、日中友好条約締結の手順、段取り等を含めて総理に外務省の考え方を報告し、これに御理解をいただき、さらに検討したものでございまして、外務大臣の訪中であるいは再開の日時等を決定したわけではございません。しかし、ただいままで進めてまいりました手順、段取り等、既定の方針に従い進めるといふこ

とは確認した次第でございます。

○中川(秀)委員 時期あるいは日程等はお決めたわけではないということでございますけれども、既定の方針の上ののりとして進めていくというその御確認の中に、外務大臣御自身が時期を見て、与党内の調整もございましょう、そういう時期を見まして、たとえば四月の前半あたりに御訪中になる、時期を明示しないといいたしまして、いずれ近い時期に御訪中になるのだ、このことについては政府首脳会議において大筋の確認をされた、こう理解してよろしゅうございましょうか。

○園田国務大臣 いままでの方針は確認をいたしました、具体的なことについては検討したただけでございます、まだ決定なりあるいは概略を決めたわけでもございません。今後それぞれ国内的な問題等もございまして、今後の状況、手順、段取りを進めながら、その後で正式に決めることになるかと考えておりますので、ただいまのところは私の訪中その他もまだ検討の段階でございます。

○中川(秀)委員 もう一点お尋ねをいたしますが、第三回の佐藤北京駐在大使と中国政府の韓念竜外務次官との会談と、検討課題だというお話ですが、恐らく御心中は期するところがあるものと私は拝察するのでありますけれども、この外務大臣御自身の御訪中というものの絡みはどういうぐあいになるでしょうか。検討課題ということですが、その御検討の中身の問題としてそういう問題の絡みというものがどんなふうになるものか、将来の問題ではあるかもしれませんが、お尋ねをしたいと思います。

○園田国務大臣 これも申し上げましたとおり検討の段階でございます、時期は御承知のとおりきわめて微妙な段階でございますので、これ以上はお答えすることをお許しを願いたいと思っております。

○中川(秀)委員 わかりました。それでは在勤法のお尋ねをさせていただきます。

在外公館に勤務する大公使等は、在勤法によりましてその俸給、期末手当あるいは在勤手当、在勤手当の中身も基本手当と住居手当と配偶者手当、子女教育手当、いろいろございましてけれども、これが住居手当を除いてすべて円建てになっているわけでございます。これにつきましては、この法律によりまして、第十条でございますが、上下二五％の幅で在外公館の種類、所在国または所在地等の種別によって政令で定める、こうなっているわけでありまして、この基本手当あるいは配偶者手当、子女教育手当といったような円建ての在勤各種手当を、今日は大変な円高の時代でございますから、これは当然御検討になっていると思われのでございまして、政令でそれぞれ地域別のどのような幅になさろうとしているのか、あるいはいづれごろから実施なさるのか、御見解を賜りたいと存じます。

○山崎政府委員 お答え申し上げます。

在勤基本手当の支給額は円建てになっておりますために、各在外公館の所在地の消費物価の変動あるいは在勤通貨の円に対する為替相場の変動及び本俸額の改善等の要素をいろいろ考慮に入れまして、手取り現地通貨の実質的価値が維持されるように必要に応じて調整を行うことにしている次第でございます。昨年末以来円高の傾向が激化しておりますので、一部の在外公館については、在勤基本手当の支給額の実質的価値にかなりの増大が見られます。他方、物価の上昇の著しい在外公館もございまして、そこでそういういろいろな事情を勘案いたしまして、在勤基本手当の円の支給額を改定する必要があるとして、その措置につきましまして大蔵省当局と協議を重ねてまいりましたわけでございますが、最近成案を得まして、政令を近く閣議に提出いたしました四月一日から施行することを考えております。

その内容につきましては、一〇ポイント増額されるものは二公館、それから五ポイント増額されるものは九公館でございます。他方、一〇ポイント減額されるものは四公館、それから五ポイント

減額されるものは三十九公館でございます、計五十四公館につきまして基本手当の支給額を改定することといたしております。

○中川(秀)委員 よくわかりました。

私はここで御検討いただきたい点を一つだけ御指摘をさせていただきます。御指摘の点でございますが、わが国の在外公館の場合、いわゆる大使館員の住宅並びにその使う家具、什器のたぐいは全部こいういった手当の中からそれぞれが自弁をする。こいういうたてまえになっておるようでありまして、なかなかその家具の手配がつかないところは、それぞれの大使館におきまして家具委員会等をおつくりになりまして大変な御苦心をなさっていることをこの耳で聞いたこともございます。

たとえば欧米諸国の場合、普通の民間の方でも仕事の関係で一年行こうといしますと、かなりの分は家具つきアパートなどに入居をするわけでありまして。そういうことが可能である地域において、あるいは不可能な地域においてはなおさら、まあ人の使った家具は使いたくないという部分もあるかもしれませんが、少なくともソファやその他のたな、そういう家具等に関しては、もう最初から国の什器としてあるいは家具として一定量購入をなさっておいて、それをずっとお使いいただくといった方がより効果的なんじゃないかと思うわけでありまして。それぞれの館員が買入られて、また転勤の際に二束三文で売り払う、新しい館員がまた買い求める、それに費やすエネルギーも時間も大変なものがあるという現状から考えてみますと、たとえばこの円高差益などの一部を大蔵省と御折衝になってお使いになっても、そういういたものは備えつけのものとして御準備なさるぐらいのことをひとつ御検討なさったらいかがかと思うわけでありまして、いかがでございますでしょうか。

○山崎政府委員 私たちが在外公館に勤務する者の生活の実情につきまして大変御理解のあるお話をいただいたことを、まず感謝いたしたいと思います。

仰せのとおり、最近住居手当制度ができてまして住居についてはかなり改善を見ておるわけでございますが、その住居の中に入れるべき家具についてはまだ非常に貧弱であるというのが実情でございます。まあ住居を借ります場合に、家具つきである場合にはその家具込みで借りることができるようになっておまして、しかるべき住居手当を支給できるわけでございますが、家具つきの住居がありません場合には、やはり館員がみずから在勤基本手当の中から工面をして家具を買ひ、また転勤するときはそれを売り払っていかなければならぬというふうな実情でございまして、これは、われわれ在外公館に勤務する者にとりましては最大の頭痛の種となっております。御指摘のお考えは、大変私たちにとりまいたるべき考え方かと存じますが、他方、従来、在勤基本手当の手取り額が減りました場合には、基本手当の増額をお願いしておる関係上、円高のために現地通貨による手取り額がふえてまいりました場合には、減額するのは筋ではないかというお話もございまして、われわれもその点は確かにそういうふうな考えますので、先ほど申し上げたとおり、今回は一部の公館につきまして減額の措置をとることとした次第でございます。もし、その減額するものを減額しないでプールしてやるということは、政府の措置としては非常にやりにくい問題でございます。

いづれにいたしましても、家具の問題につきましては、一種の相互扶助の観点から、各館においてその実情に応じていろいろな方策を講じておるようでございますので、この点については、われわれとしても各館においてそれぞれ工夫をこらさせていきたいというふうに考えております。

なお、申し忘れましたが、一部療養地におきましては、家具の貸与制度を実施しております。

○中川(秀)委員 鋭意、一部地域でなくて、みんなが使える家具等については、貸与制度を広げた方が、むしろ国費のむだ遣いを防止することになるのではないかと私は思います。あえて御指摘を

申し上げたゆえんはそこにあるわけでございまして、さらに御努力をお願いしたいと存じます。

さて、外務省の中の省内的効率的な人事運用の問題を二点お尋ねをさせていただきたいと思ひますが、いわゆるキャリアとノンキャリアの身分格差の問題でありますけれども、私は、やはり全省一丸となった一体感の中で、外務省がわが国外交の第一線として外交を展開していただきたいと強く願う者の一人であります。その見地から申しますと、一つの御提案でございますけれども、外交官試験というようなものも、時代に合せてそろそろ抜本的に御改革になつたらいかかと思つております。現在、外交官試験は、上級それから中級以下は昨年より語学研修も含めて外務省専門職員採用試験ということで一本化されておりますけれども、いずれにしても二本立てになっているわけであります。これもさらに一歩進んで、外務省においては一本化をしてみたらどうかと思ひます。

また、外交官試験の試験の内容も、アベレージの点数で採用するという考え方は、むしろわが国の外交の場合、将来の場合、必ずしもそれだけでいいとは私は言えないような気がしてなりません。したがって、試験科目もいま八科目ありますけれども、これも少し多過ぎるのではないかと、いろいろな気がいたします。国家に奉仕する気概のある者、あるいはいかなる困難に出会つても、冷静さを失わず対処できるような外交官資質の持ち主に門戸を開くような内容にして、そのかわり入省後の研修期間を長くして、語学や外交官としての必要な知識やテクニックを徹底的にたたき込んで、その過程で、本人の希望を勘案しながら行政職、専門職、特定地域在外勤務希望者などというぐあいに区分けをなさつていったらいいのではないかと思ひますが、その点いかがでございましょうか。

○山崎政府委員 大変貴重な御意見と存じます。ただ、現在の公務員の制度のもとにおきましては、外務省といたしまして、基本的には他の官庁と

同様の試験区分を設けざるを得ないというのが実情でございます。御承知のとおり、国家公務員の採用試験の場合には、上級、中級、初級とあるわけでございまして、外務省だけがその点につきまして一切の上級、中級の区別を廃止するということは、実際問題としても、いろいろな事情から実施がむずかしい次第でございます。しかしながら、外務省としましては、昨年から実施いたしました専門職員試験の合格者を、特殊語学とか地域問題の専門家たる中堅職員として養成する一方、その能力等、適性に応じて上級職員に登用するなどの弾力的な人事政策を行つております。御承知のとおり、現に大使でも、上級試験以外の者が任用されております。総領事はそういう人が多数任用されております。また、内部におきましても登用制度を積極的に実施してある次第でございます。

次に、上級試験の試験科目が多過ぎるのではないかと御指摘でございますが、われわれとしては、この試験科目については随時検討を加えてまいつてきておりますけれども、外交官としての適性の有無を判断するためには、現在の試験科目は、われわれとしては必要最小限度のものであるというふうに考えております。ただ、御指摘のように、広く人材を集めるという見地から、この数年來は外国語の会話を廃止いたしましたので、その試験の段階において、会話は必ずしも得意でないという人でも試験が受けられるように配慮いたしております。しかし、御指摘の次第もございまして、今後ともこの試験科目についてはさらに改善に努めてまいりたいと考えております。

○中川(秀)委員 これまた鋭意御努力をお願いして、適当な時期にいい答えを出していただきたいと思ひます。

外務大臣にひとつ、外務大臣がそういうことをよく御存じであるかという意味でお伺いをしたいのですが、過去十年間、外交官試験に合格をいたしましたキャリアの大学出身種別のうち、東大出身者がどのぐらいを占めておられるのか。また、

現在、わが国の大使全部のうち、東大出身者がどのぐらいを占めておられるのか、大臣は御存じでいらつしやいますか。

○山崎政府委員 ちょっと大臣がお答えになります前に、若干の数字について御説明申し上げたいと思ひます。

外務省の人事政策上、東大出身者を優遇するというふうなことは一切やっております。また、最近、外務公務員の上級試験の中に占める東大出身者以外の国立大学及び私立大学が次第に増加してきております。数字につきましては、本省の幹部及び主要在外公館長の東大出身者の比率を調べたものがございまして、それによりますと、本省におきましては、本省の幹部は百二十一名でございまして、そのうち東大出身者は九十一名、比率は七五％でございます。在外におきましては、主要公館長数は二十四名で、そのうち東大出身者は二十名、パーセンテージとして八三％、全体といたしまして百四十五名のうち百十一名、つまり七六％は東大出身者でございます。過去十年の数字はないのでございまして、ここに持ち合わせております昭和五十二年の度の外務公務員採用上級試験の合格者の出身校別の表を見ますと、合格者総数は二十七名でございまして、そのうち東大出身者は十七名でございまして、パーセンテージとしては約六割、この比率は他官庁に比べればむしろ外務省の方は低く、東大以外の大学出身者が多く合格しておるのが実情でございまして、こういう傾向は近年もますます増加しております。

○園田国務大臣 いま官房長から申し上げました、東大出の比率は、本省で百二十一名中九十一名、七五％、それから在外で二十四名、東大出が二十名、八三％、計百四十五名のうち東大出が百十一名でございまして、パーセントから言うと七六％でございまして、そこで、これから見ると東大出がパーセントからすれば非常に多いようでありま

すけれども、これは過去の経緯がございまして、他省庁と比較して多いというわけではございませ

ん。なお、外務省として東大出身者であるからという特別な配慮は一切してないわけでございまして、かつての外交科試験受験者は旧帝大、特に東大出身者が多かったことがこのようなパーセントを占める原因になっているようでありまして、近ごろでは外務公務員上級試験合格者の中に占める東大出身者以外の国立、公立大学及び私立大学出身者が相対的に増しておりますので、このパーセントは逐次変わってくるものと考えております。

なお、そういうこともございまして、試験の経過にかかわらず、外務省はまじめで能力ある人を登用することは十分考えておりまして、ノンキャリアで在外公館大使六名、総領事二十二名、館長領事六名、本省課長三名、調査官七名、こういうふうなノンキャリアも実力ある者はほとんど登用する。中川さんの御質問の趣旨は十分われわれも考えて、今後ともそういう点はみんなが場所場所

で、出身にかかわらず努力をして勉強するようにという風潮はつくりたいと考えております。

○中川(秀)委員 私は数だけお伺ひしたのですが、大臣は最後のお答えまでしてしまいましたので、お尋ねすることがだんだんなくなつてしまひますけれども、あえていま一つ御指摘をいたしますならば、ただいまお話がありましたように、私が調べましたのは、これまでの十年間のキャリア合格者、やはり五割強が東大出身者ですね。さつき五十二年度六割という数字ですが、それから本省幹部で七五％、在外主要公館で八三％、全体でいくと七六％と落ちるわけでありまして、北米地域は三大使中二大使、欧州地域は二十六大使中二十三大使、アジア太平洋地域では十七大使中十五大使、こういうふうになんだん落ちてくるわけですから、けれども、アフリカへ参りますと十九大使中十三大使というぐあいに、北米、欧州あたりは非常に東大出身者が多くなつて、アジア、アフリカにならなるとその比率がぐんと下がるという、そんな傾向もあつた。これはあえて御指摘を申し上げておきますが、私は何も東大だからいけないな

んて言っているわけではないのであります。しかしその一方で、優秀な方がたくさんいらっしゃるのだけでも、エリート意識が非常に強いために一般的に辺境の地で外交活動を行うことに生きがいを感じない方もいらっしゃる。そういうことを恐れる。そうでなければいいのであります……。

それから第二点は、第三世界に見られる発展途上国社会の非能率性あるいは宗教上の不合理性というものを頭からばかにして、西欧的な合理性というもので物事を考えるという傾向がもしあったとするならば、それを恐れる。

それから入省時に希望する語学研修も、ドイツ、フランスあるいはロシア語といった、英米語以外にもそういう語学に集まって、アラビア語、スペイン語、中国語といったような、あるいはもっとたくさんございませうけれども、特殊語学をおやりになるそういう志望比率が比較的低い。そういう語学をやると出世の妨げとお考えになるのかどうか知りませんが、そういう傾向もしあるとするならば、恐れる。これについては、もしあるとするならばでなくて、若干あるようであります。それから非常に出世主義的な意識がもし強くて、スペイン語、中国語になることをおきらいにするとするならば、私はこれはゆゆしい問題だと思えます。

というような種々の点も一部には指摘をされておるわけございまして、東大出身者がいけないうわけではありませぬけれども、東大出身者なるがゆえにそういったい申し上げたような四、五点にわたる指摘がかなり比率的に高いとするならば、これはひとついろいろな角度から御検討いただいて、是正すべきは是正をしなければいけないのではないかと思うわけあります。かつてサウジアラビアのファイサル国王が暗殺をされましたときに、サウジアラビア王家の葬儀のしきたりを知るスペイン語が外務省にはお一人もいらつしやなかった。一々特派の派遣の是非を現地に問合せるような体制であったということとは、本当にいまでも語り継がれていることございませうけれども、私はそういうことにも精通

をしたスペイン語を大いに御養成にならなければいけないと思ひますし、また親身になって第三世界の人々、これは中国流の言い方でありませうけれども、発展途上国の人々につき合うヒューマンな心の持ち主を大いにお養いになるような人事運用を大いにしていただきたい。心からお願いをしたと思うわけあります。いかがでございませうか。

○山崎政府委員 外務省におきましては、人事政策におきまして適材適所の判断及び配置先による事情の考慮以外に、一般的にあらゆるレベルの者につきましましていわゆる健康地、不健康地を交互に勤務せしめるというものを人事政策の一つの要素といたしております。この点は上級職員も同様でございまして、いまや健康地と不健康地を交互に勤務することは外務省員の常識となっております。私たちがとしては、上級職員についてそういうものを忌避する風潮があるというふうには承知しております。これは人事政策上公平な見地から十分措置してまいる考えでございませう。

また、特殊語学の研修の点につきましては、従来から上級試験の採用者のうちから例年英語、フランス語、ドイツ語だけでなく、ロシア語、中国語、スペイン語、アラビア語、朝鮮語、ポルトガル語等の語学研修に従事せしめております。今後とも上級試験採用者に対して必要に応じて特殊語学研修を受けさせていく方針でございませう。ちなみに、最近、昭和五十二年の上級試験の合格者の研修語を申し上げますと、英語は十名、フランス語は六名、ドイツ語は二名、そのほかロシア語二名、スペイン語二名、中国語二名、アラビア語二名、計二十六名でございませう。したがって、英、仏、独を除きまして八名の者がロシア語、スペイン語、中国語、アラビア語といった専門語学を研修いたしておるわけでございます。

○中川(秀)委員 もう時間がなくなりましたので、最後のお尋ねをいたしますが、外務公務員法

を読んでいる、私はちよつと意外な感傷がしたものでありますけれども、第七条「外務公務員の欠格事由」の中の「国家公務員法第三十八条の規定に該当する場合の外、国籍を有しない者若しくは外国の国籍を有する者、これは外務公務員にはなれませんが、これは当然のことであります。同時に、この後がちよつと気になるのでありますけれども、国籍を有しない配偶者もしくは外国の国籍を有する配偶者を持つてゐる者は外務公務員となることができないと書いてあるわけですね。そしてまた「前項の規定により外務公務員となることのできなかつた」つまり外国人の女性を奥さんにおもらいになった方は「政令で定める場合を除く外、当然失職する」という規定があるわけでありませう。もちろん政令では、結婚の日から一年を経過するまでに国籍をとれば外交官は続けられますよ、こうなつてゐるわけですが、中には、私は引き続き母国の国籍を保持したい、そういう方もいらっしゃるかもしれません。そういう方の場合は当然失職をするということになつてゐるのですけれども、この法律の制定の趣旨並びに現状の中でそういうことが起こつておやめになるという方もいらつしやるのかどうか、あるいはこういふ規定が、国際化社会の中にあつて時代錯誤と言へないのかどうか、その辺の御見解をまとめてお伺いしたいと思ひます。

○山崎政府委員 御指摘のように外務公務員法中に、国家公務員法とは異なる欠格事由があることは事実でございませう。

この趣旨は、やはり外交官というものが、国を代表いたしまして、全体の利益に奉仕する者として勤務するものでございませうので、特別の考慮から、配偶者についても国籍要件を必要とする、日本国籍を持つてゐることを必要とするということになつておるわけでございます。しかしながら、これはあくまで国籍の問題でございまして、実際の問題として、外国人と結婚することは全く自由でございませう。これはまさに憲法で保障されている自由であると考えます。ただ、そういう外国人

と結婚した外務公務員については、その配偶者が一年以内に日本国籍をとるよう求めるわけでございます。これは外交というもののにつきましては、その事柄の性質上、交渉過程においては若干秘密を伴うこともございませう。特に細心の注意が必要なおことございませうので、こういう立法趣旨となつておるものと考えます。

実際問題といたしまして、外務公務員になりました者で外国人と結婚する者は、毎年事例がございませう。その人たちについて、そういう日本国籍をとることを求めておられますけれども、そのために特に外務省をやめるという事例は、皆無ではないと思ひますが、最近、私の承知しております限り、事例を聞いたことはございませぬ。その意味で、この第七条の規定が大きな障害になつてゐるということはないと存じます。

○中川(秀)委員 終わります。

○山崎政府委員 安井吉典君。

○安井委員 ただいまは在外公館法の審議でございませうが、私、査察の強化だとか日本人子女教育の問題だとかを取り上げたかと考えておりましたけれども、けさの理事会で大体附帯決議にも盛り込まれるという話でございませうので、本論はしばらくおきまして、せつかく園田外務大臣も御出席でございませうので、当面の一番大きな政治課題である日中問題につきまして、若干伺つておきたいと思ひます。

昨日、社会党の飛鳥田訪中団が、先般の公明党訪中団に続きまして北京へ出発いたしました。きょういろいろ話し合ひをしていくところだと思ひます。同じ昨日、飯倉の公館におきまして、福田総理大臣を中心に外務大臣も御出席で、今後の日中平和友好条約交渉の進め方についてのお話し合いが行われたということでありませう。先ほど、中川委員のその内容についての質問に対して、もつとお答えが出るように私は期待をしておつたわけでありませうが、何か木で鼻をくくつたようなお話で、それもそのはず、けさの新聞を見まして、各紙ともニュアンスが皆違ふのです。政府が余りき

ちつとした発表をされないと、そんなようなことに世論が食い違ってくるわけですね。ですから、私は、国会の場を通してもう少し政府の取り組みの方向等について明らかにし、国民の支持を受けるといふ態度でお進めをいただきたいと思うわけでありまして。どうもいつもの園田外務大臣らしくなくて余りお話をされないと、私、もう少しお尋ねをしてみたいと思います。

いままでは、園田訪中によって政治的な決着がつく、そのことについて福田総理大臣の決断が行われるというふうな私にも聞いており、昨日のその協議会がそんなような性格を持ったものじゃないかな、こう思っておったわけでありましてけれども、先ほどの御答弁では、どうもそうじゃないようでありまして、重ねてその点を伺います。

○園田外務大臣 お答えをいたします。

決して木で鼻をくくっているわけではなくて、御丁寧に私の苦しい立場を説明申し上げてお許しを願っておるわけでありまして。今朝の朝刊は全部推測記事であって、内容を発表してないことは御発言のとおりでございます。

昨日は、ただいま言われました外務大臣の訪中も含めていろいろな手順、段取りを検討したことは事実でございます。しかし、この問題は、すでに方向が決まり、そして具体的に目標を定めて段取りをいたす場合には、少なくとも私の方から御報告申し上げる時期は、その段取りがだんだん進んでいって、そして向こうと合意ができて、何月何日ごろからどこでどういふことをやるというようにならなければ、これは相手のあることでございますから、きわめて微妙な時期にここであるという発言をいたしますと、向こうの方では、おれの方はまだ聞いてないとかあるいは私の方の与党内の問題等もございまして、きわめて大事な時期で、この日中間、五年間もなかったわけでありまして。これをいよいよきれいに仕上げるためには大事に大事をとっていききたい、こういうことから、実は内容はお許し願ったわけでありまして、

て、時期がだんだん迫るにつれて逐次御報告すべきことは御報告をしたい、こう考えておるわけでありまして、お許しを願いたいと思ひます。

○安井委員 それでは、福田総理大臣の決断という段階ではなしに、いまいろいろな手順や段階を踏んでいる、そういう時点にあるのだ、そういう中でのきのうの協議であった、こういうことですか。

○園田外務大臣 先般も委員会で申し上げたわけでありまして、総理大臣の本件に関する交渉再開の決断はすでになされているわけでありまして。したがって、その後どういふような手続で、どういふ問題で、どういふふうなやっていくかというこの検討が、昨日の飯倉公館の総理を中心にした検討会でございます。

○安井委員 園田外務大臣は、かつていつでも中国に行けるようにエンジンは吹かし放しにしてある、かけつ放しになっている、こういう御発言もあり、余りかけつ放しにしている時期が長引けば、ガソリンの方が切れてしまうのではないかと心配する人もあつたくらいであります、いよいよそのエンジンは車を動かす、そういう作用をする段階に入ってきていることだけは間違いないと思ふのです。きょうの各紙のいろいろな推測では、外務省が置かれていろいろ外交日程の状況の中からは、四月の九日ごろから十五日ごろまでしかあいてないようだ。訪中はそのころではないかというふうな表現もあります。これはきのう決めたことなのか、そうでないのか、そういうことをここで言えと言つてもお答えはないのかもしれませんけれども、大体当たらずとも遠からず、こう考えてよろしいですか。

○園田外務大臣 安井さんの御推測は友人の推測でありますから、りっぱな御推測だと考えております。

○安井委員 そういたしますと、今度の訪中で、これは政治決着というところにくのかあるいは政治折衝の継続なのか、その点は、いまここでお話をいただけるような段階にないのですか。これ

から外務大臣が訪中されるといたしますれば、そこはもう決着の場合にあるいは折衝の継続の場合なのか、いかなるお見通しをお持ちですか。

○園田外務大臣 政治決着という言葉がなかなかあいまいな言葉でありまして、まかり間違つと、政治決着というのとは両方の意見が合はぬところを適当なところで、玉虫色くらのところで話を決めるということが政治決着だと誤解を受けるおそれがございます。やはり日本国民の方々も納得を、中国の国民も納得をされ、他の国々も、あれならなかなか妥当な条約である、納得されるような決着をつけた。それについては、事務的折衝ではある段階までしかいきませんから、政治折衝をやりたい、政治折衝でぜひ決着をつけた、こういうことでございます。

○安井委員 福田首相は、これまでも交渉再開に当たっては、自民党の党内の説明やその他のいろいろな手はずが必要だといふふうなことを言われており、その中に、交渉再開に当たっては野党代表との会談もいふような意味を発言されたことがある。そうであるが、外務大臣の訪中にそういうような機会を持つ考え方が政府にあるのかどうか、総理大臣御自身ではないので、お答えにくいかもしれませんが、野党との話し合いをなさるのかどうか、その点を、外務省としての考え方で結構です、伺います。

○園田外務大臣 総理大臣のごときでございますから、一外務大臣がお答えすることは僭越ではございますけれども、しかし、この条約はきわめて大事なこと、しかも、日中両国間の長きにわたることを規律する条約でありますから、各党並びに国民の方の御支持と協力がなければとうていできないこととあります。そこで、総理としては、何らかの方法で交渉に入る前に各党の方々の御意見も伺いたいというお気持ちをお持ちのようでございます。

○安井委員 一応伺っておきたいと思ひます。この間、公明党の矢野訪中に出発する前に、福田総理大臣に会われた際、二項目を提示された。その内容は、政府として早期締結に大変な熱意を持っているということ、それからまた、いずれの国とも平和友好を進めるといふ日本の基本的な態度に理解をしてほしい、このような二項目を伝言として携えていった矢野書記長に対して、福田首相は、先方がそのような二項目に対する理解を示せば、外交交渉に入った場合、一定の弾力性ある対応をする用意があるといふことを矢野書記長に伝えたといふふうな伝えられておりますが、それはそのとおりですか。

○園田外務大臣 公明党の訪中をされる前に、総理に会見の申し入れがありまして、私も立ち会つて会見をしたわけでありまして。その際公明党の方では、自分たちは野党であるから、政府間交渉の枠に立ち入らない、しかし、野党として日本の実情を伝え、向こうの実情も聞いてきたい、野党としての立場を貫きたい、こういうことで、総理の本件に関する考え方を聞かれました。そこで、総理が二、三意見を言いましたら、さらにそれを聞いて返して、こういうことを向こうに言つても間違ひはないか、こういうことではございせんか、こういうことが伝言ということになつてきたわけでありまして、そういうことで、特に伝言とあるいは物を託したというわけではございせんけれども、結果としては、総理の決意を向こうに伝えられたということになつたわけでございます。

○安井委員 それに対して、その際に総理から、この伝言に対して中国側が理解を示して会談に入れるようなら、もう少し弾力的な態度を示すことができるということまで矢野書記長に言われたのかどうかという点です。

○園田外務大臣 後の、弾力的なという言葉はなかったと記憶いたしております。

○安井委員 これはやりとりですから、新聞で見た言葉をちよつと確認してみたわけですが、そこで伺いたいのは、これまで二回にわたる事務会談が行われたわけですが、その際には条約の草案をお互いに示し合つて表現を煮詰めるという

その内容は、政府として早期締結に大変な熱意を持っているということ、それからまた、いずれの国とも平和友好を進めるといふ日本の基本的な態度に理解をしてほしい、このような二項目を伝言として携えていった矢野書記長に対して、福田首相は、先方がそのような二項目に対する理解を示せば、外交交渉に入った場合、一定の弾力性ある対応をする用意があるといふことを矢野書記長に伝えたといふふうな伝えられておりますが、それはそのとおりですか。

ところまでいったのか、それとも単なる瀬踏みだとか腹の探り合いと言ふ言葉が悪いかもしれませんが、そういう程度の二回の会談であつたのか、その点どうでしょう。

○園田国務大臣 特に私の方からも佐藤大使には注意したところでありまして、条約の内容には立ち入っておりません。しかし御推測のとおり、交渉再開になったら、問題点になりそうな瀬踏みは両方からしたようでありすけれども、それらも中途でそういう議論をしておつても話は進まぬからやめようということをやめたという程度であります。その際、中国の政府から言われた四項目というのは、やはり中国の姿勢として示されてはおります。

○安井委員 ところで最大の問題点は、今後ともやはり反覇権問題ではないかと私も見ています。公明党に示された四つの見解、いまおっしゃつたそれでありすけれども、その中では中国側の従来からの主張をさらに明確に示しながらも、一方で日本政府の外交方針や立場に対し、従来以上に理解を示してきているという印象を受けるわけでありすが、政府としてはどう受けとめておられますか。

○園田国務大臣 四項目そのものは、御承知のとおり、いままで中国が言つておる方針を一貫して述べたものであります。この四項目について弾力性があるかどうかということは、折衝を前にして私が言うべきことではないと思ひますので、控えたいと存じます。

○安井委員 大事なところへ来るとするのと逃げられてしまふので困るのですが、まあいずれにいたしましても微妙な外交交渉の段階でありますから、内側に立ち入つたことまでお聞かせを願ひうと思ひますけれども、しかしあそこで示されている四項目見解、その中では、一つには、反覇権というの兩國が共同行動をとるということを意味するのではないということをはつきり言つてゐるようです。それからもう一つ、兩國はそれぞれ独自の外交政策を持ち、互いに内政干渉をしな

いということも明言しているようです。それからさらに、会談の中で鄧小平副首相は、いかなる国とも友好関係を樹立するということは理解でき、反覇権条項自体はかの國との友好関係を樹立できないという性格を持ったものではないとも言つてゐるようですね。そして最後に、園田外務大臣の訪中歓迎と、こう言つてゐるところから見れば、礼儀に厚い中国のことですから、日本政府の立場に対するかなりの程度の理解を示したものだといふうに受けとめられるわけですが、これはどうですか。

○園田国務大臣 おっしゃるとおりのこともそうであります。しかしまた一方には覇権反対という、その次に特定の第三国に向けたものではないということ、ロジックが合わないということも強く言つておりますから、今後、さて条約文をつくるということについては、やはりいろいろ議論は出るのではなからうかと思つております。

○安井委員 もちろん原則には厳しい中国ですから、反覇権という意味のとらえ方については、従来と全然変わつていないことだけは間違いないと思ひますが、しかしそれへの対応について若干の変化が出てきているのではないかと感じを受けるものですから、私は申し上げたわけがあります。

この条約は特定の第三国に対するものではないという日本政府筋の考え方を矢野氏が持ち出して打診したところが、副主席の方はそれだとかえつて問題を起すことというので、言下に拒否反応を示したといふところなどは、私は明らかではないかと思ひます。問題はやはりこの辺ではないかと思ひます。この条約は特定の第三国に対するものではないといふようなことを、これではどうですかといふことは、これまで日本政府は中国側に提示してゐたのでしょうか。

それからまた、これもけさの新聞にあるわけでありすが、昨年の十月に自民党の二階堂氏が訪中したときの私案として、この条約を基本とする日中間の平和友好はというのを主語にした

代案のようなあるいは折衷案のようなものを提示して、これに対し中国側は、真剣に検討するといふ意思表示があつたといふうに、これも新聞の報道ですが、このことについて政府のお考えを伺いたいと思ひます。

○園田国務大臣 いまの案等も参考として承つておりますが、いま先生がおっしゃることは、ことごとくこれ、今後の折衝の条約内容に関する問題でございすから、これについてはかたくお答えすることを許し願ひたいと思ひます。

○安井委員 私は、中国の主張するところの、日中兩國が平和友好関係を樹立し発展させることは、このことで特定の第三国に對しようとするものではないといふ主張だそうでありすが、そういうふうな主張に依つてゐるわけなんです、この言葉をも少し分析してみると、日中兩國が平和友好関係を樹立して発展させる、その仕方はいろいろな方法があるのではないか、その一つの方法として特に有力な形式は兩國が平和友好条約を結ぶことである、つまり兩國の平和友好関係の樹立、発展という中に条約の締結というものも含まれるといふうに理解できるのではないかと思ひます。つまり中国のその主張の中に日本の主張も、この条約はという特定した日本の主張も平和友好の促進というその中の一部に入つてしまふのではないか、そういう理解の仕方でもでき、問題のソ連に対する説明もそういうところからつくのではないかと思ひます。要はこれらの表現の問題だと思ひます。いまこれに対してイエスとかノーとかといふお答えはとも出さうもありませんけれども、ひとつ私の見方として申し上げておきたいと思ひますが、どうですか。

○園田国務大臣 貴重な参考として承つておきます。

○安井委員 時間がありませんで、あともう一つ別な問題も伺いたいと思ひますので少ししづりますが、この日中平和友好条約の締結に対するソ連の反発の問題、このこともちよつと伺つておきたいと思ひます。

一月の外務大臣の定期会議のときも園田外務大臣は説明をされてゐる。これは別にソ連の了解を受けてくる事項ではないにしても、その後ソ連側から領土問題その他について、しばしば日本政府に対して日中条約締結への牽制ではないかと受けとめられるような行動が続いてきた事実は間違いないと思ひます。ポリヤンスキー大使の総理大臣訪問でのブレジネフ書簡の手交だとか、あるいは善隣協力条約草案の一方的な公表だとか、タス通信やブラウダ等の次々のキャンペーン、こういったようなことは日中条約を対象にしたものではない明言もございすし、そうでないものもありすけれども、かなりこの条約の動きを意識したものだといふことは間違いないと思ひます。いささか異常ではないかと思はれるような事態まで私は考えるわけなんです、キャンペーンも、これは國として当然のことかもしれないけれども、余り続くといふ感じが受けられないと言へばうそになると思ひます。私は、この際、日本の外交はあくまで主権制を貫くべきだと思ひますが、これならもうはつきりお答えが出ると思ひますが、どうですか。

○園田国務大臣 私も御指摘のとおりだと考えております。

○安井委員 これはブラウダではなかつたかと思ひますが、条約がソ連に敵対し反ソ同盟の性格を持つ以上、そういうような場合は報復措置もやむを得ないといふ意味のキャンペーンがあつたように記憶してゐます。しかしこれも、この条約がソ連敵対、反ソ同盟の性格を持つといふそれが前提なんですから、条約がそういう前提のものではないといふことを明確にすれば報復云々という言葉は当然消えてしまふ、私はこう理解をするわけですね。したがつて、日ソの関係も重大懸案がたぐさあるし、特にいま日ソ漁業交渉が行き詰まつて、中川農林大臣に早く訪ソをせよという希望もあるとか言われてゐますが、公海でもサケ・マスをとらせないといふ言い方をソ連が最近してゐる。これらも全くなかりではないことではないのではな

いかという印象も受けるわけです。したがって、今度の日中条約というのは、日中がともに組んで反ソ統一戦線をつくっていくのだというふうなものではないし、日本は、従来から持っている日ソ友好の外交政策はあくまで堅持し、その具体化、現実化のために一層努力を払っていくのだ。そういうことを今度の交渉の中でも、それからまたその後の外交的な動きの中でも明確に示していく、時間をかけて具体的に、反ソではないのだということとを説明していくということが私は大切ではないかと思ひます。どうでしょう。

○園田国務大臣 ただいまの御発言も御指摘のとおりでございます。日中友好条約が、日本と中国の提携によって真にアジアの平和そして世界の平和に貢献するものであることを的確に明瞭に説明をし、またソ連に対しても理解を求める必要があると考えております。

○安井委員 それからもう一つ、この推進のブレーキのような形になっているのは政府・与党の中の一つの動きだということも言えるのではないかと思います。別な党のことですから、内政干渉的なことを私は言うつもりはありませんけれども、今度のこの日中平和友好条約の締結というものの性格をきっちり理解をした批判であつてほしい、そう思います。

いろんな動きがあるようでありませうけれども、とりわけここで政府に気をつけておいてもらなければいけないのは、この平和友好条約を結ぶことを一つの手柄にして、これで国会を解散して福田内閣を有利に導くのだとか、あるいは逆に、この交渉を挫折させたり、非常に難航をさせることによって福田内閣にダメージを与えるのだとか、そういう底意のあるような動きというものは断じて国民の立場から許すわけにはいかぬ、こう思うわけでありませう。私は、野党に方にはほとんど問題はなくなつてきていると思ひます。問題は政府・与党の中にある、こう思うのですが、この辺について外務大臣としてお考えがあつたら伺いた

○園田国務大臣 このような重大な問題を、一政府の維持とかあるいは政権打倒とか、そういう政治的な問題に使うような方は一人もおられないと私は考えております。しかし、与党の方にもよく御理解を求め、野党の方の御協力も得たいと考えております。

○安井委員 最後に私申し上げておきたいのは、今度のこの条約というのは、かつての思まわしい不幸な戦争の後始末として一九七二年に田中・周恩来国交樹立共同声明、これの最終的な清算だということに常に忘れてはならぬと思ふことであります。あの共同声明の際にも反覇権という言葉はあつたのです。あつたのだけれども、当時は台湾問題への懸念の方が先走つて、余り問題にならなかつた。ところがもう六年近くになつて、条約の締結がおくれてきている。そういう過程の中で反覇権という問題が大きくなりアップアップされてきて、それがいま問題になつていくわけなんですけれども、例のあの不幸な歴史の過去の反省の上で立つて共同声明をしてこの条約、こう続くわけですから、単にこの条約締結が損だとか得だからというもつと前の原点があるということを私たちは忘れてはならないと思ふわけでありませう。アジアの国々もそのことを注視していると思ひます。

私は、これから交渉が進む段階においていろいろ問題が出てくると思ふのですが、常に原点に返るべきだということ、このことを外務大臣も胸におさめ、そしてまた行動の中であらわしてもらいたい、こう思うのですが、どうです。

○園田国務大臣 御意見は参考といたしますが、この条約締結が最終の後始末であるということについては、いささか私考えが違つておりました。共同声明で前のことを終つて、その共同声明を出発点にして、未来にわたつて日中の問題を規定していくのがこの条約であるというふうに解釈をいたしております。

○安井委員 もちろんそのとおりだと思います。しかし、共同宣言のときも、必ず条約は結ぶんですよという約束をしているわけですね。その

約束の履行にもなるわけで、その履行をサポートするあるいはやらなかつたりするということは、こんな大きな信義はないし、対中国だけじゃなしに、対アジアあるいは対世界に対する日本の重大な問題に発展をする、そういうことを私は強調したかつたわけですね。

もう一つ、この際、外務大臣の御出席の際に伺つておきたいことがありますのは、ブラウン米国防長官の最近の国防報告であるとか、あるいは国会に対する証言であるとか、あるいはこれまた最近終つた米韓合同軍事演習、これらの一連の出来事があるわけです。私はこの連続的な出来事の中で感じますのは、日本は北方のいかりという表現でアメリカの軍事戦略の中に位置づけられているということを知りました。それからまた在韓米軍が撤退した後朝鮮半島に非常事態が起きた場合には、米韓日、これがまさに軍事的な一体化の中で連動していくということもまざまざと目の前に見せつけられたという感じがします。そして朝鮮半島有事の際には在日米軍があくまで主力になるということ。沖縄の海兵隊や空軍部隊、横須賀基地の第七艦隊等の派遣、そこから事態への対応が始まつていく、あるいはまた本土からの輸送機が横田中継で朝鮮半島に飛んでいるわけでありませうが、地対地ランスマイルというのは核弾頭もつけることのできるしろものでありますから、それが横田を通過して朝鮮半島に入つたということ、核持ち込みの危険性すらも生ずるおそれがあるというふうなこともこれらの一連の動きの中で感じ取り、非常に懸念をする次第であります。現に三月十五日には沖縄県議会が、自民党も含めて満場一致で、沖縄を前進基地とすることに抗議の決議をしています。自民党も含めてというのは、これはまさに県民全体の合意だということでありませう。基地だらけの沖縄にとつてまさにショッキングな出来事だつたということも間違ひありません。私はこの中で特に感じますのは、いわゆる安保条約の事前協議制、この問題をいまこそ再検討しなければ将来大変なことになるとい

点であります。

二月二十二日のブラウン国防長官の米議会証言、朝鮮半島の有事の際には在日米軍を緊急出動させる方針をそこで述べているわけでありませうが、あの証言の内容について具体的な速記録のようなものをお政府は入手していますか。

○中島政府委員 お尋ねのブラウン国防長官の証言でございますが、これは御指摘のように二月二十二日にアメリカの下院の国際関係委員会の公聴会で行われたものでございます。この証言につきましては、公式の議事録というものがまだできておりませんで、大分時間がかかる、こういうことだそうでございます。で、上がりますれば、当然に取り寄せて調べたいと思つております。

〔委員長退席、村田委員長代理着席〕
当面私どもは、非公式な議事録というもので、これはそこにいた人間がその証言をとつたというふうな記録は持ち合わせております。

○安井委員 手に入りましたら、私どもの方にも見せていただきたい。

○中島政府委員 入手次第お届けしたいと思ひます。

○安井委員 朝鮮半島の事態の発生と同時に、沖縄の海兵隊や在日の海軍、空軍部隊等が朝鮮半島に投入されるといふような新聞の報道であります。これはどういふ実際の表現があつたのか知りませんが、投入といふのは事前協議の対象になるのかならないのか、どうですか。

○中島政府委員 ただいまのブラウン長官の証言でございますが、申し上げましたとおり、全く非公式な、私どもの掌握しておりますところの議事録によりますれば、まず、ブラウン長官はこういうことを言つております。冒頭に、状況によりその具体的内容が決まってくると思ふが、次のような例を挙げることができようというところで、朝鮮半島の近隣地域からの米軍の対応の情勢をいろいろと述べておりました。その最後に、米軍は状況により、また米国の決定に応じて、地上兵力すなわち沖縄にある海兵師団及び旅団を二、三日以内

に移動することができるよう云々ということをお述べておられます。この点は、私どもの把握しておりますが、非公式な議事録によりますれば、英語では、ウィークッドムーブグラウンドフォース、地上部隊をムーブすることができるようということをお述べておられます。この発言から推測いたします限りは、別に、ブラウン長官が沖繩の海兵師団をいわゆる戦闘作戦行動に発展させるといふような意味で用いていたとは必ずしも考えられない、要するに朝鮮半島地域に部隊をムーブすることができるようであるという趣意を述べただけでございます。それから推測いたしますところは、実際の問題といたしましては、従来からお答え申し上げておりますように、戦闘作戦行動の発進基地としてわが施設、区域を使うということになれば当然に事前協議が必要になってまいりますし、そのような行動でなければ事前協議の対象にはならない、こういうことになるわけでございます。

○安井委員 これは金丸防衛庁長官が、きょうはいないのではありませんか、今週のNHKの国会討論会の際に、移動も事前協議の対象になるという趣意の発言があつたと思ひます。一部の新聞にもそういう報道があるのですが、これはどういふふうな解釈すればいいのですか。

○伊藤(主)政府委員 金丸長官の発言につきましては、予算委員会におきましても、出動の場合に事前協議の場合もあるだろうという御答弁をなされたことがございます。そのときに私が補足いたしました、いわゆる事前協議の対象になるのは空挺部隊の戦場への降下あるいは地上部隊の上陸作戦ということが前提になつた場合の出動、これは事前協議の対象になりますということをお説明申し上げたことがございますが、大臣もNHKの討論会におきましては、そういう御持場で御発言になつたというふう聞いております。

○安井委員 そうすると、この大臣の発言の移動

もという明確な言い方は誤りなんですか。

○伊藤(主)政府委員 私正確に記憶しておりますけれども、出動という議論のときに言われたというふうな記憶いたしております。それは、いま申し上げましたような三つのような場合を前提とした御発言であつたというふうに聞いておるわけでございます。

○安井委員 これはもう少しそのときの発言を、ビデオがあると思ひますからびしつととらえてはつきりさせていただきます。

そこで、作戦行動が移動かという点であります。戦争状態にある地域に対して部隊が移動するということが、これはもうすべて戦闘行動につながるわけですね。戦闘行動があるところに戦闘に何にも関係のない部隊が行くなんということは考えられないわけですから、戦闘行動に直接つながるといふことは間違いないわけですね。特に沖繩駐とんの海兵隊のごときは、戦争が始まつたらまず真っ先に飛び込んでいく実戦部隊であるわけですね。その戦闘部隊が移動するというのはこれは戦闘行動ではないんだ、移動なんだ、そう言いくるめるといふぐらゐらばうな話はないと私は思ひます。普通の場合にはないのですよ。いま何にもないときに行くというならこれは別なんですけれども、有事の場合には海兵隊が行くということは、平穩な移動だといふようなことを幾ら言われたって納得する人はいないのではないかと私は思ひます。

そして移動が出撃かということ論争をし、その論争によつて政府の方は事前協議のチェックから逃れようとする。そういう議論をするというところは全くおかしいと私が思うのは、アメリカがどこかの国と交戦する、その交戦する相手国から見れば、こつちの方は国内で移動が出撃かと言つて争つてゐるけれども、向こうの方から見れば、相手方から見れば移動も出撃も同じなんです、自分の方に攻撃をするための行動でしかないわけなんです。その出撃あるいは移動の基地である沖繩なら沖繩というの、名前は移動になるうと出撃になるうと、向こうからすればそれをたたい

て撃滅していくという作戦を持ち、そういう意思を持つのは当然じゃないですか。あくまで攻撃目標になるというところは、移動も出撃も同じなんです、実際特に海兵隊の場合は、私はそんなことがわからないはずがないと思ひますが、もう一度お答えいただきたい。

○伊藤(主)政府委員 戦闘作戦行動というのは、一つの指揮系統の中に入つて作戦するのが作戦行動でございます。したがって、海兵隊が移動していつて在韓米軍司令官の指揮下に入つて、それから行動するというのがまさに作戦行動でございます。まして、前方展開をやつておりますアメリカの部隊が一つの作戦を行うために一つの場所に集結するといふことは、直接の作戦行動といふふうには考えられないと思ひます。

○安井委員 そういふ理屈は、それはいろいろ言うことができるかもしれせんけれども、一たん事が起きた場合は、相手方から見れば移動も出撃も同じなんです、そこを攻撃目標にするという気持ちには、向こう方はそうすると思ひます。移動が出撃かということが問題になるのは、日本の政府が事前協議の対象にするかしないかという、アメリカとの話し合いの中で起こるただそれだけの形式的な問題でしかないわけですね。ですから、私はこの際、日米安保条約の事前協議制は何のため設けられてゐるのかという根本にわたつての疑問をもう一度提起してみなければならぬと思ひます。

私どもの聞く限りでは、日本に米軍が駐留する、そのことによつて他国の紛争に巻き込まれるおそれがある、それを防ぐために事前協議という仕組みがある、それにイエスと言うかノーと言うか、それは日本の判断いかんなんだ、こういうふうな説明されておられますが、事前協議制というのは私の解釈でよろしいのですか、園田外務大臣。

○中島政府委員 事前協議制度を設けました趣旨等のお尋ねでございますが、これは例の第六条の実施に関する交換公文に掲げられてありますように三つの事項につきましては、わが国の意向に反

して米軍が一時的にそのような行動をとることがないようにするというのが基本的な趣旨でございます。

○安井委員 それはそういうふうに書かれてゐるのですが、その趣旨というのは何なのか、日本を紛争に巻き込まないためにそういう仕組みができたのじゃないですか、その意味合いなり趣旨なりを伺つてゐるわけですね。

○中島政府委員 先ほどから御議論がございまして、たとえ戦闘作戦行動のためでなくとも日本から特定の地域に米軍が移動していくといふことを相手方から見ればそれは敵対的な行為であつて、したがつてそれに対する報復を招くのではないかといふのがポイントといふふうな理解いたしておりますが、多少細かな問題になります。まず第一点として指摘させていただきたいのは、これは従来からいろいろ議論のあるところでございまして、いづれにしろ米軍が国際法上許されないような勝手な行動に出るといふことはまず考えられない。米軍が出ていく、米軍が行う行動といふものは、国連憲章上許されるところの、基本的には自衛権の行使といふことになるわけでございます。その集団的自衛権を行使するために日本の施設、区域をたとえ使つたからといって、それに対して相手方がこれを侵略の基地だといふことで攻撃をしかけてくると思へば、相手方自身がそもそも初めに行つておりました侵略行為のそれは拡大行であるといふことが一点あるわけでございます。

そこで、まあそれはさておいても、わが国の施設、区域から米軍が出ていくといふそのこと自身には、軍隊でございしますから、当然に軍事的な意味合いがあるわけでございますが、いわゆる事前協議に関する限りは、そのような軍事的な行動のうち、いま防衛局長からお話がありましたような戦闘作戦行動にしばつて、これを事前協議の対象にするということになつておるわけでございます。戦闘作戦行動といふのは、いまもお話がありましたように、直接戦闘に従事することを目的と

した行動でございまして、いわば俗に言えばばちばちというような行動を言っているわけでございまして、そのようなことがわが国の意向に反して勝手に米軍によってとられるということがあってはならないというのが事前協議の趣旨でありまして、それ以外の行動、すなわち米軍が所定の位置につくとか、移動していつて特定の海外の別基地で出撃に待機するというようなことまでも含めてこれを事前協議の対象にするものではないということが趣旨でございまして。

○安井委員 ちよつといま議論をする時間がありませんので、私はここで問題提起だけをしておきたいと思うのですが、事前協議の戦闘作戦行動についての政府の統一見解は、これは沖繩国会のときの四十七年六月七日の沖繩・北方特別委員会ですでに示されています。先ほど来おっしゃっているのはそれだと思ひます。この統一見解の中にも戦闘行動の典型的なものを二つ三つ挙げており、それから「このような典型的なもの以外の行動については、個々の行動の任務・態様の具体的内容を考慮して判断するよりほかはない。」とあります。それはそれでよいでしょう。とてもここで挙げ切れないようないろいろなケースが出てくるというところで、「個々の行動の任務・態様の具体的内容を考慮」と言うのですが、これの基準が明確でないものですから常に議論が起る、私はそういうことではないかと思ひます。

そこで、現在の事前協議の基準というふうなものをこの際もう一度洗い直す必要があるのではないかと。たとえば部隊は小さくともその質で判断をする、すぐ戦闘部隊という海兵隊のようなものとか、配置の問題でも、一個師団以上ということになってはいるけれども、航空母艦などの働きというものは、航空母艦一つの方が陸上の一個師団以上の働きがあるのではないかと、もう少し一つ一つのケースについての判断の仕変えというのが必要になってきたのではないかと。あるいはまた、さっき私が指摘いたしましたように、戦闘地域に対する移動というのは、これは出撃と異ならないのじやないですか、そういう移動という中身ももっとも細かな判断をする必要があるのではないかと。特に領海十二海里といういまの段階に来て、三海里のときに考えていたものと、十二海里になったのと、もう少し変わってきていいと思うのです。領空も領海も広がったわけですから。

そういうような場合や、あるいは有事駐留理由基地、補給基地等の場合もいろいろありますけれども、もう少ししほり考える必要があるのでは、いまの事前協議制というのは、日米安保条約が始まって以来一つもないでしょう。外務大臣、そうでしょう。ただの一回もないのですよ、事前協議があつたというの。大きな戦争がなかったのかもしらぬけれども、ベトナムもあつた、しかしただの一度も使われたことのない規定なわけですから。そんなものを相変わらず、事前協議があるから戦争に巻き込まれやせぬよと政府は国民に説得したつて、これは説得の値打ちは全くないものだと思います。ですから私は、実効の上があるような事前協議の運用基準というものをもう一度つくり直せということを提言したいわけでありまして。

そして、この防衛問題はとても短な時間では処理し切れないので、いままでも国会の中では予算委員会、外務委員会その他の場でいろいろ防衛問題が議論されているが、この内閣委員会が防衛の所管なんですよ。ところがこの国会の中では、この委員会には防衛関係の法案がないのですから議論の機会がない。私は、やはりかなりの時間をとって、適当な機会に、理事会等の御相談の上で防衛問題の集中審議の場を委員長、おつくりをいただきたい、こう思ひます。

前段は、事前協議についての基準についてもう一度考え直す気持ちがないかということを外務大臣に伺いたい。それから後段は、委員長の御決意を伺いたい。

○園田国務大臣 安保体制は、御承知のとおりに日米基軸となつて、日本の安全としてアジアの平和を守るためになされておるものであります。したがひまして、日本自体が脅かされるかあるいは

アジアの平和が脅かされるか、そういう場合に発動されるものでありまして、それ以外は、逆に、アジアに紛争を起こす場合には日本は協力する必要はないわけでありまして。

いままで事前協議の例がないということは、事前協議をする必要がなかったということはいふては困ると思ひます。事前協議についての両国間の連絡はさらに緊密にしたいと考えておりますが、現在の段階において、これを洗い直す、見直すということは考えておりません。

○村田委員長代理 安井委員に申し上げます。ただいま安井君から御提案になりました案件につきましては、理事会に諮りまして、御趣旨の線に沿つて進めてまいりたいと存じます。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時十六分休憩

午後一時四分開議

○始開委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。木原実君。

○木原委員 午前中の安井委員と外務大臣とのやりとりを爲と拝聴いたしました。私も少しも問題にこの問題でございまして、党を挙げてこの問題に取り組んでおるといふような事情でございまして、長いこと私も、中国と善隣友好の関係を結ぶというところが、わが国を初めアジアの平和に大きな礎石を築くことである、なにか平和条約の締結については、大臣も申されたように、将来にわたつて日本と中国との平和と発展のいわばレールを敷く仕事である、こういうふうな認識をいたしておるところでございまして、私どもの党としても、昨日、党首の飛鳥田委員長を含めまして首脳が訪中をしておる、こういう事情でございまして、当然のことでございますけれども、野党として

ましてできるだけの道を広げたい、こういう気持ちで努力をいたしておるところでございます。さきには公明党の首脳訪中ということもございました。これらのことにつきまして大臣の受けとめ方についてひとつ御見解を承つておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○園田国務大臣 当面の大きな問題である日中友好条約に絶えざる御激励と御支持をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

なお、ただいま社会党からは委員長が団長となつて訪中をしておられるわけでありまして、実は総理は、前段申し上げましたとおり各党、国民の支持と協力を得たいという念願から、飛鳥田委員長とお話があればお会いしてという気持ちがあつたわけですが、御承知のような都合で出発直前に会うことができませんでした。しかし、それ以前にしばしば会合で一緒になっておりましたが、飛鳥田委員長の御意見も総理の御意見も、両方でこの問題について話をしておられたことを私は横で聞いておりました。なお電話等でも連絡をとられたはずでございます。私といたしましては、きのうの検討会の内容等をまだ申し上げることはできないのは、飛鳥田訪中が帰られた後、御意見等も承つて万遺憾なきを期したい、こういうことでおるわけでございまして、お帰りになつてお話を聞いて、これを参考にしたいと考えておるわけでございまして。

○木原委員 たまたま政府が交渉の再開を考へるような時期に私どもの党首が訪中をいたしておるわけでございますけれども、私どももせつかつくの党首の訪中をございまして、これからの交渉につきましても何かしかなるような成果があればと期待をいたしているところでございまして。ひとつこの種の問題は、与野党が一致をして国民的な理解の上に立つて推進されることが望ましいと考えておるところでございます。

そこで、いづれにいたしましても、国民的な課題でございますから、この交渉等をめぐりまして、国民の中にも交渉当事者の一挙手一投足について

関心があり、注目されているのは当然であると思
います。おおむねの腹づもりとしては、総理
が五月に訪米をされるという日程があると聞いて
おりますけれども、その前には何らかの形で妥結
ができる、こういう期待を持ってよろしくござ
いますか。

○園田国務大臣 日中平和友好条約は、御承知の
とおりアジアの平和そして世界の平和の基礎に
なるものであると考えておるわけであります。さ
ら、一番大きな問題であるし、総理訪米までに見
通しがつくこととにいいことだと思つて、そう
いうことを目標にしながらやっておりますわけでござ
いますので、それ以上は御推察をお願いしたいと
思います。

○木原委員 交渉が成功してほしいという気持ち
が強いものですから、直接交渉にかかわるような
問題については、私の方からも立ち入ることは避
けたいと思つて、ただ、このような段階になり
ましたも、御存じのとおり、平和条約の締結につ
きましてなお慎重論を唱えられる向きがあるわけ
でございます。私もとしましては、共同声明を
基礎にして積み重ねられてまいりました交渉の上
に立つて、速やかに妥結に向かうべきときが来て
いるのだと考えているわけでありますけれども、
慎重論を唱えられる向きがあります。ある新聞の
世論調査によりますと、国民の中でも、それぞ
れ慎重に対処すべし、こういう意見を持たれる方々
がやはり半数近くいらっしゃる。速やかに締結に
向かうべしという意見と慎重を期すべしという意
見とが相半ばするような数字が出ています。これ
は考えようによりますと、国民の強い関心の中
で、なおそういう慎重論があるということは、容
易なぬことではないかと考えるわけでございます。
当然、この種のご意見から、国民の理
解と、それから何よりも支持の上に立つて、将来
にわたって一点の疑念も残さないということが大
きな前提にならなければならぬのだと思つてお
ります。

そこでお伺いするわけでございますけれども、
さまざまにある慎重論につきまして、外務大臣と
してこれらの疑念やあるいは疑問に對しまして、
これから先どのように理解を求め、あるいは説得
をなさるのか、腹づもりをひとつお聞かせ願いた
いと思つたのですが、いかがでしょうか。

○園田国務大臣 慎重にやれとおっしゃる方々の
御意見の中にも、いろいろ分かれておるような気
がいたします。一つには、今日行われておる中ソ
の紛争の中に巻き込まれるのではないかと、そして
ソ連から報復手段を受けるのではないかと、慎重
論。それからもう一つは、政治形態の違う共産
主義の国と日本がなぜあつて条約を結ばなければ
ならぬかという、大分かたい方の御意見でござ
います。もう一つは、日本国民が何となく思つ
ているのは、どうもソ連と中国は違ふと思つて
いるが、中国も本当に日本と仲よくしてやつてい
くと思つてゐるのかという何となくの不安、こう
いう三つだと思つて、したがひまして、各方面に
それぞれ説明をし、御理解を願わなければなら
ませんけれども、要は、今度の再開になった後の交
渉、それから結論、これによつて、真に日本も中
国も両国の平和を願ひ、アジアの平和を願つてお
るのだということが明瞭になること、そしてもう
一つは、ソ連を敵にした両国間の同盟条約みたい
なものではないかということを明瞭にすることに
よつて、こういう方々の御理解を願ひたいと思
つてあります。

なおまた、共産主義国と日本の国との、政治形
態の違ふ国の交際にもう近ごろの常識でありまし
て、日本はどこの国とも、共産主義の東欧諸国と
も交際を結んでおるわけでございます。隣国の中
国とだけ条約がないわけでありまして、この条約
もいま改めてやろうというわけではなくて、共同
声明で言い交わした仮証文を本証文にするとい
うことでございます。そしてまた、政治形態の違
う日本と中国が提携することによつて、真に戦争の
ない平和共存の社会ができるということにわれわ
れは一步前進しておるのだ、こういうことを十分

御理解願ひようになつて努力をし、この交渉及び結末に
ついては、国民の方になるほどどうかと納得され
るようなことをやりたいという決意を固めておる
わけでございます。

○木原委員 それらの点が問題点だと思つて
います、午前中も論議がございましたように、また焦
点でございましてたとえ覇権という問題の解釈
につきましても、やはり否定的な見解がある。中国
の見解ですと、覇権というの一般的な用語であ
るよりもすでに政治的な用語になつてゐる。しか
しわが国の方は、覇権というの一般的な用語と
して解釈をしてきた。それを一つの条約の中に入
れるわけですから、どうしてもそこにはロジック
に反するところや無理なところがある、こういう
わけなんです、そこが恐らく御苦心の存するところ
だと思つて、そこを聞き方は粗雑ですけれども、
本当にロジックに合ひ、相互に理解のできる成文
が、これは仕上りなければならぬにないわけ
なんです、両論併記のような形になるおそれ
はないですか。

○園田国務大臣 両論併記のようになつて
は、国民の方も納得されないし、それから中国の
国民も納得されないし、その他の世界の国々も納
得されないと思つて、しかし、両国とも平和を
願ひ、そしてお互ひに内政外交、お互ひの国の独
立国家としての主権は拘束しないというものであ
りますから、条約の内容をどのように持つていく
かというところは今後の問題でありまして、私
はこう考えておるところでございます。

○木原委員 中身には立ち入るつもりはござい
ませんけれども、国民の心配の中にあるのは、よく
伝えられておりますように、それからソビエトの
方からも反撃をいいますか反発があるように、反
ソ同盟的な性格を持つのではないのか、こういう
点に尽きるのだと思つて、国民の安心を願うた
めにも、やはり関連をして残る問題は、これから
のソビエトに対するわが国の対処の仕方といいま
しょうか、外交政策に返つてくるのではないかと

こういう感じがするわけです。しかも、私どもも見
るところでは、対ソ外交関係というのは、現状に
おきましては、北方領土の問題、これはかみ合つ
ておりません。あるいは漁業交渉もきわめてシビ
アになつてゐる。あるいはまた、最近は何か軍事
的にも緊張したような側面が出てきてゐる。シベ
リア開発等につきましてもはかばかしい協力の進
展が見られない。幾つかの点を挙げてみただけ
でも、対ソ連外交というのは閉塞状態にあるよう
な感じがするわけですね。その上、今度中国との
関係は友好条約が成立をする、こういう形になつ
てきますと、どうもいままでの流れでまゐります
と、好むと好まざるにかかわらず、対ソ関係は
もっと冷たいものになつていくのではなからう
か、この心配が残ると思つてゐるのです。

そうなりますと、外務大臣おっしゃられたよう
に、日中は日中、日ソは日ソだ、こうわが国の立
場を割り切りまして、そういう関係が残ります
から、残る問題というのは、これからの対ソ外交
をどういう形で親善友好の路線に乗せていくか、
こういうことに帰すると思つてゐるのです。いわば日中
以後の日ソに対する外交の展開について所信を
承つておきたいと思つてゐるのですが、いかがでし
ょうか。

○園田国務大臣 まさに御発言のとおりでござ
います、きわめて大事なところでございまして、日本
の国民すべての人々が、いまの御発言と同様の心配を
いたしておるところであると思つております。中
ソが御承知のような状況でございまして、日本
と中国が条約を結ぶことは好ましいと思つては
ございせん。しかし、締結した以後、これがき
わめて大事でありまして、その以後、本条約が、
同盟をしてソ連に共同敵対行動をとるものではな
いということが明確になり、そして理解を求め、
日本とソ連の間には領土の問題は意見が対立して
おりますが、それ以外の問題はお互ひに相助け相
補うという利害関係はあるわけでありまして、
日中以後、われわれは心してソ連に対する友好の
関係を推進していかねばならぬと思つてお

ます。

○木原委員 対ソ関係につきましては大臣のおっしゃられる心構えはわかるわけですが、先ほど申し上げましたように多くの点で閉塞状態にあります。何らかの形でこれを打開していくという努力が残っているわけですね。私もまた心配いたしますのは、日中との条約ができることによって、午前中も報復という言葉が出ましたけれども、そういう圧力が加わってくるとなると、現状でも閉塞状態にあるわけですが、それをこじあける努力というのは容易ならぬものがあると思うのです。これからの対ソ外交を展開をする上で何か新しい足がかりになるようなものはお考えになっていらっしゃるのですか、どうですか。

○園田国務大臣 ソ連に対する友好関係に全力を挙げることは御発言のとおりでありまして、そのためには何をやるか、これはこの前モスクワに参りましたときにもお互いに意見を交換しているわけでございます。いろいろな問題があるわけでございます。そういう問題を逐次解決しながら善隣関係を深めていきたいと考えております。

○木原委員 日中友好条約の締結によっていままでいろいろなことが伝えられておりますけれども、ソ連側の反発があると判断をなさっているというのですか、そういうことはないだろうというふうにお考えになっていらっしゃるのですか、いかがでしょうか。

○園田国務大臣 相手のことでありますから、私ごとやかく言うべき問題ではありませぬけれども、今度結ばれる友好条約がソ連に対する敵対行動を意味するものではないということがわかれれば、世間の人がごもっともな条約だということになれば、その世間の常識を押し切ってソ連が報復手段であるとか、その他に出てくるようなことはあり得るはずがないと考えております。

○木原委員 もう少し遠回しのことを聞きたいと思うのですけれども、将来にわたって近隣諸国との安定した平和の体制をつくっていかねければならぬという使命があるわけですね。中国とソ連との不幸な対立があるのですけれども、短期的もしくは長期的に見まして、中ソの関係は和解の可能性はあるのか、もっと長く冷たい対立の状態が続いていくと判断をなさっているのか、これは外交当局の情勢判断のようなものをお聞かせ願えたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○園田国務大臣 予測し得る近い未来において中ソ関係が変わるとはただいまのところ考えられません。しかし、ソ連の方は、私が行ったときにも日本が中国と条約を結んでこの紛争に巻き込まれるということはい言いますが、直接言葉を出して中国を非難することは言いませんでした。そしてまた、新聞の伝えるところによると中国にはソ連から国交正常化を申し入れたなどということもありますので、遠き将来では緊張よりも緩和の方に向かっていくであろうとは思いますが、予測し得る近き将来においてこれが変化があるとは考えておりません。

○木原委員 残念ながらわれわれは引越するわけにはいかないので、この対立関係というのは好むと好まざるとにかかわらず影響を受ける地理的地位にあるということを考えますと、私もどしどし非常に関心のあるところでございまして、しかも、その中の一方と条約が締結をされる、他方ではなお岩のようにかたくドアが閉ざされている、こういう状態なものですから、その辺に国民の不安も存すると思えます。

そこで、もう少しそれらのことについてお伺いをしておきたいわけですが、新しい対ソ外交を展開するに当たって、従来何か善隣協力条約といったものが発表されたり、北方領土の問題等についても御承知のようなやりとりがございました。これは新しい手がかりを求めるために全部いまままで問題を拒否してきた。つまり、北方領土の問題についても、これはいろいろな変遷がありまして、現状はどうにもならないような意見の対立があるままに推移をしている。それからソ連側から出てくるものにつきましてもかなり

一方的なものもある、これらを拒否しているわけなんです。しかしその間に、大臣が先ほど申されたことをもう少し具体的に伺いたいのですけれども、何かこちらからアプローチをして取りかかっていくという問題は持ち合わせていないのございいますか。

○園田国務大臣 ソ連が発表した善隣協力条約については、平和条約を解決しない間はわれわれはこれを受け付けないという方針は一貫をいたしております。しかしその他の問題で、話し合う問題は幾らでもございまして、またソ連の方も日本に望む問題等も内々ありますので、そういう問題を逐次解決していつて相互理解をだんだん深めていきたい、こう思っております。

○木原委員 つまり領土問題が一向進展をしないという状態がありまして、それで入り口が閉ざされてしまっていて、ほかのものがそのためにほとんど進行をしないといったような形になりますと、こじあけようにもこじあける問題も出てこないという形になるわけですね。私もそれはそういうことも含めまして、特に日中後の対ソ関係を重視した場合に、やはりこちらの考え方や言葉の上でのアプローチではなくて、具体的なこともやものによって対ソ交渉を始めるべきではないのか、こういうふうに考えるわけですね。何かこれからのものを考えていきたい、あるいはいばものがあろうとございいますけれども、いずれにいたしましても対ソ外交につきまして、日中に伴う問題であることは間違いないと思うのです。それらのことについて一定の展望が立てば、国民の中でも、当初申し上げたような不安感といましようか、この日中問題についての理解がもっと進展するのではないかと、こんなふうな考えからお聞きをしたわけですね。

それからなお懸念を持たれる方々の中に、これは新聞でも与党の方々にそういう意見があるというふうな伝えられておりましたけれども、尖閣列島の帰還の問題が取り上げられていて、この条約の交渉の中で双方において触れない、こ

う確認でございいますか、自然に触れていないということではあるかと、自然に触れていないわけですか。

○中江政府委員 尖閣諸島は、先生も御承知のとおり日本の固有の領土でございまして、いづれの国を相手といたしましても本件を取り上げるべき性格のものではないというのが日本政府の基本的な態度でございまして、これには変更はございません。

他方、日中のいまの平和友好条約の交渉の過程におきましてこの尖閣諸島の問題が言及されたこともあるかというところは、全然ございません。また、そういうことは全く関係のない、日中間の将来を展望した条約のための交渉が行われている、こういうふうにお聞きしたいと思っております。

○木原委員 尖閣列島の問題につきましては、日本はかねてから、固有の領土である、こう主張いたしておりますが、沖縄返還の当時に中国の方で占有権があるんだという意味の意思表示があったわけですか、どうでしょうか。

○中江政府委員 沖縄返還のときではなくて、一九六八年にエカフェ、いまはESCAPという名前になっておりますが、国連のエカフェがあの水域の埋蔵天然資源の調査をいたしまして、あの近辺に石油資源がありそうだという報告が出ましたから、最初に台湾が、あの島は自分のものだということを出しまして、続いて北京政府の方でもそういうことを言ったことがございまして、これは国交正常化前の一九七〇年ごろの話でございまして、沖縄返還との関連で本件が出ましたというのは、つまり沖縄返還といいますが、サンフランシスコ条約であの地域にアメリカが施政権を行使しておりましたそのアメリカの施政権下に尖閣諸島は置かれていたもので、沖縄返還によって返ってくるに当然のことながらアメリカの施政権が、尖閣諸島に関する部分も日本に返ってきた、そういう経緯として御説明したことはございまして、けれども、沖縄返還に伴って何か問題があったかと言ふとそれは全く問題がなかった、こういうこ

とでございます。

○木原委員 そうしますと、尖閣列島の問題は具体的な外交交渉の日程に上ったことはこれまでもない、わが方としてはそういう事情できちんとした領有権があるのだ、したがって今度の条約交渉の中でもこの問題に当方から触れる必要は少しもない、こういうことですね。したがって、中国の方からはそれには触れていないという一つの事実関係が生まれているというふうな解釈してよろしいですね。

○中江政府委員 そのとおりでございます。

○木原委員 国民の慎重に対処せよという議論の中には、大臣もおっしゃったように、ほかにも幾つかの議論があるわけですが、やはり領土の問題にかかわることであるとか、あるいはまたいまの情勢の中でソ連との関係といったようなことが私どもとしては大きな疑問として残っているのではなからうか、こういうことでお尋ねをしたわけでございます。いずれにいたしましても、日中関係につきましてはよく交渉の機が熟して、外務大臣の御努力を中心にして私たちとしても成功を期待したいと思っております。

そこで、もう少しそれ以外のことを伺いしておきたいわけですが、総理が五月に訪米される日程が決まったというお話を聞きまして久しいわけですが、総理がアメリカを訪問されて、アメリカの大統領と会談をされる会談の主要なテーマはどのようなことを想定されているのでございませうか。

○園田国務大臣 首脳者会談における議題については、ただいま両国間で外交ルートを通じて打ち合せている最中でございますけれども、大体、総理が先般答弁されたように、アジア情勢、世界情勢そしてその中における経済的な第一の地位にあるアメリカ、自由側の第二位なる日本、こういうものの責任あるいは両国間の問題、こういうことが議題になるであろうと見当をつけて、向こうと折衝しているところでございます。

○木原委員 私どもとしても、両国の首脳が

会談をされること自体はいいことだと思えますけれども、どうもこの時期に参りまして何を話し合はれるのか、経済問題などが恐らく中心になりはしないかと思ひますが、それらの問題についてもこちら側から何か積極的な提案するものがあるのだから、一体何を話をして行つて、何がテーマでどういうことになるのだから、総理のこの時期での訪問につきましてはどうも少し合点がいかないような感じがいたします。お出かけになるわけですから、それだけの問題を携え、それから詰めるべき話があることは間違いありませんけれども、この中でこの首脳会談を基本的に性格づけるものは何か、こういう理解が私どもにはなかなかできないわけですね。おっしゃいましたように、一般的なアジア情勢の変化に伴う問題や国際的な諸問題やそれから当面の経済問題、こういうことがテーマとしては考えられるわけでありましてけれども、経済問題を除いてはさしたる大きな問題もないのではないかとこのように考えているのですが、しばらくしていきましますと、つまり性格づけをいたしますと、五月の首脳会談は何を中心にした話になるか、お心構えをお伺いをしておきたいと思ひますが、いかがですか。

○園田国務大臣 一番大きな問題は、米国と日本の立場から見た世界経済をどうやるか、御承知のとおりその後に先進首脳者会議があるわけでございますから、やはり通貨問題、貿易問題、それから発展途上国問題、自由貿易、こういうことが主な議題になると考えております。

○木原委員 私どもが心配いたしますのは、従来経済問題をめぐりまして、アメリカと日本の関係の中でどうもアメリカのペースが強過ぎる。ですから、下手にまいりますと、せめてドル防衛をアメリカにお願いするような会談になったのではどうも身もふたもないのではないかとこのように感じます。日本もこれだけ苦心をして国内経済の浮揚策をやっておるわけですから、せめてそれならばアメリカに對ししてもきちっとした提案をし、言うべきことを言う、そういうテーマが

世論の中からも出てくるような背景でないか、この首脳会談は何か定期便みたいな感じがするわけですね。その辺は恐らく外務大臣の御所管のほかに政府の中においても検討なさっていると思ひますけれども、やはりもっと積極的な提案を持って訪米をされるという、そういうお考え方はどうでしょうか。

○園田国務大臣 いろいろな問題で率直に話し合い、積極的に話し合うことは御発言のとおりでございます。ただいまの発言も重要な参考としてそういう方向で議題を詰めていきたいと思ひます。

○木原委員 その時期までに日中条約についてのめどがついておれば、当然日中関係の条約の締結その他の問題についても話し合いのテーマになると考えてよろしうございませうか。

○園田国務大臣 それは話題になるのが当然の儀礼であると考えております。

○木原委員 もうこの辺でこれらの問題については終わりたいと思ひますが、冒頭申し上げましたように、日中条約の問題は、私どもとしてはかなり大詰めの段階にきている、この時期がしかも一番重要な時期である、こんなふうに考えております。そして首脳会談の中で日中条約の問題が話題になるようにそれまでにきちっとしためどがつくことを期待したいと思ひます。そんなようなことこれから先も外務大臣の御努力を期待いたします。

そこで一般的な質問はこの程度にいたしました。本題の法案に触れての問題を少しばかり申し上げたいと思ひます。

午前中の理事会で附帯決議をつける、こういうことの御決定をいただいたと承つておるところです。いずれも在外公館に勤務する公務員の処遇やそれにかかわる問題について外務省としても努力をすべきではないか、こういう趣旨になっておるわけですね。百数十カ国の各地に多数の外交官の皆さんが勤務をしておるわけですから、処遇その他についてもなかなか一律にはいかない面も確

かにあると思ひます。しかし、いずれにいたしましても、大変に国際化の進んだ中で外国に勤務をされておる人たちの御苦勞は、恐らく十年前とは著しく様子が変わつてきておるの点に見受けるわけですね。したがって、幾つかの点について処遇を改めていく時期にきているのではないかと、こんなふうに考えておるところです。委員会として附帯決議はそういう方向で作成されておるといふふうに私もいま拝見をしたわけですね。

ただ、その中で一つだけ強調しておきたいことがあるわけですが、外国に勤務をする人たちが大変に住宅問題に困窮をしておるといふ事情があるわけですね。先進国を含めまして、どの国も首都には人口が急増をするという事情がありまして、聞いてみますと、任地に赴任をしましても住宅にありつけない、任地に赴任をしましても住宅に非常に忙しい初めの時期を、仕事の面と住宅探しに追われているというふうな事情がある。したがって家族を呼び寄せるまでもにかなりの時間があるといったような話を至るところで聞くわけですね。せめてそれらの問題について何らかの解決の道を図りたい、私どももこんなふうに考えておるところです。

そこで、一つだけ伺いをいたしておきたいのですけれども、外務省として、現在は住宅手当ということで対処をしておるわけですが、これらの住宅事情にかんがみて、何かいまままで改善の措置を考へられたことがあるのでしょうか。

○松田説明員 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、在外職員に住宅に關しましては、外貨建てで支払いますところの住居手当をもつて支弁するところの住居手当としております。御指摘のとおり、地域によりましては借りるにも借りる家がない、あるいは非常に高いという困難な事情があるところもございまして、このよう住居事情の悪い地域につきましては、昭和四十八年度以来、逐次簡易宿舎の国有化、購入を進めてまいつておりまして、本年度末、現在までに百六十四戸を取得している次第でございます。

○木原委員 私、委員長に少し御相談があるわけですけれども、附帯決議が出まして、私どもも喜んで賛成をする立場ですが、この附帯決議の中にも、外国で勤務をする公務員の住宅や宿舎の問題について改善を図れ、こういう趣旨の決議案文になっておるように拝見をしたわけです。私どもの見るところでは、外国に土地を求め、建物を求めるといふことは、必要であつて、なかなか困難だ、こういう感じがするわけです。ただいまも答弁がありましたように、ある程度のは取得をいたしておるわけですが、大使の公邸の整備もまだ十分でない。一般の公務員の人たちは、非常に苦しい住宅事情の中で、とても住宅手当の枠の中では恐らく適当な住居に住めないというふうな事情で、困惑をしておるというふうな事情があります。こういう事情を踏まえて、私どもとしては、この際、もしこの附帯決議が可決をされれば、その線に沿つて、思い切つて外国に国有財産を取得をする、必要な土地や建物の構築もしくは建造物をつくる、それらを公務員の宿舎に充てるといったようなことも含めまして、何らかの有効な措置を講ずるときに來てゐるのではないかと、こういう感じがするわけです。

率直に申し上げまして、こういうきれいなことを言ひまして、外務省のいまの大蔵省との折衝能力からしますと、とてもこのことには、われわれがこういう決議をつけたとしてもありがた迷惑ではないかという感じがするわけです。恐らく、実力者の園田さんが外務大臣ですから、いや決議をしてくれたらやるだけのことはやるよとおっしゃるかもしれないけれども、どうも長年の外務省の大蔵省との折衝能力から見ますと、なかなかかと思ひ切つたことはできない。まあ、他省とのバランスという問題もあるかもしれない。

しかし、私は考えますに、ある地域には、もう住宅問題はきつめて緊急に差し迫つたようなところがあります。そればかりか、ちやうどまいぐあい、うまいぐあいに言つては悪いのですが、外貨減らしに政府も大変に苦慮しておる

という事情もこれあるわけですね。ですから、こういう機会に、われわれの委員会の問題として、つまり外務省の枠を超えて、議会の意思として、必要なところには国有財産を取得をして、ふさわしい設備をつくれ、こういうことでこの決議案の趣旨に沿つて対処をしていく、必要に応じて、この委員会で関係の省庁の人たちの意見も参考として聞いて、私ども自身がその方向に沿つて政府に当たつてみる、こういうようなことが協議のできる委員会の場をおつくり願えないだろうかというのが私の相談なんです、委員長、いかがでしょう。

○始閣委員長 これから附帯決議が出されて可決されると思いますが、その中に在外公館に勤務する外務公務員の給与その他処遇の問題がかなり大きなウェイトを占めております。しかも、いまお話しのとおり、住宅、宿舎の問題がいま緊急だし、また、非常に重要だということは御指摘のとおりだと思います。これは政府に対する要望でございますから、外務大臣、外務省が全力を尽くしておやりになると思いますが、当委員会といたしましても、限界はあるかもしれませんが、實際上こういう問題を推進するについて努力する余地はあると思ひますので、具体的な方法は理事会等で御相談することといたしまして、木原委員の熱意が実を結ぶようにひとつ努力してまいりたい、かように存じております。

○木原委員 これはぜひひとつ委員長長のそれこそ御決断で、当委員会の課題として取り組むようにお願いをいたしたいと思ひます。

外務省を軽視して、それを飛び越えるわけでは決してございせんけれども、率直に言ひまして、実情がわかつてまいりますと、なかなか思ひ切つたことができません。私がこういうことを申し上げますのは、多少私どもが外国を歩いてみまして、あちこちでたかかれるほど日本の国際化が進んでゐるということなんです。日本は大変勤勉な外交官をたくさん持つてゐるわけですが、しかしそれにしても、その処遇やその活動する条件

というのはやはり大変日本人的でして、大いに刻苦勉勵の風習が残つてゐると思ひます。やはりいまの日本の国情にふさわしい処遇を与えて、少なくとも外交官は一国を代表して任地についてゐるわけですから、それにふさわしい処遇を与へ、あるいは環境をつくつて差し上げるというのは、これは議会としての一つの仕事であらう、こういうふうに私は考えるわけですから、先ほどのことはひとつよろしくお願いをいたしたいと思ひます。

あわせて、これは外務省にもう少しお伺いをしておきたいわけですが、給与その他のことにつきましては、一つのルールがあるわけですね。これは給与だけの問題でないわけですが、この国によつてはかなりの条件が違ふわけですね。ある国では、同じ処遇でもかなりゆとりをもつて活動することができ、しかし、ある国では、とてものことにはたまらないというふうな国もあるわけですね。それらの格差のあると言ひましようか、それぞれ事情の違う任地、その実情に即して、もう少し処遇その他について対応するといふいわば機動性みたいなものは考えられないのですか、どうですか。

○山崎政府委員 木原委員仰せのとおり、各在動地におきます勤務条件あるいは住宅環境が千差万別でございます。したがって、一律の給与ではそれぞれの外交活動にふさわしい環境が確保できないということは事実でございます。したがって、われわれといたしましても、法律におきましてできるだけ弾力的に対処するように規定を設けてございまして、まず在勤基本手当につきましてはある基準額を定めまして、その上下二五％以内は政令で変えられるようになっております。また住居手当も金額は明示いたしませんで、そのときどきの、またその土地土地の状況に応じて政令で改定できるようにしてゐるわけでございます。ただ、それを毎年何回もやるわけにはまいりませんで、一年に一回か、極端な場合には一部については一回以上やることもございまして、大体状況を

見ながら一年一回程度の改定を行つておる次第でございます。

○木原委員 外務省の公務員の皆さんはそういうことについて余り不平がましいことを言つたり、労働組合も恐らく弱いのだらうと思ひます。けれども、声は出されないうえなんです、私どもがたまたま訪れた場合、特に私ども内閣の委員をやつておると、これは恐らく大臣がおいでになつた機会にはなかなかそういうことはお目に達しないと思ひますが、率直に陳情という形でお話を承ることもあり、それからまた私どもも気がなるものですから実情を聞いてみますと、かなり刻苦勉勵型が多いわけですね。これが普通の勤務ならいいわけですが、外交活動をやつてゐるわけですから、実情を聞けば聞くほど何とかなくちやならない、あるいははかの国とのつり合い、バランスのことも考えますと、処遇の問題を含めて、勤務地の環境づくりには、私は先ほどお聞きのようなことを申し上げましたけれども、外務省としてももっと努力する必要があるのではないかと、私、ちよつと聞き漏らしたのですが、大使公邸で、国有財産として取得してゐるところはどれくらいあるわけですか。

○山崎政府委員 公邸として取得しておりますのは大ざっぱに申しまして半分でございます。世界じゅうにあります大使及び総領事等の公邸の約半分は国有財産になっております。

○木原委員 公邸にしても、さらに公使のクラスの人たち、それから一等書記官ぐらゐの方たちの事情を聞いてみましても、外国人の慣例に従つて家庭に招いてちよつとした交際をするといふことも、支障を来す場合がある、それは仕事のうちだとわれわれは理解をするわけですが、それでも、それが思ひやうにいかないから、それに必要なだけの住宅に住むとなると条件がうんと違つてくる。具体的な例を私ども幾つか聞いてきましたけれども、十五万円の住宅手当を受けておる公使の人で、どうしても二十四、五万の支払をする住宅に住まなければ、そういう活動に支障

を来すというような状態ですね。これでは余りにも自己負担が多過ぎる、こういう感じがするわけですから。せめて必要な官舎といましようか、そういうものをとりあえず整備をしていくということのお考えはできないわけですか。

○山崎政府委員 おれわれといいたしましては、まづ館長の公邸の整備を優先課題として取り組んでおるわけですが、もちろん外交活動は館長だけでなく館員もすべてやる必要があるわけでございます。それで、その外交活動の場にふさわしい住居に各館員が入れるように、住居手当を実績に応じて随時改定してまいっておるわけでございます。しかしながら、仮に住居手当が適当なレベルになっておりましたも、実際にそういう住居はない、買わなければならないということもありまして、そういうものにつきましては、次席の館員の住居を国有化して館員宿舎にするという手段も講じております。これはまだ十分ではございせんが、特に重要な公館については、そういう次席の館員の宿舎の国有化も逐次進めてまいっております。さらに、状況によりましては、買うものはなかなかすぐにはないけれども借りることは可能などところもございまして、そういう場合には次席館員に対する宿舎の借り上げということも一部実施しております。こういう制度を今後逐次強化してまいりたいと考えております。

○木原委員 あわせまして、国によりましては大変治安の状況の悪い地域が御承知のようにございすね。いろいろな誘拐事件その他が先進国の中でも相次いで起こっておるような事情がございす。また、外国の外交官の人たちがそういう憂き目に遭うというような事例もございまして、現にわが国でも先般東南アジアの方での事故がございまして、この在外公館に勤務をする人たちの治安上の対策といましようか整備といったようなことにつきまして、あるいは安全を確保するといったようなことにつきましては、外務省としては何らかの措置をおとりになっていらっしゃるのですかどうか。

○松田説明員 お答え申し上げます。

在外公館の警備、なかなか事務所及び公邸の警備につきましては、従来年間およそ六千万円の予算をちやうだいたしまして、警備装置をつけるとかガードマンを雇うとか事宜に応じまして所要の措置をとらねばならぬと考えております。

ところが、昨年の秋以来、主として日本赤軍の海外における活動を中心といたしまして、わが国の在外公館に対する危険度が著しく高まりましたことに伴いまして、五十二年度におきましては約四億円の予算増をもちまして抜本的な対策を講じた次第であります。なお、五十三年度予算におきましても約二億五千万の予算をちやうだいたしまして、引き続き在外公館、事務所、公邸及び館員の保護、安全のために所要の措置をとることとしております。

○木原委員 そのちやうど去年の秋、幾つかの国を回って見たのですが、治安対策としてはまことに粗末なものであります。何かしらの予算を流用して警備態勢の方は強化に努めたとおっしゃるわけですが、たとえばロンドンの大使館へ参りますと、古ぼけたビルの中におりまして、どうにもならぬわけですね。領事部はどうしてもあけておかなければならない。片っ方の正門の方は鉄のどおりか何かをつくっておりましたけれども、これはその気になれば素人のどろぼうだつて入れるような古いビルの中でやっております。警備のしようがないと嘆いております。なるほどわれわれから見ても、これはもう既存の建物の古いビルといましようか、どうにもならない、その気になればどうにもなるというふうなところで大使館の仕事をしておるという状態があるわけですね。ですから、恐らく対策の立てようがないというふうなこともあるのではないかと思うのです。しかし、これらのことを含めまして、私は従来の、こう言つてはあれですけれども、外国に公館が開かれました二十二年は超えたわけですけれども、当初スタートしたときの状態の上に

継ぎ足し継ぎ足して事務所が開かれている、大使館が開かれている、公使館が開かれているという状態のところが多過ぎるのではないかと思ふのです。ですから、さかのぼっていきますと、たとえば治安上の問題、警備態勢の面からいきましても、私はやはりこの面についても、抜本的というお言葉がございましたけれども、必ずしも抜本的になつていないと思ふのです。木のドアを鉄のドアにかえるかガードマンをふやすか、こういう程度のことでありますから、これらの問題についてもやはり現状にふさわしい改善措置をそれこそ抜本的に講ずる必要があるのではないかと思ふのです。

委員長、決議案の中にも「在外公館の査察を一層強化すること」という案文が一つ出ておりますけれども、これは少なくともやはり幾つかの典型的なところにつきましてはかなり厳しい査察をしてみて、それぞれの国の現状、それからまた日本の現状というふうなことに照らして相当思い切つた措置を講じていく時期に来ているのではないかと私は思ふのです。先ほども申し上げましたように、わが国の国際化というものが急速に進んでまいっておりますから、それだけに大使館、公使館等の状態というものはある意味ではそれに残されておるという感じがいたします。ですから、これはまた別の機会に、委員会の中でフリーにひとつ御討議をお願いすると同時に、外務当局の御見解もこの際ひとつ承つておきたいのです、いかがでしょうか。

○山崎政府委員 在外公館の警備についてまだ万全ではないという御指摘は、私たちが率直に認めるものでございます。ただ、先ほど在外公館課長も説明いたしましたように、財政当局の理解を得まして相当の金をつけていただいて、いま警備の強化に取り組んでおるわけでございます。ただ、各地の状況は千差万別でございます。ことに借家の場合、余り人の家を自由にいじくり回すわけにもいかないという問題もございまして、限界もございまして、この点は、国有化された財産については自由にやれますので、その意味でも国有化は

進めたいと思つておるわけでございます。警備強化のための予算は今後ともわれわれとしては重点を置いて大蔵省にもお願いして増額をいたしまして、先生のおっしゃる抜本的な対策を講じてまいり決意でございます。

それから、在外公館の査察の点でございますが、外務公務員法の中に査察という制度がございまして、外務公務員の中から適当な者に従来から査察を行つてまいつたわけでございますが、従来その間隔が少し間遠でございましたので、この点について昨年来いろいろ検討を重ねまして、今後は二、三年に一回は外務公務員による査察を定期的に行ふという制度を確立いたしまして、現に実行に移しております。そういう査察を行うことによつて各館の活動状況を全体として把握いたしまして、その館の仕事の面あるいは勤務環境の面に対して客観的な評価を与えて、改善すべき点は現地で改善させ、また予算の増強とか人員の増強を伴うものにつきましては本省において手段を講じて、在外公館の仕事の能率の向上にさらに努力してまいりたいと考えております。

○木原委員 いずれにいたしまして、一概には言えない側面があると思ひますけれども、しかし私どもの目につく範囲におきましてもアンバランスもありまして、おくれがはなはだしいという指摘を、この際しておきたいと思つたわけですね。それから、これまで決議案の中に盛り込まれている問題ですけれども、子女の教育の問題ですね。きょうは文部省は別に呼んでおるわけではないのですけれども、外務省としても、政府内部の問題としてやはりもっと積極的に取り組んでもらいたいと思ふのです。これは何も在外公館に勤務をする公務員の皆さんの問題ではなくて、民間の方々が多数外国に出ていて、いずれも子女の教育のために大変に苦勞をなさつておる。そのために外国勤務がはなはだ支障を来すという事例が至るところにあるわけですね。繰り返すようですけれども、外務省としてもこの点で文部省とも少し話を詰めて、少なくとも国内の受け入れ体制の問題ですか

ら、拡充をしていく、整備をしていく、こういう方向での努力はいいかなのですか。どうですか。

○山崎政府委員 仰せのとおり、子女教育は、われわれに外に勤務する者にとって非常に大きな問題でございます。これは外務省員のみならず、外国に勤務する民間の方々にとっても大きな問題でございます。したがって、われわれとしてはこの問題は二つの面から取り組む必要があると思っております。

一つは、海外に子女を連れていく人々のために全日制の日本人学校または補習学校をつくることとでございます。これは外務省としても長年力を入れてまいりまして、最近逐次整備されてきております。毎年四校ないし五校の全日制の日本人学校が各地に開設されてきておるわけでございます。もちろんこういう日本人学校は、開設されましたも教材の面とか施設の面でまだ不十分でございますけれども、現地におられる方々と協力してその内容の充実に向けてまいっておりますし、今後とも努めてまいりたいと思っております。

他方、そういう海外におります子女が帰国いたしましたときの受け入れの問題でございます。これは文部省の所管でございますが、近年、文部省におきましてもこの点について非常に力を入れていたでいて、そういう帰国子女のための受け入れ学校とかあるいは少なくとも学級、クラスをつくっていただくという動きが具体化してまいっております。この点につきましては、外務省としても文部省と協力して、さらにこういう受け入れ体制の整備に努力してまいりたいと考えております。

○木原委員 双方あるわけですが、外務省所管の中でも、お話がございましたように、日本大学校は寄付その他によってかなり部分が賄われているという実情もあります。外務省所管ということになる日本人学校、これは義務教育が中心ですから、本来国の費用で賄うのが当然なんですけれども、この寄付の関係というのは慣習としてかなりあるようですけれども、何かこの基準とい

いますか、これを減らしていくという方向のことは考えられないのでしょうか。

○山崎政府委員 ちよつと補足して申し上げます。現在海外にありま日本人学校は、アジア地域に十九校、北米に一校、中南米に十一校、欧州に七校、大洋州に一校、中近東に五校、アフリカに五校の計四十九校が全日制の学校として設置されておるわけでございます。それからそのほかに、地震のために開校を延期してしましたプカレストの日本人学校が開校の準備を進めております。このほか、先ほど申し上げましたとおり、先進地域を中心といたしまして七十二の補習授業校が開設されております。来年度の政府予算案におきましては、さらに五校の新設を考えておる次第でございます。

この在外にありま日本人学校は、国の義務教育を施す学校として政府が全部責任を持つという体制にはまだなっておりません。いわばその土地におられる在留邦人の方々がそういう学校を設立し、それを政府が補助するといふような体制になっております。われわれが在外において支出しておりますのは、校舎の借料とその派遣教員の在外給与でございます。本俸については別途文部省においていろいろお手当てを願っておるわけでございます。しかしながらそれだけではもちろん足りませんで、その土地におられる邦人の方々がいろいろと財政的な負担をしておられるのは仰せのとおりでございます。それもその年の物価の上昇その他によりまして負担がなかなか軽減されない、むしろふえる傾向があるという苦情もときどき聞いております。われわれといたしましては、この点については校舎の借料を全部負担するとかいろいろな方法も講じて何とか父兄の方々の負担を軽減するように持っていきたいと考えております。

他方、海外子女教育振興財団というのがございまして、そちらの方から教材等も贈られておまして、これはわれわれとしても非常に助かっておるわけでございますが、こういう民間の活動がさ

らに強化されまして、それを通じて各地におられる父兄の方々の財政負担が軽減されるように今後とも各方面と話し合つてまいりたいと考えております。

○木原委員 これは経済変動ということもあるわけですし、それから在留邦人がたくさん在在をしていて旺盛な活動をしているというときは比較的に順調にいくわけですが、しかしそれだけ経済変動がありまして、たとえば在留邦人の事務所等の閉鎖も相次ぐ、商社等も撤退をする、しかしたとえ何人でも子供さんたちが残つておれば、従来あるわけですから開校というわけにはいかない、そういう形で運営をしているところもあるわけですが、そういうところの悩みは、校長さんの私どもへの訴えは、ともかく寄付集めが大変なんだ、こういうことなんです。外務省としては、そう言つてはあれなんですけれども、これは付属の仕事なんですけれども、子女の教育ということにつきましては国全体の責任があると思つて、しかも義務教育につきましては、当然国の責任というものが前提にあるわけですから、これまた実情に即して、やはり予算の配分その他につきましても、余り学校経営の上に寄付の問題が大きな重荷になつたりあるいは大きな影響を落として、そんなことが教育に支障を来すというようないふうな配慮ぐらひはいまからでもやつてほしいと思つて、それが、いかがですか。お調べになれば、その実情は、幾つかのケースというものはすぐ出てくると思つて、すけれども、どんなものでしょうか。

○山崎政府委員 いま仰せのありましたように、生徒数が非常に少ないとかあるいは従来かなりいたのが減つてくるというふうな場合につきましては、父兄の負担が総体的にふえてくるという問題があるようにございます。この点につきましては、われわれとしても常時その実態を把握いたしまして、そういう父兄の負担が著しくふえていくような場合には、この点は外務省としてもまた関係方面ともいろいろ相談して、そういうことが起こらないように今後施策を講じてまいりたいと思

えております。

○木原委員 もう終わりたいと思つておりますけれども、いすれにいたしましても、先ほど来申し上げましたように、われわれは附帯決議をつけてこの法案を成立させたいと思つてのわけですけれども、外国に勤務をする人たちの実情というものはなかなか世の中のテンポに合うような形で進行してないという実情を私も多少見聞をして、訴えを聞いてまいりましたので、問題にしたわけですが、それから、冒頭委員長にお願いをいたしましたように、その中で必要なことにつきましては、やはり議会の意思としてきちんとした対処の仕方をしたい、こう思つておりますので、ひとつ委員長の格段の御配慮をお願いをいたしたいと思つております。できますれば議会の中で具体的なことについても成案を得て、必要な予算は補正の中へでも組み込む、これぐらいの意気込みで、これは全部はともできると思つてまいりけれども、ひとつ委員会としてできるだけの努力をしていただきたい、こんなふうに考えるわけですが、ひとつ委員長の御判断をいただまして終わりたいと思つております。

○始開委員長 さつき申し上げましたが、後ほどに附帯決議が提出されるわけですが、かなり詳細な内容を盛っております。なお、この趣旨にのつとりまして、予算の要求その他、外務省一生懸命でやりになると思つて、われわれ国会の立場としてはおのずから制約があると思つて、すけれども、実際問題としてこれを推進するということではできると思つて、さつき申し上げましたように、御相談いたしまして最善を尽くしてまいりたい、かように存じております。

○木原委員 これはいま与党の筆頭理事もお見えのようですから、あわせてひとつお願いをしておきたいと思つております。また後の質問者が来てないようですから、もう一つ、二つそれじゃ追加をしてお伺いをいたしておきたいと思つております。

これまた決議案の中に盛り込まれていることなんですけれども、在外公館に勤務する公務員の人たち

が事故に遭った場合の補償の問題ですね。何回かこの委員会でも取り上げられたことがあるわけですが。過去に殉職をしたという取り扱ひでそれなりの措置が講じられた事例の御報告も聞いたことがありますが。しかし、私どもとしましては、公務員全体の事故等の場合の補償のレベルが、世の中のレベルに比べて必ずしも高いというわけのものでもないし、むしろ低きに失するという問題があると思うのです。なかんずく治安の悪い地域等で勤務をしていて事故に遭われたといったような場合の補償の問題については、この際かなり思い切った特例を開くと言ふと語弊がありますけれども、措置を講じる必要があるのではないかと、かねてそういう意見を展開しているわけなんです。附帯決議をつけましたのもそういう含みがあるわけなんですけれども、これはやはり官房長、従来も何回か問題にした点ですが、特例を開くという言い方がいかに悪いかわかりませんが、やはりそれにふさわしい補償の措置というものが考えられないものかどうか、この段階での御見解をひとつ聞いておきたいと思うのですが、どうでしょう。

○山崎政府委員 仰せのとおり、在外公館のあります一部の国におきましては非常に治安が悪い、そのために、そこに勤務する職員もそういう悪条件のもとに常に不安をもちながら勤務しているというのが実情でございます。また最近の事例で、ラオスにおきましてはわれわれの同僚が、そういう治安の悪さに恐らく原因がありまして、夫婦で殉職したわけでございます。そういう際に、公務災害補償という制度の適用をいただきまして補償はしていただいたわけでございますが、われわれの気持ちといたしましては、さらにそれにも少し加算をしていただきたいという気持ちには持っております。この点に関しましては人事院規則がございまして、一定の条件のもとに五割増しの制度があるわけでございますが、実際問題といたしましてそういう五割増しの加算が適用になりますのは、実際に内乱があつて、しかも身体または生命に対する高度の危険が予想された状況下において外交領事事務に従事している際に災害を受けたときに適用されることになっております。一般的な治安が悪い状況下においては、なかなかこの五割増しの加算は適用できないというのが人事院の見解でございます。われわれといたしましては、そういう点についても少し在外公館の実情を御認識いただいて、そういう場合にもその状況に応じて五割増しの加算ができるようにしていただければありがたいという気持ちは持っております。しかしながら、これは国家公務員の災害補償に関する一般的な問題とも絡む問題でございますので、さらに人事院その他関係方面とも話し合いを重ねてまいって、こういう制度の拡充ないし改善をしていただくことを希望しておる次第でございます。

○木原委員 これで最後にしますけれども、在外勤務の公務員の皆さんの処遇の改善をいうことをるる申し上げてまいりました。最後に苦言を呈しておきたいのですけれども、これまた決議案の冒頭に、大いに人材を登用し、研修の充実を図れ、こういうふうに強調してあるわけなんです。ある国の大使館に参りますと、現地の言葉をこなせる人は一人しかいない、しかも現地採用で間に合ふたといったような実情のところにもわれわれがぶつかるわけですね。いろいろな国に邦人が活動する舞台が広がっております、しかも大使館あるいは公使館といえは頼つていく最後のところはそこだ、こういうところにもなるわけですね。それからまた、外交活動という面からいまして、英語やドイツ語やフランス語の通じるところはいわけてもよく、しかし固有のその国の言葉を使つて意思を通ずることができるといふ外交官が余りに不足している。したがって、その国に留学をしていた若い人を現地で採用をして、辛うじて現地の語での意思表示をやるといったような実情にぶつかるわけなんです。多様な言葉の国があるわけですから、外交官としては基本的な仕事のひとつだと思ふのですが、そういう言葉についての研修、なかんずく途上国等の現地の言葉についての研修方

針やそういう言葉を解する人たちの配置といったようなことについては、何か考えていらつしやることがあるのですか、それとも従来は、おおむね英語で通用できるからそれで間に合はせるということと対処してきたのか、あるいははしていいかどうか、その辺のことを少しお聞かせいただきたいと思ふのです。

○山崎政府委員 外務省に勤務いたします者は、一国だけでなくいろいろな国に勤務するわけでございます。したがって、世界じゅうでかなり通用しやすい言葉、英語とかフランス語とかスペイン語とかいう言葉の研修をさせることが多いたは事実でございます。これは一国だけにずつと勤務するのであれば、その国の言葉だけをやらせればいいのですが、人事政策上あるいは本人の訓練のためにいろいろな国に勤務させますので、そういう基礎的な語学といふことが、最も広く通用する言葉を研修させるといふことはどうしても必要なわけでございます。しかしながら、他方、特殊な言葉の国でその館員がだれもその国の言葉を話せないというのでは、これは外交活動上差し支えることも事実でございます、われわれとしては、そういう特殊語学についてもできるだけ広く研修させるようにいたしております。

外務省はいま上級試験と専門試験の二本立てになっておりますが、上級試験の者につきましても、英語、フランス語、ドイツ語といった一般的な言葉のほかに、ロシア語、中国語、スペイン語等を研修しておるわけでございます。一例といたしまして、昭和五十二年に上級試験の合格者は二十六名おりますが、その内訳は、英語は十名、フランス語は六名、ドイツ語は二名、ロシア語は二名、スペイン語は二名、中国語は二名、アラビア語は二名でございます。英仏独を除いて八名の者がいわゆる特殊語学を研修いたしております。さらに、専門職員となりましては、場合によっては、いろいろな言葉をそれぞれ各地において研修させて、御指摘のように、その公館のだけれども現地の言葉がしゃべれないというようなことがな

いようにいたしたいという方針で取り組んでおります。

ただ、何分にも語学の研修は時間を要しますし、人材の養成は正直言つて楽ではございません。また、そういう特殊な語学を研修いたしました場合には、外務省の給与が必ずしも十分でないということ、むしろどこかに引き抜かれるというふうなことも起こりまして、せっかく育てた人が外務省を去るという事例も間々あるわけでございます。この点はまさに給与の問題もあると思ひますので、そういう面にも配慮をいたしまして、そういう特殊語学の人を大いに育ててまいりたいと考えております。

○木原委員 これで終わりますけれども、特殊な語学の研修につきまして、英語の通用する途上国で、イギリスの人たちはその国の言葉を研修すればポナスを出す。ポナスを出すのがいいのかわかりませんが、ポナスを出さなければ、悪いのかわかりませんが、大変努力をしておるといふことをあわせて聞きました。外交活動の基本になる問題で、いろいろな条件もあるかと思ひますけれども、どうぞ十分な活動ができるような条件をひとつ外務省としても整えてもらいたい、こういうふうに思ひます。

外務大臣には、冒頭申し上げましたように大変に差し迫つた、しかも国民的な課題が待ち受けておるわけですね。それだけ懸念の残らないような形で、国民の合意の中でりつぱな成果が上げられるように期待を申し上げまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○始末委員長 上田三三君。

○上田委員 まず、外務大臣にお聞きいたします。ことしは、いわゆる世界人権宣言が発せられて三十周年を迎え、記念する年でもあるわけでありまして。前鳩山外務大臣にも再三直接会い、要望もした、また予算委員会なり分科会なり、あるいはしかるべき委員会、わが党からも強く国際人権規約の批准を要望いたしたところでありまして、また園田外務大臣にも二度ばかりお会いしていただきまして、お願いもしたところでございます。

外務省においては、今国会で国際人権規約を批准をすべく準備しているというふうについて聞いておるわけでございますが、その点についてどうなっておるのか、今国会に批准すべく準備が十分行われておるのか、その点についてひとつお聞かせいたしたいと思います。

○園田国務大臣 人権規約の批准については、上田さんから再三御激励をいただき、また御協力をいただいていることを勇頭に厚く御礼を申し上げておきます。

御意見のとおり、私としても、この人権規約はきわめて大事であり、他の国におくれておりますから、与党の御了解も得、各省との詰めも大体終わって、法案等の詰めを行っておりますが、ぜひ今国会に提出をして審議をお願いするようた

と意思を述べ、御意見のとおり、私としても、この人権規約はきわめて大事であり、他の国におくれておりますから、与党の御了解も得、各省との詰めも大体終わって、法案等の詰めを行っておりますが、ぜひ今国会に提出をして審議をお願いするようた

すか、そういうものをつくっていただいて、関係議員に配るなど国民にわかるようにしていただきたい、このように思っていますので、その点について答弁をさせていただきます。

から、ぜひとも批准に努力をしていただきたいし、仮訳を早く出していただくようお願いをして、この件については終わりたいと思います。

○上田委員 若干留保条件云々というようにことも新聞などでも聞いておるわけでございますけれども、世界の多くの国々で、無条件で批准というのですか、留保というものは余りないようでございます。わが国だけが今日一番おくれているという

○上田委員 国際人権規約というものの趣旨をわれわれ理解するに、先進国というものはこのう

○上田委員 人権規約はその多くが内外人平等という線に貫かれておると思っておりますが、わが

第二に、日中国交回復の実現は、戦後自民党政

とを、一言で結構ですから、お答えいただきたい

次に、園田外相も御存じのように、国際条約とい

非常に重大な国際条約が多くあるわけでありま

とが日本の国際社会に対する責任であるというよ

うに述べておるところであります。

以上の立場を踏まえて、日中平和友好条約の締結によって、日中間の戦後処理が完全に果たされ、また将来にわたり両国間の紛争の火種が取り除かれて、アジアの緊張緩和に貢献するものでなければならぬ、こういうように希望するわけであり、その点で、日中交渉の重大な局面に際して、以下基本的な問題について質問をさせていただきます、このように思います。

園田外相は一月二十一日の外交演説で、日本の外交の基本的方向は「第一に、平和に徹し、いかなる国とも敵対的関係を結ぶべきでないことであり、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないことである、このように述べておられるわけであり、総理も「いずれの国とも平和友好を進める日本外交の基本的立場について中国側の理解を求めると」云々、この点はいわゆる平和憲法の原理でもあり、今回の日中交渉においても不動の原理であろうと思っておられるわけですが、この基本姿勢というものが果たして今日の日中友好条約に貫かれるのかどうか、その点について国民に約束できるのかということについて、ひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

○園田外務大臣 たいはい発言された私の国会における外交方針演説、総理の施政方針演説ではつきり明確に申し上げました諸点は、今度の日中友好条約の締結についても一貫して貫かなければならぬ問題であると思っておりますし、これは貫く所存でございます。

○上田委員 国民は政府の基本的立場が日中交渉において本心に生かされるかということに心配をされておられるわけであり、特にエンジンかけつ放しとかあるいはゴサインを待つばかり、こういうふうな外相はあらゆる角度から条約を徹底的に吟味していると思えますけれども、何かややもすればムードに流されているような、そういう面では交渉姿勢というものを対して不安を感じておられるのではないかと、このように感じて

おるところであります。

三月十二日の読売新聞の世論調査、外相も目を通されたと思うのですが、この調査では「早く締結に持ち込むべきだ」というのが二九・九%、「締結が遅れてもやむを得ない」というのが四五・三%で、「日本の主張通りねば」「日中締結」遅れやむなし、半数近い慎重論、こういうふうに報道されておられるわけであり、日中友好に二〇〇%賛成の国民がいわゆる日中平和友好条約に半数近くが慎重な態度をとっているということ、先ほど私はそういうことも含めて国民が心配しているということでも申し上げたわけであり、この根本原因というのか、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○園田外務大臣 国民の感じておられる不安というのは、第一は中国の言うとおりに条約を結ぶのかどうか、日本の主張を一貫して通すのかどうかということ、第二番目には日中友好条約を結ぶことによって中ソ紛争に巻き込まれないかどうかということ、それからごく少数ではありますが、隣国の共産主義大国と友好条約を結ぶことによって日本が不安にならないかという不安、この三つだと私は理解をいたしております。

したがって、私がしばしば発言いたしましたのは、いまのままの状態でするべきです、これは、一方ソ連からは御承知のとおりいろいろ文句をつけられ、中国からはいろいろ言われて、結局日本が自主性なく、右左ながめているような態度をやることはよろしくない、すでに共同声明で基本線は出されておられるわけですから、日本の立場を一貫して貫き、この日中関係にけりをつけるべきだ、こういうのが私の考えでありまして、微力ながら、それに私が参って直接話をする以外にない。政治的決着をつけるということではなくて、日本国民が納得をし、中国も世界の他の国々も納得されるような線で、折衝は政治的折衝を続ける、こういう考え方をいたしておるところでございます。

○上田委員 条約文に反覇権という文言が入ることについて、双方に大きな意見の相違はないだろう。ただ問題は、反覇権がいわゆる特定の第三国に向けられたものではない、そのことが条約の中でどのようにうたわれるのか、あるいは日中条約が第三国に向けられたものではない、あくまでも日中双方の関係の友好善隣であるということが前提ではなからうか、こういうふうに思うわけであり、その点で、福田首相は今月の六日に衆議院の予算委員会、外交の基本姿勢に食い違いがあれば厄介なことになる、佐藤大使は中国側に、世界のどの国とも敵対しないという平和外交方針を伝え理解を求めている、このように述べておられるわけであり、しかも総理は、いずれの国とも平和共存を進めるとの日本外交の基本的立場について理解を得られれば交渉に入るということ、公明党の矢野書記長を介して中国側に伝えてあるということのようですが、交渉再開のぎりぎりの条件がこの点にあると思うわけであり、その点について理解を大體得られたというように解釈、判断していいのか、その点についてお答えいただきたいと思っております。

○園田外務大臣 これから交渉に入ることはございませうけれども、先ほど言われたように、日本が自分の立場を一貫して通せるかどうか、あるいは日本国民、世界の国々が不安を持つて見るかどうかということ、問題はやはり覇権の取り扱いにあるということ、これは御指摘のとおりでございます。この覇権をどう扱うかということは、条約の内容にわたることでございますから、いまお答えするわけにはまいりません。

なお、この覇権について相手がどうであるかということであるか、これを理解することが交渉再開の前提ではなくて、これは交渉された後の内容にかかわる、この私は理解をいたしております。それでなければならぬ、交渉前に条約の内容に立ち入って、そしてよかつたら交渉に入る、こういう交渉はあり得ない、このように私は考えております。

○上田委員 けさの新聞報道によれば、近く日中政治交渉によってこの覇権条項問題の解決を図る方向で政府の意思統一を図られた、こういうようなことのようにございませうが、国民はやはりあくまでも外相がそういうムードに流されることなく、あらゆる国との友好という基本目的に基づいたところの日中平和友好条約の早期締結を期待しておられるわけであり、再開されたら滞ることなく調印に至るといふ福田首相の言葉どおりの展望として理解をしてよろしいでしょうか。

○園田外務大臣 私は、日中友好条約については決してムードに流されておられるわけではなく、気分をやっておられるわけでもございませう。先ほど申し上げたようなことで、私は政治折衝をやるべきだ、それが外務大臣の責任だと心得ておられるわけであり、したがって、昨日飯倉公館で総理を中心に行いましたことは、これはもうすでに御承知のとおり、この日中友好条約交渉再開というのは、始めるかどうかということは、大詰めの段階にきているわけであり、しかし、それでございませうけれども、なおいろいろ各方面の御理解あるいは協力、あるいは相手国の打診等、最後まで綿密にやる必要があり、本日の新聞記事は全部推測記事でありまして、きのうの諸般の問題について、外相訪中も含む、こういう点について検討した第一回目の勉強会だと心得ていただければ結構でございます。

なお、先ほど言われましたとおり、先般公明党が訪中をされ、たゞいまは社会党の委員長一行が訪中をしておられるわけでございます。飛鳥田委員長と総理は、それまで日中問題については意見の交換はされた機会があるわけでありまして、電話でもお話をされたはずでございます。飛鳥田委員長は、政府の走り使いはしないが野党としての本務を尽くす、こういうことでございませうので、帰られたら、社会党の委員長の御意見等も承り、これを参考に、ひとつこういう時期に来ましたら、ますます落ちついて慎重に進める所存でございます。

○上田委員 平和友好条約を一日も早く締結していただく、これは両国民の願いでもありますし、園田外相が非常に熱心であるということについて、もわれわれは敬意を表するわけでありますので、いま明かにされた諸点を明確にしながらひとつ交渉をしていただきたい、このように思うわけがあります。

ただ、日中平和友好条約は、平和条約そのものではないわけでありませぬ。そういう点で外相は、三月十一日の参議院の予算委員会、日中条約は平和条約ではなく平和友好条約だから、この中には領土問題は入らない、このように述べておられるわけでありませぬ。一般に、平和条約というものは、交戦国間に存在する戦争状態を終止し、かつ平和回復の条件を定めたものであり、これによって初めて戦争を引き起こすに至った紛争を決定的に解決し、そして交戦国間の関係はもろろん、中立国との関係も明瞭になるというものであらう、このように思うわけでありませぬ。このようなものとしてのいわゆる平和条約というものを、今後中国側と交渉し締結するのかわるか、その必要性はあるのかわかるのか、その点について明確にお答えいただきたいと思います。

○中江政府委員 御質問の点は、一九七二年九月二十九日の日中共同声明、先ほど先生も御引用になりましたけれども、この中に明確に書いてございまして、たとえば前文の第四項にございまして、うに、「両国間にこれまで存在していた不正常な状態に終止符を打つことを切望している。戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国民の願望の実現は、両国関係の歴史に新たな一頁を開くこととなる。」という背景を前文で述べまして、そして本文の第一項で「日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。」というところをうたいますと同時に、たとえば本文の第五項には「中華人民共和国政府は、中日両国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」通常、いまお述べになりました平和条約

約などに述べられるような条項を含めまして、日中共同声明によって暗い過去の清算は本日をもって終わりましたということ、当時の外務大臣が北京のプレスセンターの記者会見でも述べておられますように、暗い過去の清算はすべて共同声明で終わっている。したがって、戦争処理的なものはもう一切要らない。残されているのは、実務協定を初めとして、たゞい問題になっております。将来の日中の平和友好関係を強固にし、発展させるための日中平和友好条約の締結、こういう組み立てになっておりますので、御質問に對しましては、そういう戦争処理的なものは今後とも要らない、そういうことを考える必要がないというのが政府の考え方でございます。

○上田委員 私は、それは納得できないと思うのです。というのは、共同声明で、領土問題あるいは戦後処理の問題について合意に達しておる、だから平和条約は要らない、こういうことでありますが、御存じのように、サンフランシスコ条約の第二十六条の趣旨も、未署名各国が将来日本との二国間の平和条約の締結を期待している、また、日ソ間では平和条約交渉が懸案になっていることは御存じのことだらう、このように思うわけでありまして、そういう意味で、国際法のイロハというものをした場合でも、いわゆる戦争状態の終止というものは平和条約ということが通る相場、それが常識になっているだらう、こういうように思うわけでありませぬ。そういう意味で、変則的な戦争状態終止宣言とかあるいは平和条約の締結が不可能な特別な事情がある場合か、また後日平和条約が締結されるまでのいわゆる過渡的な措置である、こういう場合ということにならうというように思うわけでありませぬ。たとえば日ソ共同宣言は、こうした過渡的な措置だということに私は受けとめておるわけでありまして、そういう点で、日中間の戦争状態の終止と平和回復の条件といった基本的な関係が条約でなくともよいという特別の事情というものがよくわからないわけでありませぬ。そういう点で、中国との場合だけいわゆる平和条約で

はなしに、声明という形で事足りているというところと自身、中国べつ視というのですか、あるいは中国を差別するようなあらわれとして見られても仕方がないのではないかと私は思うのですが、声明でよい、平和条約はもう結ばなくてもいいんだというその理由というのがよくわからないのです。が、もう少し説明願いたいと思うのです。

○中江政府委員 先生が国際法のイロハということとおっしゃいましたので、純粹に国際法的にどういう経過であつたかということを取り返して申し上げる必要があるかと思ひます。

日本と中国とが戦争状態にありまして、この戦争について最初に、一九四五年の九月二日に休戦に合意いたしました。つまりボツダム宣言を受諾いたしました。日本が全面降伏いたしました。これは一九四五年でございます。その九月二日に休戦する。もう戦闘行動をやめる。その時点での中国というのは、いまの政府ではない政府によって代表されていた中国でございます。この一九四五年に全面降伏いたしましたときの戦争の相手である、当時中華民国というところで戦争状態にあったわけですが、この中国を代表する中華民国政府との間に講和の話が進みまして、締結されましたのが一九五二年でございます。いま私どもが国交正常化をいたしました中華人民共和国政府というのは一九四九年に誕生しておるわけでございます。

したがって、戦争をし、休戦をいたしました。たゞの相手国の政府との間には、一九五二年に御承知の日華平和条約というもので、これはサンフランシスコ平和条約のつとつた形の平和条約を結びまして、これによって、国際法上、日本と中国との間の戦争状態を終結して、それに伴う戦後処理をいたしましたわけでございます。これは御承知のとおりであります。ところが、この日華平和条約の対象とする地域が、實際上の支配地域が非常に限定されておりましたために、実効支配の及ばなれした中国大陸との間に不正常な状態が続いていたということが他方あったわけで、当

時御記憶のように政経分離だとかなんだとか言われたが、民間その他の交流が大陸との間で積み重ねられてきて、そしてやがて一九七二年の国交正常化という時期を迎えます。

そのときに、一体、一九五二年に日本が国際法上有効に締結し、日本国憲法に従って国会の承認も得ておいたその国際約束をどう認識するのかという問題がございまして、その点は先ほど私が申し上げましたような共同声明にありますが、表現、つまり「不正常な状態に終止符を打つ」、不正常な状態を終了させるということ、中国大陸に一九四九年、つまり休戦後成立した政府との間には、そういう表現ですべての不正常な状態を正常なものにするということ、合意が見られまして、あわせてそのときに、御記憶にございませうに、当時の大平外務大臣が日華平和条約、先ほど申し上げました一九五二年に国際法上有効に機能しておりました日華平和条約はその任務を終了したので、存在の意義を失ったので終了したものとみなすということを宣言されまして、それによって日華平和条約の任務終了と中華人民共和国政府との間の正常な状態を樹立した。ソ連の場合には、相手は絶えず一つのソ連との間の問題でございまして、過渡的な一つの手段ということでは考え得たかもしれませんが、中国との間では、御承知のように、絶えず双方とも中国は一つという原則を貫き通しておりますので、そういう現実の前に実効的な外交措置としてとられましたのが日中共同声明である。したがって、日本と中国との間の戦後処理はこれですべて終わったという日本国政府の立場には、国際法的にも疑問がないというのが私どもの考え方でございます。

○上田委員 いわゆる平和条約を結ぶことが不可能な特殊な事情というんですか、そういう場合という形に私は理解できないわけでありまして、そういう点で、やはり声明によってその問題が明らかであるということなら、なぜこの平和条約が結ばれないのか、私はそういう点でいまの発言が納得できないわけでありませぬ。日中共同声明で幾ら

本来の平和条約の目的たる戦争状態の終結、それから国境線の画定、領土の帰属ですね、それから国交の回復あるいは賠償請求権の放棄などは、すべて最終的かつ完全に終了したとみなして果たしたいのかという点でございます。

そういう点で、今回の日中平和友好条約によって領土問題は扱わなくて、今後日中間で一切紛争が生じないという保障が果たしてあるのかということ、その点についてお聞かせいただきたいと思うのです。

〔小宮山委員長代理退席、村田委員長代理着席〕

○中江政府委員 これは私から申し上げるまでもなく、国と国との間には全く紛争が起きないという状態はむしろ考えにくいのでございまして、いずれの国との間でも紛争は起き得るということ、この共同声明でも第六項の後段に「両政府は、右の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、日本国及び中国が、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する」ということをうたっておりますように、いずれの国との間でも友好条約を締結したからといって一切紛争が起きないということではなくて、国と国との間に起き得る紛争を友好的に平和裏に解決する、これが友好の精神である、こういう発想でございまして、日中平和友好条約を締結したから、将来日中間には何の紛争も起きないということが保障されているかと言われますと、それは国際社会の現状からいたしまして多少無理なことではないか、こういうふうにも思います。

○上田委員 逆に考えると、平和条約を結ばないということ、領土問題は解決しておると言いがた、実際やってないというように理解されても仕方ないんじゃないですか。その点どうなんですか。

〔村田委員長代理退席、委員長着席〕
なぜその領土問題がはっきりと——今後そういう国境の問題、領土の問題で紛争が起きないのかと

言う、いや、それは他の国々でも起こる可能性があるというふうなそういう形ではないかと思うのです。少なくともこの日中声明であつたところとはもう完全に終戦処理が終わつたというなら、その問題に關しても絶対起こりつこないんだということがなければならぬと思うのです。そのためこそ平和条約というものがあつたのではない、私はこういうふうなふうに思うのです。ところがそれを声明で事足りるとするのは、逆に領土問題は解決していい、そこにちよつとあいまいさを残しているんじゃないかというふうな疑義が出るのですけれども、どうですか。

○中江政府委員 先生のおっしゃいます領土問題というのは、つまり平和条約によって解決しなければならぬ領土問題という意味だと思ひますが、そういう意味におきましては、サンフランシスコ条約で日本は連合国との間で包括的な平和条約を結びました。その中で中国との関係で領土問題は何かという、台湾及び澎湖諸島の問題であつたわけですね。その点は先ほど私、一九五二年の日華平和条約におきましてサンフランシスコ条約ののちとて解決したと申し上げましたその考え方が、共同声明の中でも御承知のように、第三項のところで「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する」ということで、戦争処理という観点からする日中間の領土問題たる台湾及び澎湖諸島につきましては、共同声明におきましてサンフランシスコ条約でとりましたと同じ、つまりポツダム宣言を受諾いたしました日本の義務をその限りにおいて確認しているというところで終わつてゐる。それ以外に戦争処理に伴う領土問題というのは日中間にはないということ、これはサンフランシスコ条約以降一貫した立場である、こういうことにならうかと思ひます。

○上田委員 それじゃお聞きいたしますが、一九

七二年に効力を失つたいわゆる日華条約、われわれ日台条約と言つてゐるわけですが、日本はサンフランシスコ条約第二条に基づき、台湾、澎湖諸島、それから新南群島、西沙群島の領有権を放棄した、こういうふうなうたつておるわけでありまして、日中共同声明の第三項では、「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する」というふうに言われておるわけでありまして、しかもポツダム宣言第八項は、満洲、台湾、澎湖島のような日本国が清国人より盗取したすべての地域を中華民国に返還することにあるというカイロ宣言の履行を記しておるわけであり

ます。

そういうことを考えますと、たとえば日本と中国との間にこで言われているところの新南群島あるいは西沙群島の帰属を規定するものは何一つもない、こういうふうな考えられるわけですね。でも、そう考へていいんでしょうか。

○中江政府委員 いま先生がお読みになりました日華平和条約あるいはそのものになつておりますサンフランシスコ平和条約も同じでございますけれども、日本はそれらの地域に対するあらゆる権利、権原及び請求権を放棄するということがなつておるわけでございます。そういう権利を放棄するということと、それが連合国に對して、あるいは連合国から日本が負わされた義務である。それ以上は日本はできない。そのことは何に端源するかという、ポツダム宣言を受諾したというところから出てゐるというのを確認しておるわけでございますので、それ以上の領土問題についてどうするかという、これは純粋に国際法上の問題といたしまして、日本はサンフランシスコ条約上の権利義務を忠実に守つていく必要があるということから出てくる帰結でございまして、いまの中国との間のいわゆる戦後処理の観点からする領土問題というのは、ポツダム宣言第八項の立

場を堅持するというのが最も正しい立場でありまして、そのことについて中国も理解を示しましたればこそ日中共同声明が出てゐる、こういうことでございます。

○上田委員 だから私は聞いておるわけですが、でも、日本と中国との間には、サンフランシスコ条約の第二条に基づく云々というところで、新南群島、西沙群島の帰属については現在何らの取り決めがないというふうな理解していいのですか。

○中江政府委員 日本国は、それらに対する権利、権原及び請求権を放棄したというところまでと

まつておるわけでございます。

○上田委員 私が申し上げるのは、新南群島なりあるいは西沙群島ともに戦略的に非常に重要な海域に所在しておるわけでありまして、しかも石油資源の可能性の高いものとして近年非常に注目されてゐるところであります。今日の実態というものは、ベトナムのいわゆる人民軍が一九七四年春、南ベトナム解放に勝利した際、この新南群島のサイゴン政府軍を武装解除し、ベトナム民主共和国が現在領有しておるところであります。同国発行の統一ベトナム全国図も新南群島あるいは西沙群島をベトナムの領土として示しておるわけであり

ます。

本側のこの問題に対する見解をただしておるわけでありまして、明証に答えていただきたいと思ひます。

○中江政府委員 まず二つの点があると思ひます。

第一点は、先ほど私が申し上げましたように、日本国はそれらに対する権利、権原及び請求権を放棄しておるといふ事実が厳然としてございまして、今度は第二点といたしまして、日本国の領域でない領域についての紛争というものが仮に起こりましたならば、それは当事国の間で平和的に解決されることを期待するというのが最も公正な立場であつて、日本は裁判所でも調停者でもないわけでございますので、軽率にコメントはできないという立場を貫くのが正しいか、こういうふうに思ひます。

○上田委員 だからわが政府は、中国政府が言っているところの南中国海諸島の領有権をそういう意味では承認してないということと理解していいですね。答えてください。

○中江政府委員 日本国として承認するしないという立場をとる前に、その地域についてまず日本があらゆる権利、権原、請求権を放棄しているということと、それから日本とともに関係を持っておりますベトナムと中国との間で、もしそれが紛争であるのであれば、その両国の間で平和的に解決するのを待つという以外にない、こういうことでございまして。

○上田委員 だから日本はそういうどちらに帰属するといふ判断に立ってないということの答えてあったということと理解をしたいと思います。このように中国との関係において領土問題があり、いわゆる日中平和友好条約が日中の平和友好というだけではなしに、アジアでのそういう紛争の種をなくしていくということになりますと、そういう点についてやはり明確にしていく必要があるだろうと思ひます。

さらに、もう一点質問したいわけでありまして

れども、昨日の新聞報道によりますと、いわゆる尖閣列島は固有の領土であり、現に実効的に支配している、領有権をめぐつてどの国とも話し合う必要がない、このように閣議で決まつて、政府見解という形で新聞にも報道されておつたわけでありまして。しかしながら、中国政府は一九七一年に外交部声明で、尖閣列島に対する領有権を主張しておるわけでありまして、一九七二年の日中共同声明によつても、尖閣列島の帰属は一言も触れられていないわけでありまして、要するに、日中間において尖閣列島の帰属は、中国側によれば未解決であり、本来平和条約の締結によつて最終的にその帰属が確定されるべきものではないか、こういうふうに考えるわけでありまして。そういう点で、その点について一体どのように考えておられるのか。

また、いかなる理由によつて、政府として尖閣列島がわが国の固有の領土であるというように言われておるわけでありまして、わが党も各党においてもそのことについては異議がないわけでございますけれども、政府のそういうわが国の固有の領土であるという、領有権があるという主張というものを、ひとつつかいつまんで御説明いただきたいと思ひます。

○中江政府委員 まず前提としてはつきりしておいていただきたいと思ひます。これは、尖閣諸島に対する日本の領有権について、日本国以外の国が領有を主張し始めたというのが一九六八年、九年、七〇年、ごく最近のことであるということとございまして、それは国連のアジア極東経済委員会、エカフェの調査によりまして、あの近辺に石油資源があるかもしれないという調査報告がออกมาしてから最初に台湾、続いて中国が尖閣諸島の領有を主張し始めたという問題でございまして、もともと一九四五年に終了いたしました戦争の処理として尖閣諸島を何とかするといふ、つまり戦後処理の平和条約上の領土問題という性格は全く持つていない問題であるということをはつきりしておる必要があるか、これが前提でございまして。

日本はそれよりもずっと以前から固有の領土であると主張している根拠をいづつまで申せといふことでございまして、これは御承知のように一八七九年、つまり明治十二年でございまして、明治政府が琉球藩を廃止いたしました沖繩県を設置いたしました。その後一八八五年、つまり明治十八年以來十年間もかけて数回にわたつて、設置いたしました沖繩県当局を通じていろいろと実地調査をいたしました。尖閣諸島が当時の清国に所屬する証拠がないといふことを慎重に確認いたしました上で、一八九五年一月十四日の閣議決定によりまして沖繩県の所轄として標杭、つまりしるしのくいを立てることを決めたわけでございます。これは国際法的に申しますと、国際法の先占の法理にかなう領土取得である、こういうふうに私も認めておりますし、この立場には何の疑念もないというわけでございます。

これを裏づける問題といたしまして、サンフランシスコ条約で第二条と第三条に分かれまして、戦争終結に伴つて日本国の領有権から離れていく地域、第二条地域と、日本国の領域からは離れないけれども一時アメリカに施政権を認める地域、第三条地域というのに分かれました。尖閣諸島はその二カ条の中の第三条地域に入つておりまして、いわゆる沖繩に対する施政権という包括的な言い方をされておりますアメリカの施政権下に入つておつたわけでございます。それが沖繩返還協定とともに、日本にその施政権が戻つてまいりまして、日本は平穩無事に固有の領土に対する施政権もいまは回復いたしました。完全に日本の固有の領土になつていくということでありまして、これについて領土問題があるあるいは紛争があるというふうな立場は、日本政府としては一切認め

るわけにまいらない、こういうことでございまして。○上田委員 外務省は、提出されている資料においても、あるいはいまお答えいただいた面について、いわゆる有力な証拠というふうなものについて、一言も触れていない。日本政府側、わが国の主張を一方的に述べるといふことになつてい

わけです。しかし、中国は中国でやはり一定の考え方を持つていらっしゃるし、また各国においてもこの問題について関心ある方々は、やはりそれなりの判断を持つておることだ、こういうふうに思ふわけでありまして、たとへば明治二十八年、一八九五年一月十四日の閣議決定によつて、いま局長がおつしたように沖繩県の所轄としたと言つて、それ以前の歴史的事実は無視してゐるのではないかと。つまり尖閣列島は明、清時代の中国人の琉球へのいわゆる航路目標とされ、中国名がつけられ、かつ中国の公的文献に記録されているという面があるわけでありまして。しかも、その島々は中国の沿海、大陸棚上にあつて、中国領であることが自明である島々に連なつておること。あるいは三番目には、その島々のさらに先に連なる島は当時の琉球語がつけられ、はつきりと旧の琉球領というものと、いわゆる中国語の使われている釣魚諸島と区別されているといふことがあつたわけでありまして。また、日本の先覚者でありますところの林子平氏の「三國通覧図説」は、図上色分けされておまして、清国領と一目で判別するようになつておることも周知の事実ではないか、このように思ふわけでありまして。

外務省の資料は、慎重な編入手続を踏んだかのように描き出しておるわけでありまして、実際はいろいろな疑点といたつて、解明されなければならぬ問題を含んでおるのではないかと私は思ふわけでありまして。

一八八五年から一八九〇年ごろまでの政府部内及び沖繩県の尖閣列島領有をめぐる往復というものは、まず内務省がその地域領有の意図もあつて沖繩県に調査を内命しておるわけでありまして。次に、沖繩県は、中国領かもしれないので日本領にすることをためらつておる、そういう面もあるわけでありまして。しかもなお、内務省はやはり領有をしなければならぬ、こういうことから、外務省も中国の抗議を恐れて、ますますの領有に反対したといふことが言われておるわけでありまして、そういう状況の中で、その結果、内務省も外

務省の意見を入れて一応領有についてあきらめたというようにことがわかつておるわけでありま

す。日清戦争の日本の勝利、そういうものが確実になつたところの一八九四年末に情勢は一変してゐるわけでありまして、このとき明治政府は断然と尖閣列島を日本領にすることに踏み切つておるわけでありまして。そういう一定の武力というのですか、そういうものを背景に、またそういう中国との関係になつた時点でやはり一定の行動に移つておるといふことであります。確かに下関条約でい

わゆる奪取したものではないといふもの、やはり日清戦争の戦局有利を背景に閣議決定したいわゆる奪取したものであると言つても言い過ぎではないのではないかと、私はこういうふうに思つておるわけでありまして。さらに外務省の資料では、「中国側の文書も認めてゐる」こういうふうに題して、サンフランシスコ平和条約第三条に基づいて、米国の施政下に含まれた事実に従来何ら異議を唱へなかつた、こういうふうに判断されてゐるわけでありまして、これも、しかし外務省は、サンフランシスコの講和会議に中国代表は当時招請されていなかったといふことをお忘れではなからう、こういうふうに思つておるわけでありまして、そういう意味で、この講和会議のどのような決定も中国を拘束するものではないといふことは明らかではないかと、私はこういうふうに思つておるわけでありまして。

つまりそういう意味で、中国と日本との間のいわゆる領土問題というのですか、政府はもう領土問題じゃないんだ、こういうのは解決済みの問題だといふことになるかも知れませんが、やがて中国側としては、まだこの尖閣列島の問題について解決済みだといふように解釈されておらないわけでありまして、そういう点で本来日中の講和会議を通じていゝゆる平和条約の締結をもつて解決すべき問題ではなからうか。今後中国との間で平和条約は結ばないとか、あるいは中国の戦後処理は完全に終了した、こういうふうに無理

やりといふのですか、おつしやつておるわけでありまして、けれども、しかしやはり今後日中間でいゝゆる国境の画定や領土の帰属をめぐる紛争が起きないといふ断言できない、このように思つておるわけでありまして、その点についてひとつ外務大臣の考え方といふものをお聞かせ願ひたいと思つておるわけ

です。○中江政府委員 どういうお立場の方の御議論を展開されたのかは存じませんが、日本国政府の立場とは基本的に違つてゐる、それでいまの御意見を拝聴いたしました、私も、私どもの立場を変更する理由は全くない、こういうふうに思ひます。

○園田国務大臣 日中共同声明はすべての戦後処理問題は終わったといふ両方の合意でありますから、これから両国の間で改めて平和条約を結ぶといふ意見は出てこない、このように確信をいたしております。

○上田委員 確かに日本側としてはそのように主張されてきたし、いまもなおこの委員会でも主張されるのにもかかわらずはいけません、すけれども、しかし中国側がいま日中平和友好条約締結といふこの一点にしばつておるがためにある程度この問題を出しておらないが、後刻この問題がやはり大きくクローズアップされるときが来るのではないかと、私はこういうふうに思つておるのです。そういう点で、国民は、何か領土問題何もないんだといふような形で理解してゐる場合が多いわけでありまして、けれども、こういう尖閣列島の問題について、あるいは安全、平和といふ立場から見ても、ベトナムと中国との関係の領土の問題も含めて、やはり日本は過去のいきさつの中で深くかかわつてゐるといふようなことなども知つてゐてもら

う。何も問題が起これなければいいわけですが、一貫して問題は解決しておるというように言つてきたではないかといふことで、国民は寝耳に水といふのですか、そういうようなことになつてはならない、こういうふうに思ひますし、やはりそういう立場で平和友好条約、これは早期に締結して

いたなければならぬけれども、同時に中国側と完全にそういう意味では、こちらは一方的に解決したと言つたつて、向こうは解決してないと言つてゐるのですから、そういう点で私は領土問題を含めてやはりそういう声明でただ単に終わらせるのではなく、平和条約といふものを結んでもらいたい、結ぶべきである、こういうふうに考えるわけですね。大臣からもう一度もつても、恐らく先ほどと同じような答えであらうと思ひますが、いずれこの問題は友好条約が締結した後に、おいても、これは私たちにおいても非常に關心を持つておる問題でございますから、われわれとしてもこの問題について質問を続けたい、このように思つておるわけでありまして。

さて、次の問題に移りたいわけでありまして、大臣は二月の十六日に参議院の外務委員会、いわゆる日本敵視条項を盛り込んだ中ソ友好同盟条約について、実質的に失効したものと判断してゐるの判断を示されたわけでありまして、特に中国の要人は、名存実亡と言つており、こうしたことを国民が納得できるような交渉の過程で明確にした、このように述べておられるわけでありまして。中国側の何らかの保証を取りつたといふ意向を示されておるわけでありまして、このことは事実なのか、そういう気持ちで日中交渉に臨もうとされておるのか、その点について、ひとつ事実関係からお聞かせいただきたいと思ひます。

○園田国務大臣 そういう趣旨の発言はしておりますが、御理解は少し違つたような気がいたします。中ソ同盟条約は、ソ連でも私は話題にいたした。そして、ソ連に対しては、中ソ同盟条約といふのがあつて、日本を敵国視しておられる、その条項がある、したがつて、この中ソ同盟条約を将来続けられるのか、あるいは打ち切られるのか、これは内政干渉にわたることであるから、私は申しませんけれども、この条約の中に日本を敵国扱いにする条項だけは削除願ひたい、こういう話をいたしました。そこでソ連の方では、中ソ同盟条約を続けるのか打ち切るのか、中国の態度はわか

らない、こういう返答をされて、ソ連自体はどうするかといふことは全然返答がございませんでした。これと同様に日本でも、一方中国と友好条約を結びながらソ連とも平和条約を結ぼうとしておるし、あるいはアメリカとも安保体制があるわけでありまして、中国がどこの国とどういふ条約を結ばれようとも、これをこちらから干渉する資格はないわけでありまして。しかしながら、そこに敵視条項がありますから、日本の国民の大多数は、これはどうなるであらうかといふ不安を持つておられるのが実情であらうと思ひますので、私は、もし訪中をいたしましてそういう機会があらましたならば、中国に対して、これはどうなるのか、あるいは敵国条項はどうなるのかといふ、日本国民が納得のできるようなことを相手に聞くなり、あるいは意思の表明を受けるなり、何らかの方法でこの点ははっきりしてもらいたいといふことであつて、日中友好条約の中にこれを明確にしたいといふ意味の発言ではございません。

○上田委員 中ソ同盟条約が日本を敵国扱いしてゐる、敵国条項があるといふことでありますけれども、これは歴史をひもとけばすぐわかることであつて、これは第二次世界大戦中のいゝゆるファシズム国家と言つておられるところのナチ・ドイツとかあるいは日本のそういう軍国主義、帝国主義といふものに対して、やはり今後日本が軍国主義、帝国主義を復活し、二度とそういう忌まわしい侵略がないように、あつたときという立場で、日本そのものを敵視したんじやないに、いゝゆる日本国民自身が敵視してゐるところの日本の軍国主義の復活やあるいは日本のそういう他国侵略といふものに対して備えたものであつて、私は第二次世界大戦中のファシズムに対して非常にみじめな殺戮を繰り返された国のそういう条約といふのですか、敵国条項といふのは、国連憲章で認められてゐるものじゃないんですか。その点、ちよつとお聞かせいただきたい。

○園田国務大臣 戦争直後なら別であります、ただいまは両国の関係が変わつてきておるわけ

あります。そしていま友好条約を結ぼうというわけでありまして、名存実亡とおっしゃっておりますが、これは訪中の方々に言われたことであつて、向こうの政府がこちらの政府に言われたことではございません。したがって、これはどうなりましか、こういう個案は困ります、こういう意見を言うぐらゐは、私は当然であると思ひます。

○上田委員 外相自身、先ほども私、例にとりましてけれども、いわゆる外交演説で、日本外交の基本目的が、他国に脅威を与えるような軍事大國にならないことだと、こういうふうに述べておられるわけでありまして、中ソ同盟条約の前文は、その目的が、日本帝國主義の復活及び日本の侵略の防止と、こういうふうにして示しておられるわけでありまして、日本のいわゆる防衛という意味とやうな性格が大いに違つておる、私はこのように思ふわけでありまして。そういう点で、やはり外相自身、いわゆる他國に脅威を与えるような軍事大國にはならないということが事実だとするならば、やはりこの中ソ同盟名存実亡ということを中心の要人が言つたということでありましようけれども、日本はやはり中國とも仲よくし、ソ連とも仲よくしていかなければならないといふときに、そういうことに對して内政干渉がましいことを日中平和友好條約の時点で持ち出すといふことは、私は、非礼ではないか、内政干渉だと言われても仕方がないのじゃないかといふことで危懼をいたすわけでございます。

特に、かつて日本の軍國主義の、いわゆる長年の侵略によつて、数え切れない苦難を経験した中國の民衆に對して、いわゆる日本帝國主義の復活と、日本の侵略の防止を目的とする條約の破棄を強要するといふのでしうか、あるいはさういふことを要請するといふことは、絶対に日中兩國人民の信頼と友好に役立たない。いま確かに不幸な状況でございますけれども、中ソの關係は對立していることも事実でありますけれども、やはり中ソ自身が仲よくなるということ自身が日本の平和にも関連するし、アジア、ひいては世界の平和に

つながることありますから、そういう点で、別段中國とソ連とけんかさせるつもりはなからうとは思ひますけれども、こういうような發言をされるということはどうか、こういうふうにお思ひのすけれども、外相の考えをもう一度述べていただきたいと思ひます。

○園田國務大臣 ちょっとお聞き違ひがあるのじゃないかと思ひますが、私は、この條約を破棄しろとか統制しろとか、そういう内政干渉はいたさぬといふことははっきり言つておられるわけでありまして、しかし、たとえ軍國主義の復活、これはわれわれも身を張つて反對するものであります。しかし、それを他國と兩方の條約の中に入れて、それで結構だといふ日本國民はおられぬと思ひます。したがつて、これに對する向こうの御意向を承り、日本國民が納得するやうなことを話してくることは、これは日本國民大多數の御希望だと私は理解をいたしております。

○上田委員 そうすると、その中國側から何らかの保証を取りつけるといふその中身はどういうことなんでしょうか。

○園田國務大臣 保証を取りつけるなどという發言をした覚えはございません。

○上田委員 何を取りつけてくるのですか。

○園田國務大臣 取りつけるという發言はいたしております。私の發言は、そういう日本の國民が納得するやうな何らかの方法を向こうで話してきた、こういう意味の發言をしてあります。

○上田委員 その何らかのといふのがよくわからないのですけれども、われわれとして、いま外相がおつたやうに、そういう内政干渉がましいことはいらないといふことであらう。また同時に、日本が軍國主義あるいは帝國主義を復活するといふことは身を張つて阻止したいといふ決意はよくわかるわけですから、そういう点で、やはり對ソ連との關係もあるわけでありまして、この問題に對して、余り中ソの問題に對して深くかわらない、それよりも、中國も日本と仲よくした

といふことでありますから、そういう点に重点を置くべきであつて、そういう中ソの關係に手を深く突つ込まないでいただきたいといふことを要望しておきたい、このように思ひます。日中問題については一応これで終わつておきたい、こういうふうにお思ひます。

残り時間も少ないやうでございますけれども、次に、日ソの問題に對して若干御質問申し上げたい、このように思ひます。

一月の日ソ外相會議にソ連側より提出された日ソ善隣協力條約を預かつたままで検討しない、金庫にしまつておく、こういうふうな判斷された理由について、まあ新聞なりその他でいろいろと見聞きいたしておられるわけでありましかども、ここでもう一度明らかにしていただきたい。

また政府としては、領土問題をたな上げにしたまま新たな日ソ關係を規定する條約など締結する考えはないといふことも言われておられるわけでありましか、そういうことであるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○園田國務大臣 日本の方針は始終一貫してありまして、戦後未解決の問題、いわゆる四島一括返還、この問題を解決してソ連と日本の間に平和條約を結びたい、これがすべての前提條件である、こういうことは私は向こうで言つてまいりました。

○上田委員 講和條約以來のそういう事實を公平に、また冷静に振り返つて、日本の主張は一体國際的に説得力を持つてゐるのかどうかといふことをこの際考へてみる必要があるのではないかと、私はこのやうに思ひます。そのうち、どのつまり領土問題といふものは、日本はサンフランシスコ講和條約の第二条で千島列島に對する權利、權原を放棄した、このやうなうたつてゐるわけでありましか、その千島列島に國後と択捉が入つてゐるか否かといふことが大きな問題であつただらう、このやうなうたつてゐるわけでありましか、このサンフランシスコ講和會議で當時日本の代表はこれをどのように理解し、發言したかといふこ

とが大事であらうといふように思ひます。向こう側の記録には全部それが載つてゐるわけでありましか、そういう点で當時のやうな経過あるいは記録といふものをやはりもう一度思い起こしていただきたい、このやうに思ひます。

當時吉田首相は、千島ははっきりと放棄した、この南千島、いわゆる択捉、國後、北千島、南千島の兩者を含むと考へておられます。これは一九五一年の十月十九日に答へておられるわけでありましか。しかしその後経過する中で、この條約を四十八カ國が批准してから、吉田首相は西村條約局長に若干答弁を變更させておると言つてもいいのではないかと、それが國內向けの苦肉の策であつて、國際的には日本ははっきりと放棄してゐるといふことではないか、このやうに思ひます。

特にソ連は、平和條約を結んだときに齒舞、色丹は返す、このやうに鳩山首相に約束をしておられるわけでありましか。しかし択捉、國後は、この経過からともかく千島の中に入つてゐないのだといふ形でどこまで言えるのかといふ、過去の経過の中で私は申し上げておられるわけでありましかども、マリス・ソ連代表と松本日本代表のいわゆるロンドン交渉も、日本のやり方に、そういう意味では弱さといふのですか弱みといふのがあつたことは事實ではないか。この交渉は、四島一括ではなく齒舞、色丹でやりとりがなされて、ソ連は、平和條約締結のときには返す、このやうな約束されたと言われておられるわけでありましか。そこで日本側は、それによつては國後、択捉の返還を要求します、このやうなうたつたので、相手は怒つて、それは違ふといふことで、それ以來、國後、択捉の話はソ連が拒否をしてきておられるわけでありましか。やはりこのやうな経過を一番よく知つておられるのは外務省であるわけでありましか、そういう点で、

感情に走ることなく冷静にソ連と平和条約、特に領土問題の——われわれについても全千島という要求があるわけでありまして、国民全体もそういう考え方が強いことは事実でありますけれども、しかしながらやはり領土問題については、ソ連との関係について、あるいは国際条約の中でそういう経過というものもあることも、これまた事実であるわけでありまして、そういう点で、この時点で、四島一括返還ということの中で平和条約というそういう考え方は、われわれ自身どう言うことなわけですけれども、ただ問題はソ連側から出されておると言われているところの日ソ善隣協力条約、これをわれわれは問題にできない。

もう平和条約が先だ、四島返還が先だということをおっしゃるわけでありまして、しかしながらやはり平和条約に行くまでの段階的なそういうものがあつてしかるべきではないのか。そういう貿易の関係についても開始されていることも事実でありますけれども、やはり一步一步詰めていく、そういう中で平和条約というものにこぎつけていくということがいまの時点で大事ではないかと思うのですが、その点について政府の考え方というものをいま一度お聞かせいただきたい、このように思います。

○園田国務大臣 日ソ平和条約、未解決の問題を解決してやる、それがすべての前提であるということは一貫して変わりはございません。しかしその他の問題で合意できる点はほとんど話を進めていくという点においては、外相会議、経済関係会議等、逐次話を進めているわけでありまして、そういう方向から友好関係、相互理解を深めていくことは当然でございます。

○上田委員 大臣は二月の二十七日、大阪の経済団体との懇談会の講演で、ソ連の日ソ善隣協力条約について、アメリカと手を組んでソ連に脅威を与えるとか、あるいは相手に脅威を与える事態があれば双方が協議して第三国の覇権行動を防ぐ、の点が明記されているので、いわゆる東欧などとの同盟条約とは同じであり、米国のいうのは

中国と日本の結びつきを弱めて日本を孤立化させた上で、東欧諸国と同様の関係に持っていくことがソ連の本心と判断していると語った、こういうふうに報道されておるわけでありまして、ソ連が発表したとしております、また園田外相に手渡したと言われる日ソ善隣協力条約のいわゆる草案のねらいが東欧並みもろろみ、こういう外相の発言が朝日とか毎日、読売、日経、サンケイに大々的に報道され、NHKのテレビでも同様の趣旨が報道されておるわけでございます。しかしながら、私ここに資料を用意してお渡ししますから、委員長の方で、後で議事録に掲載していただくようにお願いをしたいというふうに思うわけでありまして、私も、この日ソ善隣協力条約の第五条、ちよつと読みますが、双方の意見によつて、平和維持に危険とみなされる情勢が発生した場合、もしくは平和が侵犯された場合、情勢改善のために何が可能かについて意見交換する目的で、即座に相互に接触し合う。こういうふうに書いてあるわけですから、これをちよつと見ますと、ソ連とカナダとか、あるいはソ連とイタリア、あるいはソ連とフランスその他の国々ともこういうような議定書というのですか、というものが交わされている場合に、日本に示されたものと同一ものが出ているわけでありまして、もし日本がそれは東欧並みのものもろろみだ、こういうふうに言うならば、カナダとかあるいはイタリアとかフランスも、そういう議定書を結んだということになるわけでありまして、そういう点で私はちよつと間違っているのじゃないか、あるいは私自身園田外相の趣旨というものを十分に理解できておらないのかもわかりませんが、その点についてお答えいただきたいと思います。

○園田国務大臣 私が大阪で以前に発言をいたしましたのは、この善隣協力条約の中に、前の方にわが国が米国のと安保条約体制を解消して中立政策をとるような意味のことが述べられておるし、さらにはソ連とより密接な関係に立つことを希望しておるであろうことを一般的に述べたものでありまして、東欧諸国に言及したのは、ソ連と密接な関係にある国の例として挙げたわけでありまして、また、この草案についての一般的印象を述べたものであつて、具体的条項に対する論評を加えたものではございません。

○上田委員 三月十二日の読売新聞の世論調査でも、「四島一括返還を早くべきだ」というのが四二・三%、あるいは「柔軟に対処すべきだ」というのが三五・四%、こういう形で反応があるわけでございます。いまの経済不況の中で日中の国交回復も非常に大事であります、また同時に、ソ連との善隣友好というものも非常に大事だ。私は、一日も早くそういう平和条約というものも結ばなければならぬということも事実だということに思ふわけでありまして、それまでも、ソ連と多くの先進諸国が議定書というような形でいろいろ友好条約がなされておるわけでございますので、そういう点で、平和条約が達成されるまでたとえは協議に関する日ソ間の議定書といったものを結ぶ、そういう気がいままなおないのかどうかということについてお聞かせいただきたい、このように思います。

○園田国務大臣 政府の方針には何ら変化ございません。条約を結ばなくても必要なことは逐次やっていくわけでありまして、そういう日ソ間の友好関係の問題は逐次解決していきたいと考えておりますから、平和条約を結ぶ前に他の条約を結ぶ意思はございません。

○上田委員 先ほど委員長にお願ひしたように、資料を配りますから議事録に——結構ですね。

○始開委員長 先例を調べて、後で理事会で協議いたします。

○上田委員 前例あります。先般外務委員会に添付されてますね。外務大臣もよく御存じだと思ひます。——いいですね。添付してくれませんか。

○始開委員長 議事録へ載つてくるとかにつきましては、先例を調べて理事会で協議をいたします。

○上田委員 先例があれば載せてくれますね。

○始開委員長 理事会で協議をいたしますから……。

○上田委員 先例があれば載せてくれるのですかね。

○始開委員長 そういう点を調べて、相談して……。

○上田委員 それじゃ先例があれば載せていただくということで、私の発言を終わります。

○始開委員長 おしまいですか。——よろしうございませう。——先例を調べて御相談いたします。

○上田委員 あれば載せていただくということでしょう。

○始開委員長 そういう御希望であることを承つて、後で皆さんの方の理事の方とも相談いたしますから。

○上田委員 先例があれば載せてくれていいのじゃないですか。先例があれば、載せているのに私だけ載せないということはないでしょう、希望しているのですから。

○始開委員長 先例が全部載せているものかどうか、実はこういう問題は初めてなものですからね。

○上田委員 初めてじゃないですよ。今国会ですにありましたよ。

○始開委員長 上田君、あなたの方の理事の皆さんともよく相談いたしますから、御了承願ひます。上原康助君。

○上原委員 私は、法案に関係することにつきましては先日いろいろお尋ねをしたのですが、ぜひこの機会に外務省と防衛庁、防衛施設庁ですか、に少しお尋ねをして、ぜひ御努力をいただかなければいけない点がありますので、少し時間をいただけたらと思います。

○上田委員 そうですね。御承知かと思ひますが、去る三月十日に在沖米陸軍は、在日米陸軍支援責任についての整理統合計画というものを発表いたしました。この件については外務省、御承知おきでしょうか。

○中島政府委員 御指摘の点につきましては、ことしの三月在京のアメリカの大使館から概要について報告を受けております。

○上原委員 皆さんが在日アメリカ大使館の方から受けた内容というのはどういふふうになつてゐるのか、概略を御説明いただきたいと思ひます。

○中島政府委員 私どもがアメリカ大使館から受けました通報によりますところの概要は、これはいづれも七八年中に実施の予定という事でございしますが、まず、牧港の補給地区とキャンブ瑞慶寛の支援体制を陸軍から海兵隊に移管するという事でございします。それから知花の弾薬庫と知花サイトを空軍に移管する。それから瀬名波通信施設と奥間レストセンターと那覇の冷凍倉庫を空軍に移管する。こういう事でございします。

○上原委員 いままで、在沖米陸軍の施設を米海兵隊、米空軍に移管するという事で、日米間でのこのような協議をしたとか、たとえば合同委員会の議題になつたとか、そういう経緯はございしますか。

○菊池政府委員 まだ合同委員会の議題になつたことはございしません。

○上原委員 どうも外務省のアメリカ局長の御答弁にしても、いまの労務部長の御答弁にしても、余り内容について御存じないような印象しか受けないうけです。これだけ重要な機構統合、在日米軍基地の主要部門についての整理統合であるにもかかわらず、いまだで日本側と正式な協議もなされてないで、米側の一方的な考え方で強行されようとしていることに私は改めて非常な疑問と憤りを禁じ得ません。

そこで、きょうは時間があるまいので、この三月十日に在日米陸軍、いわゆる在沖米陸軍の発表したこの統合計画というものの具体的内容は、一体いつまでに明らかにするの、そのことによって影響する雇員の数ほどのくらないのか、ぜひこの際明確にしておいていただきたいと思ひます。

○菊池政府委員 在沖米陸軍の再編成計画につき

ましては、五十一年度とその計画が発表されました、逐次各軍間の移管が行われておりましたわけでございます。今度三月十日に発表されました再編成計画もその一環であるというふうに承知しております。

当庁としましては、さきの移管計画の実施に当たりましては、従業員に対する影響を最小限にとどめようという事で米側と鋭意折衝を重ねまして、従業員の雇用の確保を重点に置きまして、ほぼ九〇%の従業員の雇用を圖つたところでございします。今回の計画につきましても、まだその細部につきましても米軍部内で決定を見るに至つていないというふうに聞いておりますので、当庁としましては、関係従業員の雇用の確保を中心として、当該計画の発表の直後に米軍司令部に対しては、早速申し入れを行った次第でございします。

さらに、問題の重要性にかんがみまして、担当官を現地に派遣いたしまして、現地米軍に対し同趣旨の申し入れを行つておる最中でございます。なお米軍の方も、今回の計画の実施に当たりましては、関係従業員の雇用の確保には最善の努力を払うという事を当庁に表明してきておる次第でございします。いまだにはつきりしていません。

○上原委員 いまだにはつきりしていませんと言つてゐるが、三月十日に発表になつた「在日米陸軍支援責任の整理統合」という文書を十分皆さんお読みになつておるのですか。「これまで、米軍は日本政府に対し、在日米陸軍と他の在日米軍間のサービス支援業務の整理統合に関する情報を提供いたしました。」こういうふうな明確に書いてあるわけですか。さらに三ページの中段ですが、「予備交渉の結果によると、受け入れ側の米軍では、場合によつては在日米陸軍から移管される日本人従業員の数より少い人員を必要とし、又は在日米陸軍従業員が所持する技能以外の資格を必要とすることもあり得ます。この場合、人員整理措置が必要となります。」こういうふうな具体的な措置が必要となります。こういうふうなことを

アメリカ側はこの声明文で言つておるではありませんか。私がいま言つておるそんな抽象的なことでなくて、今度の整理統合計画によつてどのくらいの数の日本人従業員に影響していくのか。この計画は今年末までということになつておるけれども、具体的にはどういふ手順を踏んで、いつまでに日米間では話が詰まるのか、そういうこともなくして、これだけの重要な計画をただ一方的に進めさせていいのですか。そのことが政府間ではどうなつておるのかを私はお尋ねしておるのです。

○菊池政府委員 現在米陸軍とユーズンでありまして海兵隊並びに空軍と話をやっておるということでございます。またその具体的内容がわかりませんので、わかり次第われわれの方に通報するうちに、事前に通報するようにということで申し入れておる次第でございします。

○上原委員 労務部長、失礼ですが、あなた初めてでこういう問題に十分御理解をいただいていないのじゃないか、そう思わざるを得ないのですが、在沖米陸軍関係の雇員数は何名ですか。牧港サビス地域にはどのくらい働いておるのですか。知花弾薬庫地域にはどのくらい働いておるのか。この声明文の中で明らかになつておる部隊の移設に係る従業員の数、それによつてどのくらいの人員整理があるかは皆さん推測できるでしょう。法律上の雇用主は施設庁、政府ではありませんか。そのくらのことも把握せぬでこれだけの合理化問題、ただアメリカのやりたいほうだい、勝手にさせるのですか。もう少しちゃんと考えた方を明らかにしてください。そうでないとした考え方を通せない。冗談じゃない、外務省も含めて。大使館から紙切れをもらつて、はいそうですかという

ことが日本政府の態度ですか。ちゃんとここにこれだけ重要なことを発表しておるじゃないですか、三月十日に米側が。しかも、三月十七日に施設庁長官と防衛庁長官には私は申し入れをやつた。同時に、三月十四日には駐米公使からも申し入れがなされておるはずなんです。

○菊池政府委員 ただいま先生から御指摘ござい

ました。在沖米陸軍の中に勤務いたします従業員の数でございますが、牧港補給地区におきましては、これは十二月三十一日現在でございますが、総数で千九百二十七名でございますが、そのうち米陸軍に所属します従業員が千三百六十八名でございます。それからキャンブ瑞慶寛におきましては、全従業員数が千六百三十九名のうち陸軍関係が五十三名でございます。さらに知花弾薬庫につきましては、三百七十九名のうち陸軍関係が三百二十九名でございます。さらに瀬名波通信施設につきましては五十三名でございます。全部陸軍関係でございます。それから奥間レストセンターにつきましては、三十八名中陸軍関係従業員が、MLC、IHAを含めまして三十八名という内容になっております。このうちマリソンにどの程度トランスファーできるかという具体的な内容につきましては、いまだに明確になつておりません。

○上原委員 いまだに明白になつていないということ、じゃ、いまだに明白になつていないければ日本政府はどうするつもりですか。いまあなたが申し上げただけでもざつと二千名の人々が該当するわけですよ。二千名の方々がどんな状況の中、しかも中にも二十四、五年働いておる人もいます。しかも、アメリカ側はこの声明の中で、基地そのものは日本政府には全然返さない、今回ははつきりと言つておるのです。在日米陸軍の機能も全く変更はないということ、この声明文の中で言い切つてゐる。にもかかわらず、働いてる雇員だけは解雇される。そういう状況を拱手傍観して許すわけはないじゃないですか。具体的にそれに対して政府はどのように対処するか、お答えください。

○菊池政府委員 先ほども申し上げたのですが、在日米軍司令部に対しては、早期情報の提供ということで三月十日過ぎに直ちに申し入れをいたしました。さらに当庁の職員をたまたま沖繩に派遣しております。対軍折衝をさせておる最中

でございます。

○上原委員

そこで、あなたにいろいろお尋ねし

ても余り要領を得ないようですから、これ以上多く申し上げるわけにもいかないような感じがします。これは外務省もぜひお聞き取りをいたしたいのですが、私は前々から絶えず疑問を持っているのですが、労務の問題とか基地の整理統合、縮小というのをよくおっしゃるにもかかわらず、余りにも形式的なことだけで済ましているのじゃないかという感じを受けるのです。一連のこの基地の整理統合を見ますと、今回の基地の整理統合というのは、明らかに在韓米軍の撤退問題と関連していると私は思うのです。予算委員会なり本内閣委員会などで在韓米軍撤退がどのような影響を在日米軍基地に与えるかということに対しては、与えないということを言い切ってきた、前外務大臣もあるいは防衛庁長官も。しかし、明らかに沖縄の基地の動きを見ると、こういうところにも影響が出てきているわけですね。したがって、これだけの重要な整理統合であり、かつ二千名近い人々が解雇されるかもしれない、あるいはそのうちの三分の二ないし半分以上は配置転換という形でできるかもしれませんが、問題は既得権の保障ということも出てくるわけですね。一たん解雇されて引き継ぐのか、あるいは継続雇用することかということも全然明らかでない。そういうことについて少し、防衛施設庁任せでなくして外務省なりが外交的な立場でアメリカ側とじっくり話して、合同委員会の中でも詰めて、そういう議題の中で話し合った後にアメリカ側がその計画を発表するとか、事を運ぶというような方向に変えないと、これは犠牲を受けるのは働いている労働者なり県民だけに、日本人ということになりますよね、大臣。そういうことについては、もう少し毅然たる態度で対米交渉をやって、この計画そのものも日本政府と十分内容を詰めてから実施に移すということぐらいは取りつけていたかないと私は納得できないのですがね。

○園田國務大臣 ただいま上原さんの質問、発言を聞いておりましたばかりでなく、前々から外務大臣として考えているところがございます。それは、あなた方とわれわれは立場が違いますが、日米安保体制は日本のすべての基軸であります。したがって、その安保体制を緊密に体制をとるのには、今後は基地問題が一番問題になってくると思います。これはアジアの他の国々を考えたとき当然であります。したがって、その基地問題というのは、地域住民の方がまあまあまがまがでできる、納得できるといふことにわれわれは努力しなければならぬ。それについては、第一は、御承知のとおり外務省、防衛施設庁その他、業務を分散しておりまして、そしてとかく何となしに出てくることを受けて立つて、それをお互いが始末するといふうかっこうになってくる。これでは本場の基地問題の対策はできない、こう考えておりますので、この点を十分検討して、そしていまのような問題でも、この前は千百名のうち百名は解雇、あとは配置転換で終わりましたけれども、今度は軍の支援補給部隊を各軍に移管するわけでありまして、諸般の情勢から見てもどうも配置転換によってできるものと解雇になるものと、解雇になるものの数がこの前よりもふえるのじゃないかと想像はできるはずでありますから、こういう場合には向こうからの通告を待ってやるのではなく、これは最終の責任は日本の政府でありますから、この時期に解雇される人のことを思えば、こちらが進んで向こうに積極的に、どれくらい配置転換するのか、どれくらいどうやるのかということについて、それについては、こういう問題はこうだからなるべく配置転換をふやせとか、そういう折衝をやるようにしなければ、今後基地問題はうまくいかない、こう考えております。

私今度アメリカへ参りましたときには、國務長官と会いますが、こういう問題についてはこちらから積極的な発言をする。同時にまた、外務省、防衛施設庁その他の関連ももう少しうまくいくように、責任者がちゃんと会ってやらないと、どうもこういうものはいままで交換文書とか慣例にとらわれてそれに流されていく、そのうちに基地問題はどんどん変わっていく、そこに地域の不平が出てくる、こういうことが出ております。私は前々からそういう考え方を持っております。いまの御質問を聞いてその感を深くしておりますので、そういう方向で決意を固めて善処したいと考えております。

○上原委員 ぜひそのように大臣御自身もやっていたと同時に、事務当局に対しても、合同委員会なりで十分詰めてその後に米側にこの計画は実施に移させる、それで既得権の保障と、解雇といふものを極力避ける。原則的には反対です。そのことを詰めていただきますね。それが一つ。

もう一つ、基地内の交通方法変更問題についても、日本人従業員の対策はいま皆無ですよ。全然なされてない。その二つについて十分日米間で話してやっていただきますね。

○園田國務大臣 交通問題は、御承知のとおりに總理府の所管でありますけれども、いまの御意見は伝達いたしますし、また、基地問題、雇用問題についてはいまのような方針でやっていくつもりでございます。

○上原委員 終わります。

○始閣委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○始閣委員長 これより本案を討論に付するのであります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○始閣委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○始閣委員長 ただいま可決いたしました本案に対し、村田敬次郎君、上原康助君、鈴切康雄君、受田新吉君、柴田睦夫君及び中川秀直君から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。村田敬次郎君。

○村田委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブの各派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、次の事項について、速やかに検討の上、善処するよう要望する。

一 我が国外交活動の基盤を強化するため、効率的な人事運用、人材の登用、研修の充実等に一層意を用いること。

一 勤務環境整備の必要がある地域に勤務する在外職員勤務条件等について、引き続き格別な配慮をすること。

一 在外公館に勤務する職員が、安んじて職務に専念しうよう警備の強化、補償制度の充実等適切な措置を講ずること。

一 在外公館の事務所及び公邸の国有化を推進するとともに在外職員宿舎の整備に努めること。

一 在外公館の査察を一層強化すること。

一 全日制高等学校の新設を含めた日本人学校の新設、子女教育手当の充実、帰国子女教育制度の改善、教育施設の整備等総合的に海外子女教育対策を推進すること。

一 帰国子女教育については、我が国の大学への入学につき、在外教育施設において取得した資格を認めるとともに、国語学力の一時的

なおこれに対しては、その選考方法について適切な配慮を加えること。

右決議する。

本附帯決議案の趣旨につきましては、先般来の当委員会における質疑を通じて、すでに明らかになっておることと存じます。

よろしく御賛成をお願い申し上げます。

○始関委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に対し、別に発言の申し出もありませんので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○始関委員長 起立総員。よって、村田敏次郎君外五名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、外務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。園田外務大臣。

○園田外務大臣 ただいま在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を御可決いただきまして、まことにありがとうございます。

また、本法案の御審議の過程において、本委員会が真剣に御審議をいただき、外交活動の基盤強化につき、深い御理解と貴重な提案をしばしば行われ、配慮を示されたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

法律案と同時に可決されました附帯決議の内容につきましましては、御趣旨を踏まえ、適切に対処してまいる所存でございます。まことにありがとうございます。御礼を申し上げます。

○始関委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○始関委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○始関委員長 次に、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。梶野泰二君。

○梶野委員 私は、設置法の一部改正法律案に関連いたしまして、二つの問題についてお尋ねしたいと思っております。

初めに、監獄法の改正問題ですが、この問題は、いま法制審議会が審議を進んでおります。監獄法の改正部会では、一番問題の代用監獄の問題に審議が移っているやに聞いておりますが、いまその辺の進行状況はどうなっているかお尋ねしたいと思います。

○石原（一）政府委員 いま梶野委員から御指摘のように、監獄法改正部会は、一昨年の三月法制審議会の総会に諮問いたしました。その後部会が開かれて、私の記憶では、本年三月をもちまして二十四回の会議が行われておりますが、そのうち十二回、二十三回、二十四回の三回、すなわち一月から三月にわたって代用監獄の審議をいたしました。その結果、細かい問題点を小委員会ですらに検討するということで、近く小委員会で行われる予定でございます。

○梶野委員 そこで、この代用監獄について、法務省は存続するとお考えなのか、それとも廃止の方で考えになっておられるのか、その点はいかがですか。

○石原（一）政府委員 御承知のように、法制審議会が自由な御意見をちょうだいするたてまえから、審議の内容その他につきましまして詳しく申し上げ、あるいは法務当局の考え方を明らかにすることは必ずしも適当ではないかと思っておりますので、その辺

をまず御了承願いたいと思っております。ただ、監獄法改正上の問題点の一つでございますので、法務当局が監獄法改正部会に提出いたしました「監獄法改正の構想及びそれに基づく細目」の内容について若干御説明を申し上げたいと思っております。

代用監獄と申しますのは、御承知のとおり、警察の留置場に犯罪者、未決拘禁者を収容する制度でございます。刑務所として代用する場合と、拘留所として代用する場合とがございます。私の考え方は、刑務所として代用するということにつきましましては、従前から論議がございましたので、この際やめていきたいというふうに思っております。ただし、未決拘禁者が代用監獄に入っております。ただし、未決拘禁者が代用監獄に入っております。ただし、未決拘禁者が代用監獄に入っております。

次に、未決の拘留所として代用する点でございますが、これまでの捜査の実態を見ておりますと、代用監獄に犯罪者を収容して捜査をするということの迅速適正な機能を果たしているという点にかなりみえます。また、仮に現在の警察の留置場への収容を全部やめまして、拘留所を増設するといふとすれば、多額の費用がかかり国の財政的負担も大きくなるという点がございまして、制度的改善はいたさねばならぬと考えておりますけれども、直ちに廃止することは困難であるというふうに考えております。

○梶野委員 いまその二つの理由を挙げられましたが、きょうは時間が余りありませんから要点だけ申し上げます。

この監獄法というのは明治四十一年の制定であります。この時点ですらに代用監獄制度というのは本来廃止すべきものだ、ただ当時としては、財政問題があるからしばらくはやむを得ないのだ、こういう答弁から始まって、昭和二十二年の七月に設置されました司法省の監獄法改正調査委員会の決議でも明確に、この代用監獄はこれを廃止すること、こういうふうになっておりますね。そ

れから昭和二十三年の第三国会の衆議院法務委員会の答弁でも、拘留所を建てたいという希望を持っていた大蔵省としては折衝しているのだけれども、残念ながらその運びに至っていない、各方面に多大な御不便をおかけしている次第でございますが、来年度におきましては、全部ということとはとうていできませんけれども、重要度のあるものからできるだけ皆さんの支所を設置したいと考えて、ただいま予算の準備をいたしておる次第であります。こういうことで廃止の方で努力をする、問題はやはり財政問題だと、こういうふうにならざるを得ないと思っております。それから、これは四十四年の「自由と正義」の二月号、当時の矯正局長の勝尾さん、この人の書いたものでも、監獄法は廃止するという方向でやるのだということをちゃんと書いておられる。

ところが最近になって、どうやら法務省は、財政問題ではなくして捜査の必要性から存続するという方向に転換しておられる。いまの答弁もそうであります。明治四十一年以来廃止に努力すると言いつつ、当時八十九カ所しか代用監獄はなかった。ところが現在は二百カ所あるのです。減るところが増えてきていて、こういう状況であります。私は資料をもらいましたけれども、最近新設は全くない。浦和の拘留所を増設しただけだ、こういうことでございます。

そこで、最初にこの財政問題でお尋ねしたいのですが、理想的には簡易裁判所ごとに対応する拘留所をつくるというのが一番いいわけでありまして、そういふ前提で、この間いただいた資料によりますと、新設が四百二十庁、増設が百五十五庁、ただしこれは十人以上の定員とする、こういう考え方。そうしますと、土地購入、建物整備費で二千七百億円かかる。法務省は、そうだとするとこれは八十年から二百三十年くらいかかる、こういうことを言っておられるらしい。それで、この新設の四百二十庁の中で、各地方で一日平均一人以下しか対象者がいないというのが二百十庁ある、こういうふうなことであります。

一つ問題なのは、ここに土地購入費となつていますが、どうも二百二十万平米くらい必要だ、こういうことのようにすけれども、一体そんなに必要なのかどうか、国有地を使えばこんな土地の入手は必要ないわけで、そこら辺は一体どうお考えですか。

○石原(一)政府委員 榊野委員御指摘のように、現在、代用監獄を廃止いたしましたして拘留支所を増設するといふことは四百二十万の増設であり、それに建設費、土地購入費で必要とする経費が二千七百億である、こういうふうに申し上げておきます。

まず、年間収容人員の平均が一人、二人でございまして、十人のものを用意しなければならぬといふことから御説明申し上げなければならぬのでございまして……(榊野委員「簡単でいいです」と呼ぶ)これは一人、二人では職員もそう多くなりませんし、その者は毎日夜勤等をしなければならぬといふようなこともございまして、それから土地につきましては、拘留支所をつくりますれば、炊事場も必要でございまして、運動場が必要でございまして、特に都会地におきまして、屋上を使えといふお話もございしますが、屋上等を運動場に使用したのでは周りが人も、人からも見られる、上から犯罪人が町をへいげいするといふことに相なるわけでございまして、相当程度の敷地を必要とするといふ点の計算から二千七百億円を必要とするに至つたものでございまして。

○榊野委員 そこで、どうしてこの八十年ないし二百三十年もかかるなんということになるのか、仮におつちやうに二千七百億全部かかるとしまして、本気にやる気になれば、一年で一回というわけにはいかぬでしょうけれども、せいぜい数年でそういう予算は組めるはずではありませんか。

それから、これはやはりいただいた資料なんです、都道府県の警察の施設費それから整備費の補助金ですね、昭和四十八年から五十二年の五年間で合計七百三十七億要っている。一体この整

備費の補助金は、いまの代用監獄があるというところが考慮されているのですか、されていないのですか。

○石原(一)政府委員 ただいま御指摘の資料は警察からの資料であらうかと思ひます。

警察の留置場の増設あるいは改造に必要な経費でございまして、代用監獄を廃止した場合にわれわれが拘留支所を増設すると申し上げておりますのは、裁判所の裁判によつて拘留された後のこととございまして、いわゆる逮捕中に警察が身柄を収容しているという点もございまして、その費用が全部われわれがいたただける費用にはちよつと相ならぬのではないかと思ひます。それが第一点でございまして。

それから二千七百億の金で八十年から二百三十五年かかるといふ点の御説明でございまして、実はただいま御審議をいただいております予算案によりますと、法務省の年間の施設費が二百二十億でございまして、それでこの二百二十億で、法務省の官署はたしか二千近くあると思ひますが、これを随つていたるわけでございまして、大臣に教えていただきました、二千八百あるのだそうです。二千八百の分を全部やめまして、全部つき込みまして、二千七百億を百二十億で割りまして、そう多くはならないわけであります。しかしながらそういうことは考えられませんが、一割増設を認められて、それを拘留所に回しますと二百三十年、二割回せば百十五年、三割回せば八十年、こうなります。

それから、五年でできるはずではないかといふお話でございまして、五年ですと約五百億ぐらいの金になります、五百億と申しますのは全官公庁、実は国会も含めまして、その分の庁舎等の整備費が五十三年度予算におきまして五百六十億でございまして、したがって、国会の増築その他もお願い、在外公館の増築もおやめ願つてやうと五年になる、こういうことでございまして、数字は二千七百といふ数字でございまして、二千七百億となりまして、なかなか莫大な数字になると

いうことでございまして。

○榊野委員 計算はそういうことになるかもしれませんが、とにかく明治四十一年から今日まで一体どれぐらいたつていますか。それを全くはつておいての話だからそういうことになるのであります。

それからいま、二階にしたらぐあいが悪いといふお話がありました、小菅だつて千坪あるわけでしょう。そういうところを二階にしたからといって、あそこを下をのぞくようなところじゃありませんし、それから警察の代用監獄施設がある、そういうところとやりくりするということも考えられる。いろいろ財政的にはすぐにはだれも考えていない。一日平均一人程度のところは、これは簡便ごとが原則であつた、そこら辺はある程度まとめるという、こういうことも考えられるし、私は、とにかく財政的に無理だといふ根拠は薄い、熱意さえあれば、財政の問題といふのは一時的ではだめかもしれませんけれども、かなりの期間がたてばほとんど拘留所は建てていく、そういう方向が見えてくるというふうに考えております。

それで問題は、捜査の必要といふ点から法務省が最近になって考え方を改められた、つまり明治四十一年以来ただ問題は財政だけだと言つていたのが、最近変えられるようになった。ここは大変問題であります。

五十二年の十二月に警察庁の刑事局が「警察の留置場を勾留施設とする必要性」、こういう文書を出しておられる。これは御存じですね。これを読んでみますと、一つは迅速な捜査のためにどうしても必要だ。それからいまおつちやうした効果的な書きであるのは、要するに警察と拘留所の距離が遠くて、やはり代用監獄は、留置場は自分のところにあるわけですから、近くないと早く捜査できないし、効果的な捜査ができない、こういうことだけですね。それから取り調べの施設が十分に整備されていなければいかぬという、これだつて

拘留所でちゃんとそういう整備をすれば問題は解決するはずであります。それから被疑者その他の関係者の利益保護のために、やはり代用監獄はあつた方がいいといふことも書いてあります。たとえば被害者がすぐに返せる、発見できる、それはやはりいまのような制度でなければいかぬとか、面通しその他捜査の協力をしてもらうのに拘留所ではぐあいが悪い、家族の面会も留置場の方が便利だ、こういうことを言つていますが、これは全くためにする議論で、要するに近くに置いておけば捜査のために便利だ、警察から言えばそういうことになるのでしよう。

問題は、一体そういう代用監獄がどういう役割りを果たしてきたかといふことなんです。戦前は、とにかく自白が証拠の王と言われた時代であります。だから、どうしても自白をすすめなければならぬ。手荒れのことをする、拷問もしれば行われたといふ事例がある。それは全部この代用監獄、留置場でやられたことなんです。だから、そういう反省の上に立つて、しかも戦後は刑事訴訟法体系が全く変わった、近代的な法律構造になつたわけですね。当事者主義もとられた。そういうことで、特に戦後は何としても代用監獄は早くやめなければいかぬといふことになつたわけなんです。

ただ、先ほど申し上げましたように、昭和二十三年ごろは、これは戦争が終わつたばかりだったので、確かに、早くやりたいのだから財政的にすぐというわけにはいかぬ、そういう事情はわかるのです。ですから問題は、その財政的な理由だけであつて、結局代用監獄といふのがいかに弊害を生じたか、変則的なものかといふことは、これは全部一致してはいたはずなんです。だから法務省もそういう見解をとつてこられたはずなんです。

ところが最近になって、いま申し上げました警察の主張に同調されるようになってきた。なるほどこの「警察の必要性」の中に代用監獄の批判がある。それに対する反論が書いてあります。まあ代用監獄だと自白の強要があつたり人権侵害が行われやすい、それから設備が劣悪で処遇も悪い、

それから捜査機関である警察が同時にこの身柄を拘束しているという事は、刑事訴訟法の根本にある当事者主義訴訟構造に反するという、いま私が申し上げたようなこういう批判について、そんなことはないんだと言っている。それは結局、読んでみても、要するにいまの法律をちゃんと守りさえすれば、いまの法律には人権侵害をしたりしちやいかぬというふうに書いてある。それをちゃんと守れば問題でございませぬ、現に警察は守っておりますと、こう言っているんですが、依然として人権侵害が後を絶たない。戦後の名だたる事件で、結局、自白が問題になっている。それは全部留置場で自白を強制されたという事例ばかりでしょう。

〔委員長退席、村田委員長代理着席〕

警察官がかりっぱなしで教養もある、そういう拷問などしないという、そういうことを言ってみたって、問題は、捜査をやる警察官が二十四時間、調べられる被疑者を全面的に管理、支配しているわけですからね。このところが問題なわけです。それから、依然としていま日本の警察は近代的な捜査の観念がないのです。やはり自白が非常に証拠価値を持っているように考えている。だから、むしろ一生懸命まじめにやる警察官なら、その人の方が何としてもひとつ吐かせようということになるのは自然でしょう。そういうやり方をするために、警察にとって一番理想的な制度は、代用監獄。拘留所をつくれれば、そんなことはない。だから、警察がいまのような前近代的な捜査をやるのに乗っかるなんていうことはとんでもない話です。大体拘留というのは逃亡のおそれ、証拠隠滅の防止のためです。これは私が言わなくともわかり切ったことですね。何も取り調べの便宜のために拘留するわけではない。しかし、現実には取り調べの便宜のために拘留されている、こういうことであります。法務省は、たしか昨年あたりからじやないですか、そういうふうに見解を変えられたのは、そ

こら辺は一体どうなんですか。
○石原（二）政府委員 御質問が多岐にわたりましたので、最後の方からお答え申し上げます。と思ひます。

何か警察が代用監獄の必要性があるから法務省が意見を要したという前提での御質問でございませうが、さようなことはございませぬ。と申しますのは、冒頭榎野委員は、明治四十一年以来、代用監獄を廃止するという意見であったということでございますが、この点につきましては必ずしもそうではないという意見もあるわけでございまして、明治四十一年の帝國議會における現行監獄法施行の際の論議におきましても、行刑施設として代用することをやめるべきだという意見が、未決拘禁施設としての代用をやめるべきであるかという点につきましては、監獄法改正部会におきましても両様の読み方があるということでございます。

なお、昭和二十二年の改正要綱を御指摘なされましたが、その改正要綱の後方には、代用監獄を認める前提での制度的改善をうたったところもございませぬ。

なお、われわれといたしましても、拘留所の増設につきましては努力いたしているところでございまして、数字で御説明申し上げますと、昭和二十五年には拘留支所が九十二カ所、刑務支所が十六カ所、合わせて百八カ所でございますが、昭和五十三年のたゞいまでは、拘留支所が九十二カ所から百五十カ所になっております。と申しますのは、刑務支所の十六を拘留支所の方に転用いたしまして、現在は刑務支所は九つになっているわけでございます。したがって、七つだけ足すと、九十二に七つを足しますと九十九でございますが、百五になりましたのは拘留支所も増設しているからでございます。

私どもが財政上の理由と申し上げておりますのは、ただ金がないということと申し上げているのではないのでございまして、たとえば簡易裁判所所在地における警察にある留置者が四、五十人と

いうところがあるわけでありませう。年間四、五十人のところについて拘留支所をつくりますと、仮に一日一人ずつ入りますと、三百六十五日のうちに四十日だけは働いているけれども、あとの日は働かなくともいいということになりませう。入れる者が少ないのかかわらず、拘留支所をつくり、職員を配置しておくことは、やはり国民に財政的負担を与えることになるのでございまして、これでいいのであらうかという問題がございませう。

それからさらに島とか僻遠の地をお考え願いたいでございませうが、たとえば東京で言いますと、三宅島ですとか八丈島かに警察がございませう。簡易裁判所は大島にあるわけにございまして、海上百三十キロと聞いております。仮に八丈島に拘留支所をつくりますと、ここ三年間収容人員はゼロだと聞いております。これはつくるのがむだであるということになります。つくりましても大島まで持ってくるということになりますと、百三十キロの海上を船で持つてこなければならぬということになるわけにございまして、またさらに僻遠の地を考えますと、行政効率上非常にむだなところが出てまいるのでございまして、そういうところではどうしてもいわゆる身柄を警察の留置場に置かなければならぬ。そこにもつくらなければならぬというところは、国民の財政的負担に過大な負担を与えることになるのではないかとということでございます。

それから留置場において自白の強要があるというお話でございませうが、留置場の中に取り調べ室があるわけにございませぬ。取り調べ室のほうは警察官でございまして、留置場と別なところで調べるのでございませう。現に監獄法改正部会におきましても、警察に仮に人権じゅうりんのな自白強要等があるとすれば、それと留置場を持つているところの因果関係は果たしてあるのかという御指摘がございませう。

それのほかに、仮に拘留支所に全部移すといったしますと、当該被疑者の調べに警察官は拘留支所に出向かなければならぬことになります。そうすると

取り調べ時間が短くなります。短くなりますれば、拘留日数をふやさなければならぬということに相なります。あるいはまた、参考人も警察から事情を聞かれ、あるいは被拘留者と対質等をする場合に、調べは警察で受けて、それからさらに拘留支所に行かなければならぬという不便が生じます。弁護人の場合も同様でございまして、警察に行つて捜査の状況を聞いた上にさらに拘留支所に行かなければならぬということもありません。

それから先ほど証拠物の話もございましたが、証拠物はいわゆる参考人に見せる場合もありませうが、それを運搬しなければならぬ。仮に大きな自動車であるとかそういうものになりますとか、最近はやりの爆弾事件の不発爆弾なんというようなことになりましたと、警察から拘留所に運ぶのもこれは大変であるということに相なるわけにございまして、現に弁護士さんの一部の方も「自由と正義」に、第一回公判期日までは警察に入れておいてもらった方がいいという御意見も発表されているのでございまして、そういう諸般の状況を十分考慮し、現実的な処理として何が一番適切かというところで、先ほど申し上げたような構想、細目を設けたのでございませう。

なお、四十五年ごろのお話もございましたが、そのころ代用監獄が果たして廃止できるかどうかというところで検討いたしまして、刑務所長、拘留所長の意見を聞いたことがございませう。その結果、これは拘留支所の増設ということとどういって賄うことはできない、むしろ代用監獄を全部廃止するといふような意見も出ていたものであります。これらの点につきましては、監獄法改正部会におきまして、私から詳細御説明を申し上げております。そういう点を勘案いたしまして今後小委員会での検討し、それをさらに部会に上げて皆様方の御意見を聞きたい、こう思っているところでございませう。

○榎野委員 八丈島の話なんて例外的なことはわ

かっているんですよ。そういうことを言っているわけじゃないでしょう。

それから、私は留置場の中で自由と言ったのは私の言い間違いでして、要するに代用監獄というのは、同じ警察の庁舎内にあるわけでしょう。留置場と取り調べ室は隣り合わせ、そこを言っているわけですよ。

それから、拘留所になると、どうしても不便だから取り調べ時間が長くなって、勾留請求が長くなるなんて、警察のこれにも書いていますが、そんなことはないですよ。拘留所に行ってもいいし、警察へ呼んで調べたっていいじゃないですか。そんなことは理屈にならない。

それから、被疑者の方もむしろ代用監獄の方が取り調べに便利だ。弁護士だってそのはずで、拘留所は不便だという、こういうことを言っておられる。それは拘留所が遠ければ時間的に不便だということはあるでしょう。しかし、そんな問題じゃないじゃないですか。だから、日弁連は全面的に代用監獄廃止論ですよ。不便なことは承知の上です。被疑者だってそうですよ。全部が全部拘留所の方がいいと言っているじゃないですか。警察の方がいいなんと言っている被疑者はいませんよ。結局そういうところに代用監獄の問題点があるわけではないわけですよ。それはもうあなたは承知の上でそういうことをおっしゃっている。

それから、証拠物の運搬なんというのは、こんな危険物の運搬なんというのは例外中の例外外でしょう。そんなもの何もの拘留所に持っていかなくたって、それは警察の取り調べ室でやったらいいじゃないですか。問題は、その代用監獄制度の問題にしているのだから、あなたが言っているように、あなたご自身が代用監獄の存置論の理由になることならば、これはとんでもない話ですよ。四十五年に何かそういうことで検討されたらしいんだが、半永久的に代用監獄がなくならないなんという事になったら、これは大変なことですよ。現に国際的にもそうでしょう。日弁連が昨年の暮れに「諸外国における未決拘禁の実態」という本

を出していますね。二十二カ国、五十一カ所の関係機関に質問書を送っている。十二カ国、二十三カ国、フランス、西ドイツ、オーストリア、イタリア、オランダ、ギリシャ、デンマーク、フィンランド、イスラエル、このうち未決拘禁が警察で行われている、つまり日本と同じなのはイスラエルだけですね。イスラエルというのは、建国以来戦時体制にあるわけでしょう。いまだって大変な状況ですね。全く日本だけが例外的、しかもいまま言われたような理由で半永久的に日本は代用監獄制度をとるんだなんという事は、これは国際的に言ったって恥ずかしくて言えないことだと私は思う。

それから、これは一九五九年の一月五日から十一日までニューデリーで開かれた国際法務委員会、ここでも司法官憲に引致された後の拘禁は警察にゆだねてはならない、つまり代用監獄制度は廃止すべきだという決議に、裁判所からも二名、法務省の人権擁護局長もちゃんと出て、この宣言に参加しておられる。流れとしてはそうだったんですよ。ほんのおとし、去年あたりから法務省が見解を変えられた。何も警察が言ったから変えたのじゃないとおっしゃるが、いまおっしゃったようなことは、この刑事局の文書にみい出ている。そればかりですよ。納得できる理由は一つもない。

それから明治四十一年の国会の答弁、それから昭和二十二年の監獄法の改正要綱の趣旨も必ずしも代用監獄をやめようという趣旨じゃないなんという事を、そういう意見があるとおっしゃるが、そんなふうには読めませんよ。いままでそういうことを言ったことはないじゃないですか。最近そういうことを言ひ出したのじゃないですか。そこでもう一つ伺いますが、建物はいまのような警察の中であつても、つまり代用監獄を警察の管轄系統から全部法務省の管轄に移すという、こういうことは検討されてはいませんか。○石原(一)政府委員 たいい御指摘のような御

意見も、監獄法改正部会で出ました。この点につきましては、現在警察が持っているいわゆる留置場の施設を国の拘留所に使うということに帰するわけですが、無償でいただくということになりませんが、これは地方公共団体の財政的負担に相なりますし、有償でいただくことになりますれば、これは相当な予算措置が必要であるということがございます。また、拘留支所のみならず、拘留所、刑務所、刑務支所も同様でございますが、われわれは義務官舎を設けて近くに職員を居住させております。警察の場合でございますと、夜屋ほかの方が働いておられますからそういうことがないようでございますが、もし警察署の一部を拘留所にいたすということにいたしますれば、その中に、その付近に、あるいは隣接して矯正職員の宿舎もつくらなければならないということになります。そのほか、同じ建物に二つの役所が同居するわけでございますが、やはり責任ある者を置かなければならないということになります。支所長室になりますか出張所長室になりますか、そういうものを置かなければなりません。しかのみならず、千二百の代用監獄全部にそうしたものをつくるとなると、相当な職員が必要であるということ等いろいろございしますが、省略いたします。非常に現実的ではないという意見も出しました。

私が申し上げておりますことは、ただいま部会で審議されておりますので、法務省の意見として申し上げた点は、はっきりその点を申し上げ、あとは部会の審議の状況を御説明しているわけでございます。全部が法務省の意見として主張しているという事では決してございませんので、その点をひとつ御了解願いたいと思ひます。要するに、わが国の警察制度にある面の御批判はございましょう。しかしながら、検挙率がきわめて高く、世界に確固たる治安を維持できているという事を誇つておるという事は、これは警察の能力の高いことをも実証しているわけでございますが、それを崩すような形で監獄法の改正を行つたという事はどうかという点につきまして、部会委員全部がお考えになつていただくこととさせていただきます。

なお、外国の制度のことも御引用なされましたけれども、多くの外国の制度は、いわゆる司法官憲に引致された後の警察官による取り調べというものがあるわけでないわけでございます。したがって、いわゆる代用監獄というのはないわけですが、比較的だされましても、これは何とも申し上げようがないのではないかと。日本の刑事訴訟法のためまえにおける警察の捜査権限というものを前提といたしまして現実的に処理したい、かように考えているわけでございます。

○梶野委員 ですから、先進国では最初からこんなものはないわけですよ。だから早くなくさなければいかにぬという事なんです。それから、いま検挙率の話が出ましたが、検挙率が高いというのは確かにそのとおりですよ。しかし問題は、検挙率が高いというのは、どういう捜査をやつてきたのかでしよう。そういう日本の警察の捜査のやり方が戦前と実態は変わつていないという、ここに問題がある。その戦前と変わらぬような捜査のやり方、つまり自由が証拠の王だ、どうしても吐かせなさいかぬという。そのためには少々手荒なことでもやるといふことになる。あるいは利益誘導もやる。早く吐かなければ、めんどろ見と言ふのです。これは警察では、留置場では、めんどろ見を見てやらぬと言ふのです。こういうことが行われるのが代用監獄制度です。

だからこれをなくさなければいけないのであつて、いま確かに、警察の建物の中に拘留所をつくる、それは法務省管轄にするという事になれば、組織的にはこれは非常にやこしいことになると思ひます。しかし、それでもなおかつやはりこの代用監獄というのは早くなくさなければいかにぬのだ、そういう立場を法務省がとられるならば、これは解決の方法がある。しかし、現状を肯定す

という立場に立つならば、やはりいまのままでいいという、警察と同じことになってしまうわけですね。

きょうはもう時間がありませんから、いずれこれは、まだ法制審議会の段階ですから、また何かの機会に質問させていただきたいと思ひます。

それで、弁護人抜き裁判の問題ですが、これも本格的な論議は法務委員会で行われることになると思ひますので、多くは申し上げませんが、私は、いまごろどうしてこういう法改正を持ち出されたのか、全く理解に苦しむところであります。

これまた法務省刑事局がことしの一月出された「刑事訴訟法の一部改正について」という、なぜ必要かという文書、これを読ましていただいても、全然私には納得ができません。

第一番に、ハイジャック対策の一環として、「過激派による刑事事件の裁判の促進を図る」ということですが、弁護人抜き裁判、必要の弁護の例外を設けて、何でハイジャック対策になるのですかね。何も、未決であるのと既決であるのと、彼らは持つていくわけでしょう。全然これは関係ない。

それから「一部の過激派事件の裁判では、被告人と弁護人とが一体となって裁判を開かせない」という法廷闘争の戦術として、この規定を運用し、正当な理由もなく弁護人が不出頭、退廷を繰り返して裁判を遅らせている、こういうことですね。しかし、この種の事件のこういう問題が起こるのは、裁判を遅延さすというのじゃないのじゃないですか。自分たちの主張を通すところにあるんじゃないんですか。

それから、そういう法廷闘争戦術というものの代表した例として、連続企業爆破事件、それから連合赤軍事件というのが挙げられておりますが、これも、この連合赤軍事件で弁護人の退廷というふうなことが起きたのは、要するに、言われている百回指定という、裁判所が三カ月分、一週間に一回ずつ期日を指定するという、こういうことをやっただけから問題が起きたのですよ。こんな弁護士

の職業の実態を無視したようなやり方をされたら、これは何事件だろうと、こういうことになりすよ。だから結局は、こういう問題の即時抗告があった。東京高裁の決定は、むしろ裁判所のやり方にいささか妥当性を疑はせる点があるが、われらという、裁判所を批判している。こういう決定が出たので、そこで弁護士会あるいは東京地方裁判所、こういうところからいろいろ話し合った結果、裁判官が百回指定を取り消して月に二回、こういうことに話がなつた。それ以後は問題は起きていない。法廷は、言ってみればスムーズに進んでいるわけですね。

企業爆破事件でも、これは同じですね。当初は、裁判官が月二回ということで期日指定をしていた。ところが、かわつた裁判官は、途端に月四回指定ということを強引にやり始めた。そこで問題が起きた。これも結局は、また裁判官の方が折れて、月二回ということにした。現在は、訴訟はスムーズに進んでいるという。言ってみれば、どこもいま荒れている法廷は一つもないわけですね。この法務省の文書を読みますと、とにかく皆悪いのは被告、弁護人の方であつて、裁判所の方はちゃんと訴訟指揮をやっているのだ、強権的な訴訟指揮がなされているようなことはありませんと、こういうことを言っておられるが、実態はそういうことじゃない。

問題は、「弁護士会の役割」というところで言っておられることだと私は思ふ。弁護人が裁判のルールに違反したという場合、弁護士会がその弁護人に迅速、適正な懲戒を行うことによって弁護人の違法、不当な行為を防止できることがたてまえた。ところが過去三十件ばかりの裁判官や一般の人たちから弁護士会に対して懲戒請求がされている、これは弁護士会が法廷の内外での訴訟ルールを無視した、こういうことを理由に。しかし一人も懲戒されてないということが書いてある。懲戒されたのは、依頼者から預かった金銭の横領など、そういう犯罪行為をやつたような事案ばかりで、弁護活動そのことを理由にして懲戒した例は

ない、こうおっしゃっている。確かに最終的に懲戒された例というのはないのである。私はこの三十人というのは一体どういう人たちを指しておられるかわかりませんが、私が調べたところでは、戦後にはメーデー事件で一人ですね。これは東京弁護士会で、懲戒相当ということで綱紀委員会決定になった。懲戒委員会では、いろいろな事情を考慮して懲戒しないということになった。それから最近では東大事件のときですね。これはいろいろな類型がありますが、これも、弁護士会がまるではつてあるような言い方をされていますけれども、どの懲戒事件についても非常に慎重な審理をやっているのですよ。その結果綱紀委員会が懲戒不当にしたり、それから綱紀委員会では懲戒相当という結論が出て、懲戒委員会に回つて、懲戒委員会がその懲戒を却下するとか、こういうことになっている。

たとえば東大の却下の事件などは申し立て人資格の問題で、法律上の問題でそうなっているわけですね。それから東大事件以外では、その翌年の十一月事件と言われる事件があるのですが、これは第二弁護士会です。これも裁判官や一般の人たちが申し立てしているのに、弁護士会は何もしないような言い方をされています。いま私が申し上げた東大事件それから十一月事件の関係は、多くは弁護士会長が申し立てしているのです。これは、当時の東京地裁の新聞所長の申し立てでもあります。が、東大、第二弁護士会の多くの人数については、弁護士会長自身が懲戒請求を申し立てしているわけですね。それを弁護士会の中の綱紀委員会なり懲戒委員会が懲戒しない、こういうことでございまして、まるで弁護士会が全然はつたらかしたんだという印象を与えるような言い方は、私は、とんでもない、実態を無視した言い方だと思ひます。

時間がないうちに、私、言いたいことを先に言いますが、それ以外では、どうも三十人と書かれているを見ますと、十一月事件に絡んで、結局は私選弁護士が亡くなつて、それで弁護士会が国選弁護士を選任した。ところが言うところの過激派の

被告たちがなかなか一筋なわけではない、裁判所も非常に強権的な訴訟指揮をやるといふので、国選弁護人が、とてもじゃないがこれはやれないというので辞任をした。その弁護人に対して過激派の被告人がその懲戒を申し立てしているんじゃないですか。そういう過激派の被告人たちの懲戒申し立てを弁護士会が恐らく審理しても、これは懲戒すべきだなどという結論は出さぬでしょう。法務省が新聞にも参事官の名前で投書しておられるが、そういうのを見ますと、世の中では、いま言ったように、弁護士会というのは自律機能がないんだ、弁護士が少々なことをやっても懲戒なんかしないんだ、これでは困るなという印象しか持たないのです。しかし実態は全然違ふ。今度のこの一部改正について、暫定的特例を定めるとなつていて、第一条にも「当面の措置」となつていますが、聞くところによると、これは弁護士会の懲戒制度がおかしなもので、その懲戒制度が改められれば、あえてこういう法改正をする必要がないんだ、それまでの暫定的あるいは当面の措置だ、こういう見解を法務省が持つておられるやに報道されていますが、いまの最後の点でいいですが、いかがですか。

○伊藤（警察政府委員）最後の点だけということですが、いま私が申し上げたこと、最後の点に答えては上です、一、二点だけつけ加えてお答えしたいと思います。

今回の国会に提案しております特例法は、ただいま御指摘になりましたように、当面の異常な状況に対処するための当面の暫定的な特例という形でお願ひを申し上げておるわけでございまして、それでは、どういふ状況になればこの暫定的な措置を廃止できるかということになるわけでございまして。もちろん刑事訴訟法の原則に対する特例でございまして、必要がなくなれば一日も早くこれを廃止する方向に向かうことが望ましいのでございしますが、その条件はどうか考えてみますと、一つには弁護士会の今後の御努力によりまして国選

弁護士の選任がスムーズに行われるようになることとでございます。いま一つは、ただいまお話のございました、弁護士の非行に対する懲戒処分が国民的監視のもとに行われるように制度的保障がなされること、こういったような条件が満たされれば、おおよそごく一握りの過激な行動に出られる弁護士の方は姿を消すわけでございますので、現在お願いしております法律というものは必要にならうと思っております。

それからなお、一、二点つけ加えさせていただきますと、お話にございました過激派の事件についてごく少数の弁護士といえども、訴訟の遅延を目的とするのではなくて主張を通そうとしてやっているんだ、こうおっしゃいます。これは確かにそのとおりで、主張を通そうとしてやっておられるわけでございます。しかしながら、弁護士の主張と申しますのは、法廷という土俵の上でやりいただくことになっておるわけでございまして、土俵へ上がらないで、たとえが悪うございしますが、勝負を始めさせないというようなことは、主張を通す手段としてきわめて不適当であらうというふうに思っております。

それから、現在、過激派の裁判は荒れてないではないかというお話もございました。確かに荒れておりません。私もこの法案を準備し始めましたところ、にわかに静かになっております。

それから、弁護士の懲戒のことについて最後に申し上げますが、御指摘のように弁護士会では懲戒申し立てがございました場合に、大変慎重に御検討になっておるようにお見受けいたします。たとえば昭和四十四年に東京地方裁判所長でありました新聞氏から申し立てられました案件につきまして、私もこの法案の準備をいたしました。昨年十二月になりました、ほぼ九年ぶりでございますが、却下という御処分がございました。その却下の理由は、弁護士会の中の綱紀委員会が懲戒委員会に対して懲戒処分の請求をなさいますときに申し立てる人の名前を書き間違えられたということ、昨年の十二月に却下になったようでございます。

して、これに対しては新聞さんから日弁連に異議の申し立てがなされておるわけでございます。

いずれにいたしましても、慎重に検討しておられるというところは、この一例でも明らかだろうと思っておりますが、私もいまだ懲戒の問題について感じておりますのは、現在、弁護士の懲戒と申しますのがだれからも申し立てることができず、反面、単位弁護士会及び日弁連のなまじき御決定に対して何ら争う道が認められていない。これはもちろん日本弁護士連合会の性格というもの、を非常に高く評価しての法制度であらうと思えますけれども、遺憾ながら法廷の秩序を乱したという理由で懲戒処分を現実にお受けになった弁護士さんが三十年間一人もおられないというところは事実でございます。これはやはり国民の目から見ました場合に、法制度の欠陥というふうなものとして映る場合もあり得るのじゃないかという感じを持っております。

○梅野委員 私、実は東大事件で問題になった第二弁護士会の懲戒請求を申し立てられた弁護士の懲戒事件のその弁護士の弁護人をやっていたが、それは大変な苦勞をしたのです。ですから、弁護士会が懲戒すべきだと言って申し立てた、そこで論議をやったけれども勝つたんですよ。全部がそういうことですよ。たとえば新聞さんの申し立ての問題でも、裁判所なら裁判所法を見ればどういう資格で申し立てなければいけぬかぐらゐのことはわかるはずですよ。しかもそれは切りかえられればいいのに、全然そういうことをなさらないんですよ。ですから、弁護士会としては、慎重に法律論的に組み立てれば、これは却下しかないんですよ。三十年間に一度もないという結果だけ見て何もしないなんという結果はないのです。つまり弁護士会としては慎重に会長が申し立てていることですから、それはきちんどの委員会で審理を尽くしますよ。その結果、やはり懲戒理由がないというんだから、ほっておいたわけじゃないんですよ。

分を受けていますね、あるいは過料処分ですよ。法廷活動をやった弁護士が十日も二十日も監置処分をやらなければ、刑務所には入り込まれて手錠をはめられるのですよ。これは相当な制裁を受けていることになるのです。しかし、それは裁判所がその法廷活動を見て、裁判所の立場からこれは法廷秩序を乱したということで処分をしたのであって、それが果たして弁護士として弁護士会が懲戒すべきかどうかというのはまた全然違うですね。法秩序というのは一方的に裁判官がやれるわけですから、弁護士の法秩序はそれと違ってくるわけですね。裁判所の法秩序による処分が間違っていた、こういうことだってあり得るわけでしょう。何か裁判所のやったことは全部正しい、それに従わなければいけません、その悪い弁護士を懲戒しない弁護士会はなっております、こういう組み立て方をおかしい。しかも刑事訴訟法のような基本法、その基本法の基幹部分をなす必要の弁護士制度を簡単に手をつけられては困るのです。弁護士会がもう長年の血の出るような努力の結果できたものであって、これはいま言われるように、そう簡単に崩されるべき性質のものではないわけですね。要するに、私に言わせれば、ハイジャック事件が起きた、それに便乗して弁護士権を、言ってみれば法務省がハイジャックするようなものだと思います。あるいは弁護士会の自律機能をハイジャックして取り上げる、こういうことだと思っております。

それから過激派の事件をいろいろ見てきました、皆さんとは基本的に全然考えが違ふのです。いろいろマイナスイメージがあることはわかります。皆さんはそういう過激派の被告とそれを弁護する弁護士は一体だ、同じだというふうにもお考えのようだけれども、西ドイツは赤軍派の弁護士がいるのです。日本にはそういう過激派思想、被告の思想に同調する弁護士というのはいないのです。が、そういう連中もどうしても弁護しなければいけぬという弁護士の使命からやっているわけですよ。そこで、当初はある程度法廷は荒れますが、それは多少の行き過ぎがあるかもしれない。が、裁判所のそういう強権的な態度もある。しかし、ある程度の時間がたてばおさまっていく、こういうことになっている。そのおさまっていく役割りを一体だれが果たしているのか、私は弁護士だと思っております。

というの、皆さん方はそういうのはやめてすぐ国選弁護人だとおっしゃいますが、あの過激派の連中というのは全くわれわれとは物の考えが違ふのです。体制全面否定でしょう、裁判制度そのものを否定しているわけですね。そういう連中が普通の国選弁護人を信頼するなんていうことはちょっと考えられないですね。しかし、彼らとは思想は異なるが、ともかくやはり分があれは本気になって弁護士諸君にはある程度の信頼感を持っていると思うのです。そこがいわば緩衝帯といえます。パイプ役というのか、そういう役割りを果たしている面も私は無視できないと思うのです。もしそういう弁護士は全部抜いてしまえということになったら、そういう被告と裁判所と真ん中なしに対決することになるのじゃないですか。一体そうなたらどういふ事態が起こるのか、大変憂慮するような問題が起きやせぬかと思つて、私は実は心配しているのです。そこら辺を一体どう考えられておるのか。過激派のようなああいふ連中と申し上げますが、それだつてやはり日本の裁判制度の中にかく入れてやらなければいけぬのですから、これは大変むずかしい問題ですが、いまのような制度改正をやった方がうまくいくとも思つておられるらしいが、私がいま申し上げたような心配を一体大臣はなさったことがあるのですか。その点をちょっと最後に伺つて、質問を終わりたいと思つております。

○瀬戸山国務大臣 いろいろ弁護士としての立場を持ちながら梅野さんから御意見がございました。この問題についてもいろいろ御意見があるこ

とも当然であるし、またそれを承知いたしておるつもりであります。私も、こういう特例法を設けなくてよいことを実は折っており、願っておるわけでございます。私も、わが国のいわゆる法治国家のもとで、特に刑事裁判は裁判所、検察庁、検事それから弁護士、弁護士、三者一体でこの憲法下における法治国家の実を上げることが努力してもらいたいと思っております。これは国民の期待であると思っております。弁護士会あるいは弁護士さんとは、そういう気持ちでおられると私は確信をいたしております。

残念ながら、一部の過激派と言われる特殊の考え方を持っておる、しかも過激な事件を起こした被告人の裁判において、これを弁護される弁護士の方の中に、率直に申し上げて現在のこの制度を破壊しなければならぬ、こういう主張に立つておられる方があります。大抵裁判にかけるといことが間違いだ、殺人を犯し、放火を犯し、爆弾で多数の人を殺傷した被告人に対して、こういう裁判にかけることが間違いだ、こういう立場で弁護をしておられる弁護士もいらつしやる。この種類の被告人は当然にそういう立場であらゆるいわゆる法廷闘争をしている。国民から法治国家の維持のために努力をせよということを受託を受けておる私どもの立場からすると、これを容認するわけにはいかぬという考えに立つております。

御承知のとおり裁判官については、もし裁判官として不適当である、あるいは品位を汚している、裁判官にあるまじき裁判官があれば、国民の代表として国会がこれをチェックする制度があるわけでございます。いわゆる訴追委員会、弾劾裁判所、こういうのがあります。また検察官についても検察官適格審査会という、これもまた国民監視の措置が講じられておる。不適当な検察官はチェックをする、こういうことになっておる。弁護士の立場に立たれる弁護士については、その制度はありません。これは昭和二十四年に弁護士法ができたときに議論されておるわけでありまして、少なくとも最高、と言つてもよろしいでし

う、見識を持たれておる法律家の集団である。そういう方々は少なくとも自律によつてそういうことのないように、いわゆる国民の負託にこたえず、人権を尊重し、また公正、社会正義のために尽くす、弁護士の品位を保つという弁護士法ができております。そういう方々の集団だから、もし非違があれば、弁護士としてあるまじき行動、行いがあれば、弁護士会の中で処置をする、こういう制度になっておりますが、あるいはお耳ざわりかもしれませんが、率直に申し上げて、いまの弁護士連合会あるいは弁護士会においてはその機能を十分に発揮されない姿になっておることは事実でございます。でありますから、先ほど刑事局長が申し上げましたように、何らかそういう国民の監視あるいは国民のチェックのできる制度ができれば、幸甚である。これは率直に申し上げて、私は国会で考えていただくべきものだと思います。

そういう点も考え、しかも先ほど申し上げましたように、人類の歴史は、国家の制度に対する、国家の公権力に対してこれと闘うのが人類の歴史である、こういう主張に立つておられる人があります。また、いわゆる過激派の中にはそういう思想がずっと横断的にあります。それはまた、過去の長い人類の歴史を見ますと確かにそういう歴史があった。われわれの先輩がいろいろ苦心をして今日われわれの国のような人権を基本とした憲法、また裁判制度、あらゆる法律制度をつくつて、それで国民の平和と安全と自由闊達な生活ができる組織をいま保つておる。それに過去、過去の長い歴史があり、国家をなす、どうの組織体としての姿はできません。これもやはり反権力として、これをたたきつぶさなければならぬという主張を現に法廷でなされておる弁護士がいらつしやる。これは間違いありません。そういう姿では、決してわが国のいわゆる法治国家としての秩序を保つていけない。そういう一角からだんだん崩れていくことは国民の立場として

許すべきではない。われわれは国民の負託を受けて法秩序の維持に専念しておる立場からいいますと、やはりそれには備えなければならぬ。

よく弁護士法、弁護士法と云われておりますが、そうではなくて、できるだけ法廷においていわゆる真実を発見するために被告人の人権を守り、公正な裁判をするということに御尽力をいただきたい。そのためには法廷闘争として、いわゆる必要の弁護制度を適用して弁護士が法廷にいないければ裁判が進まないのだ、そういうことは憲法、刑事訴訟法、弁護士法は期待をしておらない。でありますから、そういう人はおられぬでもやれる制度をつくらなければ裁判というものは絶対に進まぬ。また、進ませないのが目的であるということを主張しておられる方があります。堂々と被告人を弁護し、公正な裁判が進むように努力していただきたい。しかしいま申し上げましたように必要の弁護制度の法律を盾に、いなければ裁判が進まないのだ、しかも被告人と意思を通じたようなかつこうでやられる。この種の被告人は全部そういう立場でありますから、それは法治国家は成り立たないじゃないか。あの日航機のパイロット事件のそういうものを防ぐためにやつたのだというふうにいふ言われておりますが、もちろんこれを契機にしてこの制度を考えたわけでありまして、ああいうことを一角でも逃がしておくと、ひいては国民の法治国家に対する認識がだんだん薄れていく、疑いを持つようになる、それではならないからということでやはりこういう制度をこの際暫定的でもつくつて正さなければならぬ、こういう立場であります。このことをここで申し上げて、いろいろ御議論があることも承知しておりますが、御理解をいただきたいと思ひます。

○梅野委員 もう終わりますが、大臣、私が肝心な一点をお聞きしたことにお答え願わないで、何か大臣の御見解を述べられました、この弁護士懲戒問題でも、私がさっき言いましたように、東大事件のときとその翌年の五、六件、それから後は、いま言ったように過激派の被告が申し立てた懲戒事件、これしかないのです。何だかその辺をえらい誤解しておられるのが一点。それから、ああいうたとえば赤軍派事件、それから連綿企業爆破事件のようなものを起こして、裁判にすること自体が間違いだ、だんだん言う弁護士さん、そんな者はいないはずですよ。ただそれは、大臣だって裁判官出身だからおわかりだが、つまりそれは公訴棄却論が何か組み立てたのか知りません。だけれども、とにかく被告が言うようなことと全く同じレベルのことを言う弁護士なんかあり得るはずがない。弁護士としてはそんな書面は恥ずかしくてとても書けません。それから、裁判官と検察官は公務員ですから、その資格、適格審査、懲戒と、弁護士という特殊な身分ですから、地位ですから、それは全く違つて考えていただかなければいかぬ。

最後に申し上げますが、弁護士は法廷秩序を維持する協力義務があります。日弁連の弁護士倫理の九条二項というのがあって、「法廷の秩序維持及び訴訟の進行については、裁判所と協力しなければならぬ」と書いてあるのです。このとおりなんです。が、いま大臣なんかおっしゃるの、やはり裁判所に協力しなければならぬ、という言い方なんです。これは、裁判所と協力するということと裁判所に協力するということは全然違うのです。裁判所も法廷秩序維持のために協力してもらわなければいかぬし、弁護士も協力しなければいかぬ、お互いに。一方的に弁護士だけが協力するという意味じゃないのです。だから、言つてみれば、弁護士の法廷秩序維持のための協力というのは、対立しているわけですからね、闘争的協力というふうな言葉があるが、そういうことでして、やはりそこら辺を理解してもらわなければ本当の意味の弁護活動というのはできなくなりますよ。

言いつ放しになります、とにかく時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。

次に、新井彬之君

初めに、今回の日中友好条約の締結につきまし

○瀬戸山國務大臣 日中平和友好条約が成立した

○新井委員　その考え方は今後変更されることも

○瀬戸山國務大臣 恩赦といふときわめて重要な

今回のこの法改正の中では、東京医療少年院を

第一項第二号 内閣委員会議録第八号 昭和三十九年四月二十一日

○石原(一)政府委員 市街地がいいかうんと離れ

二番目は、施設の建設にある程度の広さ、すな

三番目には、職員と家族の良好な生活環境を確

五十三号三月二十三日

刑務所が都市発展の支障を来しているといふこ

いは工業地域に接近しているというようなこと

それから四番目は、一番いまだ大切なことは水の

それから最後に、五番目でございますが、私ど

100

○新井委員　いまこれだけの条件をそろえるとい

○石原(一)政府委員 神奈川医療少年院は東京医

沖繩刑務所は、那覇市から二十一キロ離れたと

○新井委員 地域住民の方が何とか移転をしてほ

していただきたい、こういうような申し入れがある

つのことについては、どのような経過をもって

三五

ず第一の方針でございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、都市計画あるいはその都市の発展上どうしても支障になるから移転していただきたいという場合には考えようということでございます。その場合には、御指摘のような地方公共団体の機関の長からの要請もございまして、議会からの要請もござい

ます。なお、住民の方が何とかしていただきたいということでも御要請になる場合もあります。そのときには、あるいはおしかりを受けるかもしれないませんが、もともと刑務所をつくりましたときには、大体市街地につくったものではございません、端のところにつくったのでございまして、そこに住民の方がお越しになりました、邪魔だから出ていけ、こうなりまして、私の方でも、はい、さよう

ですかと申して、おいそれと出るわけにはまいりませんので、出てくださいということであれば、先ほど申し上げたような適地を探していただきたい、適地が得られまして、これはいわゆる移転条件でございますが、移転条件が充足される限りにおきましては移転をいたしませうということになるわけでございます。しかしながら、その適地の確保につきましては、地方公共団体も相当御苦

勞されるようでございまして、私はよく前九年、後三年の役と申すのですが、早く三年、長ければ九年、あるいは合わせて十二年というような時日を要しているのが現状でございます。

○新井委員 もう一つ、新築とか移転とかという問題ではなくて、現在比較的施設が古いとか、たとえて言いますと、くみ取りの便所である、そういうのを水洗便所に変えなければいけない。たとえて言いますと、姫路の少年刑務所等におきましては、くみ取りになっておるようでござい

ます。ところがなかなか業者がいらないようでござい

ます。いま何か非常に忙しくて、あつちこつ仕事をやっていると申すけれども、そのくみ取り料と

番にやろうじゃないかというような形で協力をし

てやっていると申すけれども、そのくみ取り料とかそういうものを計上するところ、あるいはまたそういうものを水洗便所化していくとか、そういうようなことについての改善はいかがになっておりますか。

○石原(一)政府委員 くみ取りの方は収容諸費、収容関係の費用の中に雑役務費というのがございまして、それで賄うことになっております。

○新井委員 もう一つ、そういう施設の内容の改善というようなことについてはどのように進められておりますか。

○石原(一)政府委員 非水洗のところを水洗にいたしますのは、施設費で出すわけでござい

ます。この点につきましては二つ実はございまして、地方にいわゆる公共下水道が整備されておりますときには非常にやりやすいわけでござい

ます。ところがそうでない場合ですと、相当大きな浄化槽をつくらなければなりませんので、非常に多額の費用を要するわけでござい

ます。いずれにいたしましても予算との絡み合いでござい

では非常に希望がございまして、したがって、

そういうような申し入れがありましたときには、ただいまお話がありましたように、手順を教えてあげて、当然これは市町村長等に言つて、その中で代替地の問題も必要なんだ、それからまたいろいろ客観的な問題もたくさんござい

ましたけれども、そういうところでないんだと、私たちが決してそういうことで協力を得るなら、私たちは決して移転するのにはやぶさかじゃないのだ、こういうぐあいに親切に教えてあげていただきたい、このように要望をいたしておくわけでござい

ます。〔村田委員長代理退席、委員長着席〕それから次に、少年院の問題が出ましたので、少年犯罪のことについて若干お伺いしておきたいと思

うのです。この少年の犯罪は年々増加をしておるというぐあいに理解をしておるわけでござい

ますが、滋賀の野洲町で起こった中学生の殺人事件、その結果どのような取り調べが行われ、そこで解明されて、どこをどう直さなければいけないのだとい

うこと、これはもう教育の問題もあつた、家庭のあり方もございまして、あるいはまた社会環境といふこともござい

ますけれども、教育者は教育者として、あるいはまた父兄は父兄の立場として真剣に考えなければなら

先般起きました野洲町の事件、こういう事件を防ぐにはどうしたらいいかという点を私も私

どもなりに考えてみておるわけでござい

ます。教育でございましてかそういうものは私どもの守備範囲ではござい

ませんので、私どもの守備範囲で考えますと、あの事件をよく調べてみますと、やはり一連の中学生が暴力団とい

うような勢力を感じておる。暴力団組織といふことが、そういうグループをつくつていろいろなことをやる、親に内緒でいろいろなことをやるというやうなことに魅力を感じたのが始まりのやうに思われ

ます。そういうことを考えますと、やはり私もは法務省あるいは検察庁という立場からは少年を取り巻く環境の浄化、さらにはたいてい申し上げまし

た暴力の問題、暴力団を中心とする暴力の問題あるいはまたにはならんしてあります風紀の関係のいろいろな事象、こういうものを冷静に見詰めて、暴力事犯でありますとか風紀事犯の徹底した検挙等によりまして環境を浄化してやる、そういうことが私も

としまして、まずもって少年のためにやつてやらなければならぬことではないか、そういうふう

○吉田政府委員 答えたいします。

確かに、先生のたゞいまおっしゃいましたように、近年の国際的、社会的諸情勢を反映いたしまして事務が量的に非常に増大してきております。また質的にも非常に複雑になってきております。そういうときにまたハイジャック事件のようなものも起きてまいりまして、それに対処するための体制というものは非常にむずかしくなってきたております。われわれといたしましては事務の合理化とか機械化ということでできるだけ省力するという方向でやっておりますけれども、しかしやはりどうしても人間がまだ足りないというのが実情でございます。そういうことで、ことしも実はたゞいま御審議いただいております中で二十四名の増員を認めていただくことをお願いしているわけでございます。

○新井委員 この入国管理事務所勤務されている方の現状というのは八時半から十七時ですか、それから十時から十六時、十三時から夜中の一時、何かこういう三交代になっているようでございまして、三班に分かれていろいろやられておるのでございまして、外国船なんかの入港は大体夕方四時から八時ごろまでに集中する、そういうわけで、非常に業務がなごむことだそうでございます。もう一つの法務省から出しておる年鑑を見ますと、不法入国者検挙状況は四十七年が八百五十四人、四十八年が千二百六十九人、四十九年が千四百十三人、五十年が千八百八十三人、五十一年が九百五十四人、こういうぐあいになっているわけでございますけれども、これはあくまでも検挙された人でございまして、新聞なんかの資料を見ますと、これは予想でございますけれども、大都市なんかには何万人も密入国者がいるのではないかとということが想定されている、こういうことが一つあるわけです。

それからもう一つは、たとえて言いますと麻薬あるいは覚せい剤、これは国内ではほとんど製造は不可能だというぐあいに聞いているわけでございます。確かに摘発はされておるわけでございます。

すが、全部摘発すれば麻薬患者などというのは一人もいるわけはないわけですね。あるいは覚せい剤の患者なんかいるわけはないわけですね。ところがやはり結構暴力団関係を中心にして流れているところを見ますと、確かにそれだけの法律は整備はされておりますけれども、それだけ不法入国なりあるいはまた密輸、そういう形で流れてきている。これを徹底的に解明をして、法律の不備なものは法律を改正しなければいけませんし、もしも法律はあっても実効が伴っていないということならば、これはやはりその実効の伴っていない部分を直していかなければいけない、こういうふうに考えますけれども、いかがでございますか。

○吉田政府委員 たゞいま先生から不法入国者の数について御指摘がございましたが、確かに毎年非常な努力をいたしまして不法入国者を摘発しているわけですが、なかなか敵もさるもの巧妙になってまいりまして、それ以外に潜在的に不法入国者が相当数いるというところは残念ながら事実でございます。その的確な数が幾らであるかというところは、実はわれわれもつかめていないのでございまして、人によれば五万あるいは十万と推定もございまして、的確につかめていたらわれわれは検挙しているわけでございますので、なかなかその辺はむずかしいでございます。それを今後どういうふうによつていくんだという御質問だろと思うのでございまして、何分最近日本人、外国人の出入国が非常にふえてまいりまして、それと同時に、全国の港の開発というものが非常に大規模な開発で、港湾区域が相当距離、何キロに及ぶという港灣がございまして、そういうところを一人の人がぎを立って見守るわけにもまいりません。したがって、これは関係機関とも、海上保安庁であるとか警察であるとか、または税関であるとかいう各関係機関と密接な連絡をとりまして、できるだけ情報収集をする協力体制をやつていくより仕方がない、こう思っております。

それから他方、この不法入国のはとんど八、九割は朝鮮半島から入ってくるのでございます。したがって、われわれといたしましては相手国政府に、やはり向こうから出なければこつちに入つてこないわけでございますので、向こうから出るのを、要するに向こうの立場から申しますと密出国になるわけでございますが、この密出国をできるだけ厳重にチェックしてもらいたいということとを相手国政府に申し入れております。相手国政府もこちらの立場に非常な理解を示してくれまして、逐次努力してくれているようでございまして、なお、麻薬につきましても、これは入管が直接タッチはいたしておりますけれども、これは麻薬取締官、税関、また海外の情報というものが非常に大事でございます。在外公館、外務省、こういう関係機関で常に密接な情報交換をして、入管としては摘発に協力しているという現状でございます。

○新井委員 いまの問題は、法律にも不備がない、あるいはまたそういう人的な配置にも問題がない、あるいは警察とか保安庁と打ち合わせをして完璧にやっているというところには一応表面向きにはなっていると思いますが、しかし現実面はそういうことで密入国者も入ってきている、あるいは麻薬も入ってきているというところでございまして、これはやはり各省関係者でよく協議していただいて、特にこの麻薬とか覚せい剤というものは亡国の根源でございますから、これはもう徹底的に、もちろん警察も法務省も挙げて努力をされておるところでございますけれども、そういう一つ一つの、いままでのちよつとした穴だと思つて、そういうものを埋めてやつていただかないといけないのじゃないか、こういうぐあいに思つてございまして。

〔委員長退席、村田委員長代理着席〕
時間も余りないので、どういうぐあいにとめるかという問題については、またいろいろと今後お聞かせ願うといたしまして、きょうは、これに関連をしまして難民の問題がございまして。
昭和五十年から五十二年の間でベトナムの方々が日本へ難民として来られた。沖縄の村長さんあ

たりがどうしたらいいのかということ、これは人道上的の問題だということ、いろいろな手配をして、比較的時間がたつてから国内に招き入れたというふうな経過があるわけですが、この前の予算分科会で中江アジ局長は、朝鮮半島の有事の際の自衛隊による難民の救助について、難民の二点があるが、その処理は事態の生じたケースに応じて対処していくことになる、両方の問題が抵触する場合には人道上の差し迫った理由があれば国際法上の違法性を退けても救助することもあり得る、こういうような趣旨を述べているわけでございますが、そういうことがあつていいわけせん。これはもう日本国にとつて朝鮮半島にそういう有事の際があるなんというところはとんでもないことでございまして、しかし、もしもそういうことがあつたと仮定した場合にも、やはり日本の法体系といえますか受け入れ体制といえますか、これは明確にしておくことが法治国家として当然ではなからうか、このように考えるわけでございます。こういう場合に、どのようにこれを外務省と打ち合わせをされておるのか知りませんが、法務省としてはいかがお考えになっておられますか。

○吉田政府委員 先般来、国会内において朝鮮半島云々という事態を仮定しての討論が行われておるようでございまして、率直に私から申し上げて、そういう仮定をして軽々しく、まあ軽々しくと言つたらちよつと語弊がございまして、簡単に物を言うことは私の立場からは慎ましていただきたい、こう考えております。

ただ一言原則的に申し上げますと、まあ一応基本的にはわが国としては人権の尊重、人道的立場で考える、しかし、そのときの国際環境とかいろいろ必要な要素もございまして、また、わが国の国益ということもございまして、そういういろいろな要素を考えて具体的な問題が起きたときには処理することになるだろう、こういうことは申し上げて差し支えないのではないかと思います。

○新井委員 ではこの問題は、まだ大分いろいろ詰めた問題がございますけれども、余り答弁も出てこないようでございますので、こういう問題も確かに現実がなければ考えられないということもあろうかと思ひます。しかし、ベトナムからでもあれだけの難民の方がとにかく沖繩のあの島へたどりついてこられたという事実もあるわけですね。したがって、朝鮮に有事の際があるのかどうか、こういうことがあつちやいけませんけれども、ほかであった場合は今後はどうなのかといういろいろの問題については、やはりお考えを保持していただく必要があるのではないかと、このように考えるわけでございまして、今後よろしく御検討をお願いしたいと思います。

それから、きょうの新聞でございしますが、私は交通安全対策特別委員をやっております成田空港等も見せていただいたわけでございますが、この遅刻便でございますね。遅刻便が出た場合、夜の十一時以後は羽田空港に回すということが何か決まったということがあるのでしょうか、そういう事実がございしますか。

○松本(操)政府委員 お答え申し上げます。そのようなことを決定した事実は全くございません。あの報道は昨日決まったというふうに書いてございしますが、事実には反するといふふうにはつきり申し上げてよろしいかと思ひます。

○新井委員 それじゃ成田空港では遅刻便は一切認めないんだという運輸省の決定はございしますか。

○松本(操)政府委員 成田空港は、御案内のように国際線専用の空港でございます。国際線ということになりますと、時差の関係がございしますので、日本では夜中でも夜明けの国もあるというふうなことがございしますので、何時に門限をつくるかというところは非常にむずかしいわけでございます。特に騒音問題も絡んで、地元からはなるべく早い時刻に門限をつくれ、こういう御要望もあるわけでございますが、一方、冒頭私が申し上げましたような事情もございしますので、羽田並みの門限、つ

まり午後十一時から午前六時までの間は運用を中断する、こういう形にしよう、こういうふうな方針を決めまして、このことは昨年の十二月三日、航空情報と申しまして、通称ノータムと呼ばれておりますが、全世界の航空関係者に対して発出いたしました回覧状のようなものでございしますが、その中に明確に記してございします。

○新井委員 そうしますと、飛行機というのは遅刻というのは常識だそうでございしますが、特に国際便というのは遠いところから来ますから、何時に着くかわからない。運輸省としては、極力早い時間に着陸するように考えるけれども、おくれた場合でも問題は無いということではございしませんか。

○松本(操)政府委員 先ほどお答えいたしましたように、新空港の門限と申しますか、俗にカーフェーと呼んでおりますが、午後十一時から午前六時というところでございします。しかし、たとえばアンカレッジから飛んでまいりますような場合には、延々八時間以上かかってくるわけでございますので、途中の気象の悪化その他によつて当然予定の時間に着くはずなのが着かない、こういうこともあり得るわけでございます。また航空機は空に浮いているものでございしますので、何か緊急事態が発生してどうしてもおろさねばならないというふうなときには、人道上の問題もあつてとやかく言うわけにもまいらないということもございします。そこで先ほどお答え申し上げましたノータムの中に、六項目に限りまして、こういう場合には例外として発着禁止を解きますというところが書いてございします。

たとえて申しますと、飛行中の航空機に異常な状態が発生した場合でございしますとか、急を要する緊急避難、たとえば台風等のために進路を変えてどうしてもおおりてこなければならぬ場合とか、天候の予期しない悪化によりましてやむを得ず燃料がなくなつておおりてこなければならぬとか、こういうふうな六項目の場合につきましては、これはやむを得ないからおろす、あるいは出すこ

ともある、こういうふうにしてございしますが、私どもは運用の基本方針として、このやむを得ない場合というのをなるべく適用しないので済むようにというところで、たとえばダイヤの編成一つをとりますと、相当の余裕を持って航空機の発着ができるようにというのをやまして航空企業に申しまして、いませつゝ最後の詰めをしておる段階でございします。

○新井委員 当然いまの六項目に当てはまらないような飛行機が飛んでくるということとはちよつと考えられないわけではございしますが、これはあつちや空港の機能ですね、入国管理にいたしましては、いろいろなことに関連することではございします。で、各省とよく打ち合わせをされて、そういう六項目以外のようないことがあつた場合にはどうするかというようなことまでひつくるめて、最後の詰めをやつていただきたい、このようにお願いいたしておくわけではございします。

今度は、先ほど覚せい剤の問題でお伺ひいたしましたのでございしますが、これは水際作戦で絶対にとめてもらわなければいけませんけれども、これがとまらないでルートは伝わってヘロインとかヒロポンとかいうものを打っている人、こういう方を今後どのように救済をするかということがもう非常に大事な問題ではないか、こういうふうに思ふわけではございします。

そこで、特に麻薬ではなしにこの覚せい剤というのは、興奮作用ですか、私、専門的なことがわかりませんが失礼なことを言いかもわかりませんが、よく教えていただきたいと思うのでございしますが、この覚せい剤の薬理作用によつて非常に犯罪が行われておるといふようなデータ等も見せていただいておりますわけではございします。こういうのは、近ごろ、五十一年とか五十二年ではどのような数に上がつておりますか。

○伊藤(榮)政府委員 ただいま詳細な数字を持つてまいりませんでしたが、抽象的なお答えで恐縮でございしますが、戦後、昭和二十年代の時期に、俗にヒロポンと言われましたものの大変爆発的な

流行がございまして、それを法改正等を行いました。また関係機関が一致協力して撲滅作戦に出ました結果、ほとんど事象がなくなつておりましたところ、ここ数年ぐらゐ前からは非常に増加してまいりました。昭和二十年代のときが旧軍の使い残りのものからつくつておりましたのに対して、今日ではほとんどがアジア近辺の諸国からの密輸品である、これが暴力団の有力な資金源になつてまいりまして、暴力団が売り先を積極的に開拓するといふようなことから、一般市民や婦人あるいは青少年にまで浸透しつつある憂うべき状況になつております。覚せい剤を常用いたしますと脳の中樞神経に作用がございまして、錯乱状態あるいは幻覚がわいてくるというような状態、極端になりますと、精神分裂病と同じような症状になるとされております。そういう状態におきまして犯罪を犯します者がこのところ大変ふえております。

この問題につきましては、御指摘のございましたように四十八年に刑罰の引き上げをいたしました、これの実施に鋭意努めておるところで、税関、厚生省の麻薬関係、警察、それから裁判関係を担当いたします検察、一致協力して水際作戦並びにこれを扱います暴力団の撲滅、それから実際に自分で使っている人の処置、これらに努めておるわけではございします。

ただ一つの問題点としましては、そういう中毒による精神錯乱状態で犯罪を犯した人がふえてきておる、これに対しては、鑑定の結果犯行当時心神喪失であつたという鑑定が出ますと無罪になります。この措置については、頭を悩ましておるわけではございしますが、この対策としては、一応法務省といたしましては、刑法全面改正の中で保安処分制度というのを設けまして、これをこういう人たちの治療等に役立てたいと思つて、現在鋭意検討しておるところでございします。

○新井委員 厚生省にお越しいただいておると思ひますので、ちよつと専門的に伺ひをしておきたいのでございしますが、精神衛生法という法律が

ございまして、この中で覚せい剤を打った者にこの法律を準用することになっております。それで、普通の精神病と覚せい剤を打ったときの精神病といいますが、それと違うのかどうかかわかりませんが、その辺の違いというのはどういふぐあいになるのでしょうか。

○目黒説明員 お答えいたします。

御質問のきわめて専門的な問題でございますけれども、通常、専門家の立場からの御意見を伺っておりまして、非常に鑑別しやすいものとそれから困難なものというものが事例ごとにあるというふうにも聞いておるわけでございます。したがって、それに対する処遇も、事例ごとにいろいろな処遇方法をとってきているというふうに聞いておるわけでございます。

○新井委員 もう一つお伺いしておきたいのでございますが、ヒロポンならヒロポンを打って、この精神衛生法に言われるのは、慢性的ということに過ぎないかというわけでございませぬ。いつの時点が慢性で、いつの時点が慢性でないかということについては医学的に明確になりますか。

○目黒説明員 御指摘の点についても、いわゆる教科書あるいは専門家の意見等を調査いたしてみますと、大体覚せい剤を二、三カ月から数カ月以上使用いたしますと慢性症状を呈するというふうなことも聞いておるわけでございます。したがって、私どもも聞いておるわけでございまして、慢性的の覚せい剤中毒というものを対しては、大体これに一致したものというふうにも考えておるわけでございます。

○新井委員 そうしますと、たとえて言いますと、酒を飲むときに非常に弱い方がいまして、ビールをコップ一杯飲んでも真つ赤になるのですという方もいらっしゃると思います。一升飲んでもどうということない方もいらっしゃると思います。そうすると、たとえて言いますと一月から一月飲んででもやはり精神錯乱とか精神分裂を起すような方もおりますね。いかがですか。

○目黒説明員 きわめて専門的なことでござい

ますので、なかなかお答えしにくい点もございませぬけれども、そのような事例もございませぬ。また非常に容易に鑑別できるものもあるということもございませぬ。

○新井委員 実は私これは現実の一つの事例からいいます。お話をさせていたでいてるわけでございませぬ。そこで、たとえて言いますと、ヒロポンを打って、一時は入院をして治った、しかしこれはまた再発を、打たなくても年に一回寒いとき出てくるとか、あるいは非常に食事をしないときに出てくるとかというふうなこともございませぬか。いかがですか。

○目黒説明員 覚せい剤の慢性中毒の患者の中には、数カ月から一年以上にわたって症状が持続する者があるというところは聞いております。また御指摘のような、一時症状が消えて、しかも覚せい剤等を使用することなく、再びまた同じような症状があらわれてくるという者はまれにあるというふうには聞いておりますけれども、一般的に申し上げまして、そのような者は余りないというふうには聞いておるわけでございます。

○新井委員 この法律からいいますと、自損あるいは他損ですね、人を傷つける。この傷つけるという内容の意味が、ナイフでもって人を傷つけるところまでいくのが傷つけるのかあるいは人の物をとるといふぐらひのこともやはり人を傷つけていることはつけておるわけでございませぬから、その傷つけるという、これはどの辺までのことを傷つけるというのか、法律では。

○目黒説明員 現在精神衛生法でいわゆる自傷他人のおそれという判断でございませぬが、この判断は具体的に心身に障害を与えるということとを大体中心にいたしておると思います。したがって、その精神障害の原因となつて、そのような心身を傷つけるという具体的なものがございまして、場合によっては初めにおそれがあるというふうな判断をするものと聞いております。またそのほか、極端な被害妄想と申しますが非常に特殊な妄想状態にありまして、確実に他人を刺すおそれがあるとい

たようなものがはつきり精神症状の上でしている者については、これはやはりこの自傷他人のおそれがあるというふうな判断をいたしておるものが現状でございませぬ。

○新井委員 本人が、あいつ殺してしまふんだ、現実には殺してないのですけれども、そういうことを言った。事実過去の経歴を見るとそういうこともあるかなとは思ふ、確におかしなやつである、こういう場合に、この法二十三条によりまして「精神障害者又はその疑のある者を知つた者は、誰でも、その者について精神衛生鑑定医の診察及び必要な保護を都道府県知事に申請することができ、これを保健所長を経て都道府県知事に提出するわけでございますが、この申請人の住所とか氏名とか、こういう様式がございませぬ。このとおり出したら本当にこれ調査するのですか。

○目黒説明員 御指摘の点は、いわゆる精神衛生法によりまして強制的な措置入院という制度のことであるというふうな私理解いたしておりますが、いまのような場合に通報、これは警察官あるいは一般人ともに通報がございまして、自傷他人のおそれのあるというか非常に危険な精神障害者のような者がいるというふうなことが保健所に入りまして、その保健所が直ちに調査をいたしまして、精神衛生法に基づき鑑定措置に該当するかどうかということとをまず調査をいたしまして、その上で鑑定という措置に踏み切るわけでございませぬ。したがって、御参考までに申し上げますと、五十一年度でございませぬが、全部一括いたしますと一万四千六百五十五件の通報がございまして、そのうち、事前の予備調査と私どもも通称いたしておりますが、この予備調査で千九百三十三件は鑑定の必要ないというふうな結果が出ておるわけでございませぬ。したがって、さらに鑑定をいたしまして、そこで精神障害者である場合あるいは精神障害者でない場合と順々にふるいにかけていくという仕組みになっておるわけでございませぬ。

○新井委員 専門医が診ても、それが慢性なのかあるいはまた急性なのかあるいはどうなのかとい

うことは非常にわかりにくい状況だと先ほどおっしゃいましたね。専門医が鑑定しても、いろいろなケースがあって、顕著にわかる人もあるし、わからない人もある、しかし極端に言えば非常にわかりにくいのだと私は理解したのでございませぬが、そういうわかりにくいものを具体的にどういふように審査をしていくわけですか。書類だけで審査をするのですか。

○目黒説明員 非常にわかりにくいと申し上げましたのは、多くの事例の中に非常に判定の困難なもの、精神障害者という病人でございませぬので、当然診断のつきにくいものはあるわけでございませぬが、大部分のものはやはり慢性覚せい剤中毒という症状の認定については大きな問題点はないというふうなことでございませぬ。たまたま幾つか非常に困難な事例というものが、これは医学一般におきまして非常に診断のつきにくいケースというものは当然あるわけでございませぬけれども、少なくとも精神症状があるかないかという判定につきましてはそれほど困難はないというふうなことでございませぬ。したがって、精神症状はあるけれども、それが慢性覚せい剤中毒によるものかどうかというそのあたりにあるいはむずかしい問題も出てくる例もあるというふうには聞いておりますが、大部分のものについては大きな困難はないというふうな聞いておるわけでございませぬ。

○新井委員 精神衛生法からいいますと、これは基本的には覚せい剤とかそういう方については準用するわけですからね。やっておりますことがおかしいな、どうもこれは人を傷つけるのじゃないか、あるいはまた自分を傷つけるのじゃないか、こういう方をたまたま見て、通報するわけですね。通報しましたら、それは後の内容が、これは覚せい剤でございませぬのだ、いや覚せい剤じゃなかったのだということはわかると思ひますが、どっちにしても何とかこの方をそういう状態から、その人も守つてあげなければいけないし、あるいはまた善意の第三者だつて、突然知らない人に切りつけ

特に日本政府に人道主義に基づいた外交政策をとってほしいと希望してゐる、これは大要な発言です。

私は、あえてここで提唱したいのでございますが、日本は難民問題に余りにも冷たかった。しかし、時は迫りきて、現にベトナム難民が日本周辺に浮遊しているという悲惨な状況になり、また朝鮮半島にいつ戦争が勃発するかもしれないというとき、極東の平和と日本の安全が脅かされる段階になったときに、朝鮮で本場に悲しい戦争が勃発するときに、日本は一番火の粉を多く受けるということは、これまた国民が覚悟していることだ。そのときに、朝鮮戦争で多数の難民が日本へ押し寄せてくるということもこれもまた想定にかたくないことです。日本がなぜ国連の難民条約にいままで加盟しなかったかという問題を抜本的に洗い直す時期が来ていると思うのでございますが、御説明を願いたい。

○吉田政府委員 お答えいたします。

難民条約に日本は加盟すべきではないかということでございますが、法務省といたしましては、この難民条約の趣旨には賛成でございます。法務省としても、その加盟した場合の問題点等を目下実際に検討しておる次第でございます。決して法務省が反対しているわけではございません。

〔村田委員長代理退席、高島委員長代理着席〕

○大川政府委員 外務省といたしまして、ただいま入国管理局長が言われたと同じことでございます。難民条約及び難民条約を改定いたしました議定書の趣旨にはもちろん賛成でございます。また、この条約の中で規定されている難民のためのいろいろの事項がきわめて広範にわたっており、また、関係省庁も多々ございますので、関係国内法の整備等を含め、この検討に時間がかかっている次第でございます。この検討は続けてまいりますのでございます。

なお、人権関係の条約はほかにも、全部で十八ございますけれども、私どもといたしましては、

そういった人権関係の条約のうちで、特に最も基本的な条約でありますところの国際人権規約、これは二つござりますけれども、この両人権規約をまず早期に批准することを最重点に作業いたしておりまして、その他の人権関係の条約は実はその関係で後回しになっているというような実情でございます。

○受田委員 国際人権規約をまず批准したい、これはもう世論も熟しているわけですから、私、どうして政府はこういう問題に、いま法務省の吉田局長も、また外務省の国連局長も、何とかしたいというお気持ちがありながら結論をなかなか出していない。国連の事務総長さえもこれほど厳しく日本を批判しているという段階で、もはやちゅうちょを逡巡することを許されないと思うのです。特に国際人権のお約束などというのは、文明国として、平和を愛する日本として、人間を尊重する日本として、全人類に対する深い愛情を寄せる意味から、どうですか、国際人権規約はいつ踏み切ることになっておりますか。

○大川政府委員 国際人権規約の国会提出の準備として、ただいま関係省庁との最後の詰めを行っております。もういよいよ最後でございます。できる限り早く御提出申し上げたいと考えております。

○受田委員 今国会中にこれを提出する予定でございますか。

○大川政府委員 何とかしてこの国会に提出すべく最善の努力をいたしているところでございます。

○受田委員 今国会に間に合わせたいと大川国連局長は明言をしておられます。法務大臣も同感でございますか。

○瀬戸山国務大臣 国際人権規約関係、広範にわたっております。その趣旨は政府として賛成をいたしております。いまの世界の流れから見ても、できるだけ早く批准するのが日本の立場として当然である、かように考えておりますが、広範にわたっておりますので、それぞれ

の法律との関係等、いま検討しております。できれば今国会に提案をしたい、こういうことで進めたいことを申し上げていきたいと思います。

○受田委員 法務、外務両責任者、特に国務大臣の瀬戸山先生の御発言もありまして、今国会のうちにこの国際的なりつばな約束を果たすということ、これは党派を超えて答えが出ると思うのでございます。

したがって、もう一つ、国連の難民条約というもの、いま私が示したような国際情勢はもう熟している。特に日本の周辺にそういう問題が続出して、しょうという情勢の中でこれはいま御協議をいたしておるのでございますが、これは、時期的にはどういふふうな進め方をお考えでございますか。

○大川政府委員 先ほどお答え申し上げましたような事情でございますので、いつ批准の具体的な手続に入れるかはちょっとまだいまだ申し上げる立場にはございません。ことを御理解いただきたいと思います。

○受田委員 難民条約の方については、いまその時期を明確にすることが困難であるということのようです。ところが現実には日本の周辺にはベトナム難民が押し寄せておる。私、先般鹿児島を訪問しました。一夜城山観光ホテルに宿泊して、そこを訪問してくれた友人よりベトナム難民を乗せた船が鹿児島に入ってくる、入国管理業務の上からこれらの人々を上陸させることができない。宗教団体がこれを受け入れて上陸、そこで国連の事務職員が適当な日当、七百元か八百円かのいわゆる食費に当たるものを与えて上陸した人々を生活させておる。アメリカへ行きたい、その他の国へ行きたいという人々についての手段もありません。しかし日本に残りたいという希望の者に対しては、これはまことに冷たいということでございます。

それから、何日も船が港に泊まっておって、それをいまのような手続に時間をかけて、何日もしてから、またそこから追い出される。したがって、南太平洋で小舟に乗って浮き沈みしており、大半

が海に沈んでいるそうですが、一割か二割の人が大きな船に助けられて日本に連れてこられても、日本の港へ上陸した時点で追い返されるということ、良心的な船長でさえもその目に見えぬ気の毒な人を、涙をのんで振り捨てて日本へ帰ってくる船が多いということです。目の前に死の最後の瞬間の死の訴えをする小舟に揺られた人々を見捨てて、知らぬふりをして帰ってくる船長の気持ちも私よくわかります。同じ人間として生まれた不幸な国の運命にさらされた人々を、こういう問題は人道問題として無条件にみんな救い上げていいじゃないか。御苦労だったなと言って温かい手を差し伸べて船に受け入れてやって、日本に帰ったら、とにかく生死のちまたを彷徨したこれらの同じ人類、不幸な国に生まれたゆえに苦勞しておるのですから、その人々が解放されたところでああ助かってよかったと喜んでいただけの日を迎えさせてやりたいじゃないですか。私はここに何か日本の政治の上に冷たいものがあると思ひましたね。いかがですか。入国管理業務というものは、このわかり切ったベトナム難民にこれは厳しくしなければならぬのですか。お答えを願いたい。

○吉田政府委員 お答えいたします。

昭和五十年の五月から現在までにわが国に上陸いたしましたベトナム難民は千二百六名、それから上陸した後で子供が二十八名生まれております。これはケースとして四十五件ございます。それで、日本船が拾ってきたのは全部これは私の方で揚げております。ただ、昭和五十一年の秋から五十二年の前半に三つのケース、外国船が入ってまいりまして三件だけ事実上上陸しなかったケースがございます。

これはなぜかと申しますと、実は外国船が入ってきた場合に、その船籍の本国政府といろいろやりとりをやるのでございますが、相手国政府がリベリアとかパナマとかギリシャとかはなかなか返事が来ないので、わが方はノーとは言っていない間に向こうが出ていった。一方この時期は、日本船及び実質的に日本が責任を持つべき、日本

が用船をしている外国船が、次から次へとベトナム難民を拾って、続々と日本に到着をしていたとまでございます。

それで、一つは入国管理局が揚げないということではございませんで、私の方は政府の窓口でございます。それで国内に揚げてもその時点において収容できる見込みが立たなかったときでございます。それからもう一つ、船籍主義で、自国船が拾ってきた場合は、日本が責任を負うべき場合はやはりある程度それを優先せざるを得なかったという事情で、少し外国政府との交渉が暇取ったという事で、四十五件許可して上陸したわけでございますが、三件だけその準備のまだ整わなかったときに、事実上上陸せずに出ていった外国船がございます。

そういう次第でございます。

○受田委員 そういう外交交渉などをやるも何もない、もう生死のちまたを縫って辛くも船に助けられて日本の港に入った、お疲れさまと言って温かく迎えて上げて、その時点で交渉すればいいので、沖へ船を浮かしたまま交渉するというのは、陸が見える、あそこが家がある、食べたい、水が飲みたい、そういうものを前にして、長い海上の浮遊から救われようとする人を沖に残したまま交渉するということは、吉田先生、これはちょっと残酷ですね。ごちそうを目の前にどうというような問題とは違って、辛くも助かって救われてきた人たちをまず揚げる。

いま施設とおっしゃったが、この施設はどこにもあるじゃないですか。公共施設、また民間に協力を求めている、こういうのを同じ人類が、同じアジア人が長いことお疲れさまたった、あなたの国は戦乱に十年も苦勞して本当にお疲れさまたと言つてやれば、食糧もとにかく豊かになっておる日本ですよ、助けてあげたいですね。三隻沖に追いついたというの、私は悲惨だと思つたのです。これに対する対策について、その後相当進んだ手を打っておられると思うし、ここで総理府に、各省の間でお話を詰めて、すでに連絡会議の責任者

の室長さんもおられる。室長さん、この問題について政府、特に担当のあなたがいま把握している難民対策のポイントを教えてください。

○黒木説明員 御説明いたします。
昨年の九月、難民の数が非常に多くなりまして、先生お話しのような収容施設も足りないというような状態もございましたので、閣議了解をもちまして難民対策を定めたわけでございます。その一環として、まず組織的には、内閣に連絡会議というものを設けましたし、総理府の中に対策室というものも設けて、昨年九月以来鋭意努力しておるわけでございます。

当面とりました措置といたしまして、まず一点、先刻来問題になっております収容施設の足りないという問題がございまして、これにつきましては、固有の施設の中で難民収容のために使える施設があれば、これを難民に提供しようということと、目下準備を進めている問題が一つございます。それから難民の緊急に医療を要する場合の手当の問題。それから難民収容施設の中で、従来働いていた若手について若干の問題があるということで、事実上収容施設の中でじつとしておるといふ状態であったわけですが、これにつきましても法務省、労働省と協議いたしまして、働く場合の手続等も定めて、難民が日本でより心安く生活できるように対策を講じているわけでございます。

○受田委員 ベトナムに関する難民の問題の中で、かつて南ベトナムから日本に留学した学生さんがある。私、昭和四十六年十月に、前の衆議院議長、文部大臣の松田先生と一緒に日本の経済協力で行ったチャイライ病院、カントリー職業訓練所を二人で視察をしたことがあります。そのときに南ベトナムの首脳部と連日会談をして、これらの国に対する不幸な人々の救援に私自身も大変意欲をわかれたのですが、恐らく政府首脳部の皆さんの中に戦争の結末でいま悲惨な運命に遭つておる人、それはどこかへ亡命しておる。もちろんグエン・バン・チュウ大統領自身はアメリカに逃げておるのですが、あの外務大臣、連日、会談した人

たちの中にいずれかへ亡命しておる者もあるかと思ひます。これらの政治的な意義のある亡命者というものの対して日本が、もしこの人々が日本に亡命してきたとき、あるいは密航して、そつと海上から揚がつて日本へとどまったときにどういふことになるのございませうか。

こういう皆さんについて触れてみたいのは、現に犯罪人の引渡し条約をアメリカとの間で結ばうと外務委員会が条約をいま研究しておるわけですが、国際的な犯罪人引渡し条約には日本はまだ入ってない。今度朝鮮でもし事件が起こつて、日本へ政治的亡命をした人、近いところですから海上から密航してくる場合があるかもしれない。密航した場合の政治的な逃亡者と、堂々と入つてきた逃亡者と政治亡命者というものの扱いはどうなるのございませうか。

○吉田政府委員 難民条約と申しますのは、世上少し誤解をされている面があるかもしれませんが、いま、国連はこれを非常にはっきり区別してゐるのでございます。難民条約に当てはまる人と申しますのは、それが本國に帰つたら自由の迫害を受けるおそれがあるという前提でございます。これを英語ではレフュージと申しております。それからいまベトナム難民と、われわれ日本語では同じ難民という言葉を使つておりますが、これは実は厳格に言えばその範疇に入らない、国連はこれをデイスプレースド・パースン、行く先のない人たち、こういう言葉で表現をしております。したがういまして、要するに本當の難民条約の精神と申しますのは、ある政治的な主張をしたいろいろなこと、いま先生がおっしゃいました政治亡命者なんかそれに入らぬと思つたのでございますが、そういう者についての扱いというものを難民条約は規定しております。

この難民条約が起りましたオリジンと申しますのは、ヨーロッパで、第二次世界大戦の結果いろいろ国境が変わり、いろいろなレフュージが出てたわけで、この人たちを落ちつけるためにヨーロッパ諸國が中心になつてつくつた条約でございます。

ます。したがういまして、一九五一年をめぐりに區別してゐるわけでございますが、その後アフリカに獨立運動があつて、その獨立運動に従事する政治亡命者のなをどうするかということ、アフリカ諸國が入つてきてきた。こういう経緯がございしますが、それとベトナム難民は少しカテゴリーが違つたわけでございます。

それから先生がいまおっしゃいました政治亡命者のな人が港に来て揚げると言われたときどうなるか、これは実はいま、まだそこまで難民条約は規定してないのでございます。それで、これは国連局長が御説明した方がいと思ひますけれども、実は、そういう場合をどうするかということ、今度は領土的保護に関する条約案、国連が中心になりましてこの条約を國際的につくろうじやないかということで、去年の二月に第一回の會議をジュネーブで開催いたしました、これは後もう一、二回國際會議をやらないと条約案としてまとまらないと思ひますが、國際的にはそういうことになつております。

これを國內法の方から申しますと、実は出入國管理令はそういう点は何でものめるようになっておりました、たとえばベトナム難民、世上よく難民条約に入つていないからだめなんだろう、こういうことをおっしゃる方が多いのでございますが、実は、いま申しましたように、難民条約に入つてゐる入つていないと、ベトナム難民を受け入れるのとは余り關係がないのでございます。われわれはそれの處理はあくまで現行の出入國管理令に基づいてやつておまして、何ら支障はないわけでございます。

それからまた、政治亡命者が来たらどうするかと言ひますと、その政治亡命者の場合も、法務大臣が特別に許可し得る權限が現在の出入國管理令内にございまして、いつでも受け入れることができる。したがつて、國內法上何ら支障はないというのが現状でございます。

○受田委員 日本へ亡命した皆さんが母國へ帰れ

の戸籍に登録をされる。こういう手続になるわけ
でございます。

さような失踪宣告の取り消しがあった者につ

て帰化の申請をすべきだというふうなことは、理論的には非常に矛盾することではございまして、恐らくは中国孤児の中にはいわゆる護照、パスポートでございまして、中国官憲の発行したパスポートを持って日本に来る、このような場合には中国政府のパスポートを持っておるわけでありまして、中国府としてその孤児を中国人というふうに取り扱っておるものと考えるを得ないわけではございまして、ただ、その場合でもいろいろのケースがございまして、たとえば日本人である小さな子供を中国人が拾って育てた。そして、その養父と申しますか、親がわりをしておった中国人が中国の戸籍に登録すると申しますか、日本流に言えはそういう手続をとった場合、それからまた中国人の夫が日本人妻の意思を確かめないで中国への入籍の手続をとった場合、いろいろの事によって本人の希望によらないで何らかの事由によつて中国への入籍の手続がとられたものは、これは入籍そのものが無効でございまして、したがつて、依然として日本人の国籍を保有しておる、かように考えられるわけではございまして。

しかし、そういったケースでなくて、自分の希望によりまして入籍の手続をとった日本人は、その手続によりまして中国人となるわけではございまして、そうなりますと、日本の国籍法の八条によりまして、自分の志望によつて外国に帰化した者は日本国籍を失う、こういうふうなことになるわけではございまして。そういう人につきましては改めて帰化手続をとっていただく。そうしなければ日本人になれないわけではございまして、これは御承知のとおり元日本人であつたわけではございまして、一般の外国人の帰化よりもより簡易な帰化手続で帰化を許すことにしております。実際の扱いは、そういった気の毒な事情にもありますので、できるだけ早くその手続さえとってもらえれば私もとしては帰化を許すことで処理いたしております。

○受田委員 いわば行方不明というかついで失踪の宣告をしたのが、戸籍が復活するわけですか

ら、生き返ってきたわけですね。生き返ってきた人がまた中国籍でもある。これはいわば二重国籍みたいなものですね。こちらでは戸籍で失踪の宣告を取り消して生きてきた。向こうの中国の方でも籍がある。二重国籍じゃないですか。どうですか。

○香川政府委員 先ほど申しましたように、自分の意思で中国籍に入籍した者は中国国籍を持っておりまして、そのことによりまして日本の国籍法上は八条の規定によつて当然に日本国籍を失う。したがつて、入籍の事実が本人の意思によつてなされたということでありますならば、二重国籍ではなくて、まさに中国人ということになるわけではございまして。たまたまそういう方が内地におきまして失踪宣告の手続をとられておつたということになりますと、もはやその失踪宣告を取り消しても復籍はできないわけではございまして、したがつて、日本の戸籍に登録されるといふ関係にはならないわけではございまして。だからさうな方は、先ほど申しましたように、帰化手続によつて初めて日本国籍を取得する、こういうふうな関係になるわけではございまして。

○受田委員 そういふ数字はどの程度でございますか。つまり、日本の国籍を復活した、同時に中国の国籍から帰化手続を申請しておる者と数字が出ています。相当数あるのですか。

○香川政府委員 ただいま的確な数字は持ち合わせておりませんが、私どもの取り扱ひの基本的な考え方として、中国の護照、パスポートを持って帰ってきた人でも、いろいろ本人について調査いたしまして、先ほど申しましたような、本人の意思に基づかないというふうなことでありますれば、帰化手続はとる必要なしに、さうなものの中には、実は、向こうで日本人の子供として生まれて日本の戸籍に登録されてなかつたというものもあるわけではございまして、さうなものとはそのまゝ日本の戸籍に、いわば出生届と同じような形で就籍を容易に認めておるわけではございまして、いまおっしゃいましたような、中国に自己の意思で入籍して、しかもこちらで失踪

宣告を受けておつて、そして日本へ帰つてきて帰化したいというふうな数は、ただいま的確には持ち合わせておりませんが、相当数あると思ひます。

○受田委員 えらい冷たい考え方だと思ひます。つまり、日本で失踪宣告を受けた方が取り消されて戸籍が復活しておる。その行為をもつて、う日本国民たるの意思が明白なんですから、それが中国籍にまだ魅力があるとか何とか考へる方がおかしいので、日本の国籍が新しく復活しただけで、その要求をしただけでもう戻つて日本人の立場を守つておるのが、まだ中国の方に残る意思があつたとか何とかいうくだらぬことを考へる、そのことが非常におかしいと思ひます。

私はむしろ、時間が来たので大事な問題として一つ最後に、これらの方々が日本へ帰つてきて、ふるさとへの帰つてきたのに日本は冷たいんだ。先般新聞に大きく書かれたあの宮城県に帰つてきた中国里帰りの人が家族を殺して、実は家族の方は重傷にとどまつたのですが、本人が自殺したというふうな事件がある。言葉も十分わからない。これは悲劇です。中国里帰りにこの悲劇を起すことは、受け入れ体制の日本としては許されないのだ。だから、中国から日本へ帰りたい、母国へ帰りたいという皆さんは、日本へ帰つてきた以上は温かくこれを迎え入れて、言葉、教育上の問題、生活の問題、就職の問題、できるだけ永住の道を開くことを前提にしながら、さうしたりつばな受け入れ体制をしつため、まあ総合的なセンターのようなものをつくつてほしいという要望も出ておるし、国会でも議論もまよひまよひ出ておるのですが、これはひとつ急いで各省間で、法務省、厚生省、外務省一体となつて、民間の関係者とも一本になつてこの受け入れ体制を真剣に取組んで、安定した生活がもたらされるように、法務省どうですか。深刻にお考へになつてしかるべきじゃないか。厚生省も来ておられるはず。外務省もおそろい。三者一体になつて、中国里帰りの皆様に失望した母国でなくして希望多き母の国日本という印象を与えてしかるべきだと思

うのです。総合対策をそれぞれの立場で御答弁願ひたい。

○香川政府委員 お言葉返すようではございまして、やはり中国国籍を取得した方は、日本に帰つてこれらに日本人に戻るといいますか、それはまさに帰化申請でございまして、法律的には、いかにも冷たいかもしれませんが、法律的に申し上げますと、中国国籍を取得したことによつて国籍法により日本の国籍を失つておるわけではございまして、これを日本国籍を取得するためには、現行法のもとでは帰化の手続しかないわけではございまして……

○受田委員 それは、話は済んでおるのです。私は受け入れ体制を聞いておるのです。局長の御答弁は非常にたまにポイントを外れておる。すかつと答えてください。時間がありません。

○香川政府委員 受け入れ体制の方は、私どもの所掌事務としては帰化の関係だけでございまして。

○吉江説明員 お答えいたします。

私どもは、中国からお帰りのなつた方の受け入れ体制のまず第一番に着手する任務を担当しておる役所ではございまして。個々にいろいろなケースをお持ちの方がおられます。一つ一つ全部ケースが違ふと思ひますが、厚生省の援護局の分野の中でできることは、一生懸命今後とも充実してやつてまいりたいと思ひます。

それから、あるいは教育の問題、就労の問題、そこら辺については関係各省とか、出先関係各機関の御協力を得、お互いに緊密に協力し合つて今後とも充実した援護対策を進めてまいりたい、かように考へております。

○受田委員 私、中国里帰り問題については、いまのような悲劇を繰り返さないために、とにかく最善の努力をして、できるだけ本人の希望に対して速やかな手当てをしてあげる、生きる道を、希望を与えてあげるということを配慮してほしいのです。

私に与えられた時間がもう六分しかありませんので、法務大臣に一つただしたいことがござい

す。
今回の法律案のそれぞれのポイントについてお尋ねする時間がなくなりました。ただ、裁判の促進というものについては、法務大臣としても強く願っておられるでしょうし、公職選挙法にも選挙違反の処理については百日程という厳しい制約もついておられることと御存じだと思います。そういう裁判を促進して、できるだけ問題の解決を早めるということをおかれれば、この点同感です。

○瀬戸山国務大臣 選挙違反については百日程以内でできるだけやれということになっていくわけでごさいます。ただ、御承知のように、実際になかなかそうできておらぬところがある。これはいろいろな事情がある。特に、率直に言って、関係者の引き延ばし作戦、いろいろあるわけでごさいます。裁判所だけの責任じゃないのですけれども、これは当然裁判所としては百日程を遂行するように努力する立場にあるわけでごさいます。

○受田委員 それから死刑の宣告というものは、これは最悪、極刑でございまして、死刑の宣告を受けた者は、刑の執行をする段階で、法務大臣のサインが要するというのを大臣御存じでございすか。だから、死刑の執行は大臣の決断で決まるわけだ。大臣がサインをしたら、何日後に死刑の執行がされるのですか。

○伊藤(榮)政府委員 五日以内に執行することになっております。

○受田委員 死刑の宣告を受けて刑の執行をしていない数がどれだけあるか。そう多くはないと思ひます。

○伊藤(榮)政府委員 現在十六名のはずでございす。

○受田委員 帝銀事件平沢被告が死刑の宣告を受けたのはいつでございすか。

○伊藤(榮)政府委員 死刑の判決が確定いたしましたのが昭和三十年五月七日でございす。

○受田委員 十六名の中には平沢氏がおるわけ

すね。この二十三年間、刑の執行をしない理由はどこにあるのですか。これは大臣が答弁していただきたい。

○瀬戸山国務大臣 刑事訴訟法によりまして、死刑確定裁判がありまして、六月以内に執行する原則が立てられております。ただし、再審の請求等がありまして、これは必ずしもこの基準にこだわらなくてよろしい。これは人命でございすから、一遍処断いたしますと終わりでございす。

再審の請求や恩赦の請願がありまして、その結論を見るまではできるだけ余裕を待とう、これが現在までの扱い方でございまして、平沢氏に対しては再審の請求が今日まで続いて、再審の審査が続けられておる、こういう状況でございす。

○受田委員 再審の請求を繰り返して繰り返して認めなければ、刑の執行は生涯送られて済むという事例にもなるわけだ。ここまでは来ると、八十を超えた平沢被告に刑の執行というものは現実になし得ない状態になっておるのであるか。

○瀬戸山国務大臣 平沢氏は八十四歳か五歳だと思ひますが、いま申し上げましたように、再審の審理中でございすから、実際には余裕を置いておる、こういうことでございす。

○受田委員 再審の審査の期間は無制限ですか。

○伊藤(榮)政府委員 特に再審請求に対して、何日以内、何月以内で裁判をしないという事にはなっておりません。

○受田委員 これは世論もここまで来ると、刑の執行というのを平沢氏に求めるような声はもう消えてしまつておる、大勢がそうなつておるというふうな状況で、まだ再審を続行しておる。死刑廃止論というのがあるのですが、これは大臣、耳を傾けたことはございすか。大臣は死刑をむしろ厳しく実行すべきだという御意見がはのかにあると承つておられますが、ひとつ御心情を……。

○瀬戸山国務大臣 死刑を厳しくという考え方を持つておるわけではございせん。死刑廃止論というものは確かにございす。世界の趨勢も、で

きるだけ生命を絶つ刑は少なくしよう、わが国でも御承知のとおり改正刑法草案なんかでもそういう傾向にあります。しかし、各国もさまざまでございまして、死刑を全廃するということが刑事政策上いいかどうかという点について懸念があります。私は、全廃ということについては賛成しかねる、かようなことであります。

○受田委員 時間が来ました。質問を終わります。

○高島委員 長代理 柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 沖縄刑務所の移転の問題ですが、今回の改正案では、沖縄刑務所を移転することになっておられますけれども、施設の移転に当たっては、職員の待遇問題に十分配慮が加えられなくちゃいけないと思つておられます。刑務所の移転に当たりますと、沖縄刑務所職員一同ということとで、施設移転に伴う要求書というものが法務省の矯正局長あてに提出されておられますけれども、この内容及びこれに対する見解をお伺ひいたし

す。

○石原(一)政府委員 お尋ねのとおり、昨年の八月に、幹部職員を除く沖縄刑務所の職員から私あての要求書が出ております。これにつきましては、内容の中には法律上実施不可能な点もございす。さような点は除きまして、その要求書に盛り込まれた心情にはくみする点もございすので、十分検討をいたしまして、実施可能なものにつきましては極力実施するように努力いたします。刑務所の職員並びに家族に不利益を与えないように対応したいと思つております。

内容はきわめて多岐にわたつておまして、全部を申し上げますと相当時間をとるのでございす。私どももいたしまして、できるだけ努力をいたしたいという点について申し上げたいと思ひます。

那覇市から二十一キロ離れたところで現在まだやや開発されていないところへ参るので娯楽施設がない、そこで集会室とか娯楽室を設置してほしいということですが、やはり国の施設でございまして、余りそうしたことを表向き認める

ということとは、国民の財政負担上からも問題があると思ひます。そこで運用に当たしましては、独身寮を護送職員の宿泊施設に充てたりして、護送職員が普通泊まるような構外の待機所あるいはクラブ等を集会室、娯楽室にできるだけ利用するようにしたいと思つております。

それから移転する子供のための遊園地を設置してほしいということもございす。これは設置する方向で検討中でございす。

なお売店、独身者のための食堂等を開設してほしいという要望もございす。これは共済組合で業者を経営を委託して実施したいと思つております。

また、診療所も充実してほしいということもございす。この点は共済組合の経営で実施することに決めてあります。備品については十月下旬までに上申させることになっておまして、現在検討中であり、お医者さんについても、その確保について現地で努力する予定になっております。

それから電話回線が不足であるという点もございす。宿舎に電話がないときにはできるだけ赤電話を設置してほしいという点もございす。これは設置する予定でございす。

それからハブの生息地帯なので外灯を多くするほか、周辺道路を整備してほしいということもございす。これは人命にかかわることとございすので、設置したす予定でございす。

それから公務員宿舎に換気扇、畳、カーテン、流し台、ガス器具を完備してほしいということもございす。これは完備する予定でございす。

そのほか、検討中のものとしたしましては託児所の問題もございす。これは果たして経営が成り立つかどうかということもございすので、検討をいたしたい。

それから通学路を整備してくれということもございす。これも関係の村と目下整備について協議中でございす。

それからバス路線の延長等の御要望がございす。これについては、現地で目下交渉中でござい

ます。

最後に、遠くに移るので公務員宿舎を継続して使わせてほしい。これは那覇市で共かせぎ等をやっておりますと、夫婦別れ別れになると困るというところがございます。この点は柴田委員も御存じだろと思うんですが、刑務所の場合には昼夜受刑者の監視に当たるとまゝから、本来は公務員宿舎を与えられない一般職員につきましても公務員の付近に居住するということになっておるわけでございます。これが逃走を防止し、また逃走があった場合の警備に適するわけでございます。こういう点につきましては、いわば矯正職員としての使命感の問題でございますが、これが欠けるようなことがあつてはならないわけでございます。矯正職員に特に与えられている優遇措置についてはできるだけ理解をして、国の方針に協力すべきであるという点は説得あるいは指導をいたす予定でございますが、事情まことに気の毒なものにつきましても、移転の段階において善処したいと考えております。

以上でございます。

○柴田(陸)委員 御親切な答弁をいただきましたが、刑務所の職員というのは国公法などで団結権、団体交渉権が奪われているわけです。団体交渉もできないという立場にあるわけですから、この職員たちの要求についてあいまいにされてはならない、特に配慮をしないといけない、こう思うのですが、法務大臣の見解を一言お聞きしたいと思います。

○瀬戸山国務大臣 おっしゃるとおり刑務所職員には団体交渉等の制度がございません。これは職務の性質上さうなっていると思ひます。したがって、関係者が安心して職務に忠実にやっていたかようにという立場から、いま矯正局長からもいろいろ御説明いたしましたが、可能な限りのことをしたい、かように考えております。

○柴田(陸)委員 結局、施設の移転が知念村というところになって、これは非常な僻地である。こ

ういうところに移転するわけですから、いわゆる僻地手当、特地勤務手当を支給してほしいという要求があるのですが、この点人事院はどうお考えですか。

○角野政府委員 人事院からお答え申し上げます。

沖縄刑務所の那覇からの移転に伴ひまして隔遠地的な特地勤務手当の支給の要望について人事院はどうかというお尋ねでございますが、御承知のように特地勤務手当といふものは、離島等の著しく生活不便な土地にありまして官署に勤務する、あるいは勤務することになる職員を対象として支給される手当でございます。生活が著しく不便であるということはどういうことであるかといひますと、基準がございまして、その生活条件として学校あるいは役場、病院、停留所、乗り物関係とか、それまでの距離、交通機関の頻度などを総合的に一定の基準により評価することにしたしております。その結果、総合して一定の点数という評価以上になりました官署について初めて隔遠地手当、特地勤務手当を支給する、こういう手続にいたしてございまして、現在、御質問の沖縄刑務所の事例につきましてはまだ詳細を伺っておりませんので、ここでいふ何とも申し上げる段階ではございませんが、いずれ法務省より御相談がございまして段階で具体的に検討させていただきます。その取り扱いを決定していくことにしたい、さうように考えております。

○柴田(陸)委員 この点は十分検討して官署指定をして、特地勤務手当を支給すべきであると考えますので、これを要望しておきます。

それからもう一つ職員の要望であります。公務員宿舎を利用している者が百九十九名中二十四名だということです。それで、奥さんの職場とも関連して、引き続き公務員宿舎を使用させてほしいという要求であるわけです。この要求に対する御見解をさつき伺いましたが、ひとつその状況をいろいろな面から把握されて、どうしても事情やむを得ない、これを使用させなくちゃならぬとお

考えになるものについてはこれを使用させるといふように特に取り計らってもらいたいと思ひます。この点もう一度……

○石原(一)政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、矯正職員にはいろいろな優遇措置が認められておりますが、それは矯正職員としての仕事のむずかしさの反面、使命感をも自覚しろ、こういうことであらうかと思ひます。まことに二十一年キロ離れたところに移転するのでございますが、国内におきましても、たとえば名古屋刑務所とか福岡刑務所の移転は二十四、五キロでございます。黒羽刑務所の移転は七十五キロ隔たつたところに移転をしているのでございまして、そういう点も十分考慮して、矯正職員としての使命感を持ちつつ今後仕事をしたいといたしたいところでございますが、先ほど申し上げましたように、事情やむを得ない場合には認めるといふことでござい

ます。この点につきましては、現地職員にもいろいろな考えがあるかと思ひますし、私どもでも指導に努力する予定でございますので、柴田委員におかれましては、さうな点がございましたときには、ただ甘いということではなくしてひとつ指導の点についても御協力をお願い申し上げます。

○柴田(陸)委員 刑務所というところは非常に大変な職場であつて、これが那覇のような中心からへんびなところに移転する。これは職員にとつてみれば精神的にも肉体的にも大変な問題がございとうわけですね。こういう中で出されている要求でありますから、先ほど大臣おっしゃいましたように、十分職員の意見を聞き、そしてまた各省庁とも協力していただいて、要求を実現していただきたい。このことを強く要望しておきます。

それから刑務所職員の勤務時間の問題ですけれども、保安課の一般職員、看守とか看守部長の勤務時間はいま週四十八時間になっておるわけですね。同じ保安課でも係長以上は週四十四時間というところになっております。同じ課の中で差がある

ということ自体が不合理であると思ふのですけれども、いまの時代においては週四十八時間労働というのはいささか常識外になってきているわけですね。一般社会の労働条件と比べて比較にならないという現状、しかもその仕事の身も非常に重要で厳しい。こういう点について法務省としては世間並みに労働時間を減らすというふうな検討をされてゐるのかどうか。さういう考えはないのかどうか。この点を伺ひます。

○石原(一)政府委員 ただいま御指摘の点につきましては検討中でございます。その是正をいたすためには、どうしても増員が必要と相なるわけでございますが、御承知だと存じますが、昨年と本年度の予算案についてふえましたのはわずか三人でございます。この二カ年では合計六人でございますが、過去十年を換算いたしますと、沖縄復帰後の沖縄刑務所の職員の数を除きますと、百五十人余りの減員になっているわけでございます。したがひまして、増員等も考えつつ、勤務時間の短縮化につきましては、今後とも努力を重ねてまいりたいと思ひます。

○柴田(陸)委員 次に、入国管理事務所の統廃合の問題に関連してです。

まず、米軍基地に関連する入国管理事務所の問題ですが、安保条約に基づく地位協定の第九条で、米軍人は旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外されておつて、これにかゝる身分証明書なども要請があるとき提示すればよい、こうなっております。これはいわば日本の主権が制限されている米軍基地ということになるわけですね。そこに入国管理事務所を設置する必要性はどこにあるのか、お伺ひします。

○吉田政府委員 お答えいたします。横田、岩国等米軍基地におきましては、日米地位協定の適用を受けない一般の外国人の出入国も相当数ございます。これについて出入国管理を行う必要がございします。また出張所設置予定の周辺には、多数の外国人が居住しております。それらの在留管理を行う必要もございします。これが出張

所を設ける理由でございます。

○柴田(陸)委員 日本米軍基地から米軍人軍属及びその家族以外の外国人、または日本人も含めてですけれども、これらの基地を利用して出入国する人がたくさんいるわけです。昭和五十二年十月までの統計ですけれども、日本人だけで横田は四百人、嘉手納が三百二十八人、佐世保が百八人出国するという状況になっております。これらはどういふ目的で、なぜ米軍基地を利用して出国しているのか、この点お伺いします。

○吉田政府委員 これらの人々は何らかの意味において米軍と関係のある人々でございます。たとえば日本人ですが、退役軍人の妻、それから米軍がチャーターしております民間航空機には、日本人のステューデントなどが乗っておたりします。しかし大部分は日本の婦人が米軍人と結婚して、まだ日本人のパスポートを持っておる、こういう人でございます。

○柴田(陸)委員 安保条約に基づく地位協定では、米軍人軍属及びその家族が米軍基地から自由に出入国することが許されているわけです。ところで、これらの人々以外の者である自衛隊員が米軍基地から出入国しているというのを聞いておりますけれども、これはどういふ目的で米軍基地から基地を利用して出入国するのか、この点防衛庁にお伺いします。

○池田説明員 この数年の問題について申し上げますと、自衛隊員で米軍基地を利用して出入国した者はございません。

○柴田(陸)委員 昨年の国会で、ちょうど金大中事件が問題になっていたところ、自衛隊の幹部が横田の基地から韓国に行ったというのを認めておられますが、そういうことは御存じですか。

○池田説明員 昭和四十七年、八年、九年、その段階でございますと、主として米国側の招待、これには米国防省の招待もありますし、太平洋軍の招待もございます。招待の目的は相互に情報交換し合うということもありまして、あるいは日本の記者団を米側が招待してアメリカの実態を見て

もらうというような話がありまして、関係の自衛隊員が同行したというようなケースはございました。しかし、少なくとも先ほど申し上げましたように、この数年につきましては、そういう例はございません。

○柴田(陸)委員 この数年来ないということは、現在はやらないという方針に決まっているのですか。

○池田説明員 先ほど申し上げましたように、米国が主としてでございますけれども、米側からいろいろな形で招待が参ります。そのときに、御承知のようにアメリカ側は非常に長距離の輸送機を米軍自身が持つておるものもありますし、あるいはパンアメリカン等をチャーターいたしまして軍用に使つて飛行機があります。その飛行機で来ては、また帰りの飛行機も送るというケースは今後もあろうと思つております。そのようなときは出入国はあり得ると思つております。

○柴田(陸)委員 古くは大変恐縮ですが、昭和四十一年に米空軍省に招待を受けまして、帰りはパンアメリカンのチャーター機で横田におりております。当然のことではあります、そこで入国の手続をいたしました。したがって、今後ともないとは申し上げかねます。

○池田説明員 なぜかういふことを言うかといふと、米軍基地を利用して韓国やフィリピンの米軍基地へ自衛隊員が自由に行けるというやうな道を開くことになるといふことを恐れるからです。先ほど言いましたように、韓国に渡つたという事例もありませんし、また自衛隊以外の場合に見てみますと、米軍の関係者といふことで米軍基地から米軍基地へと渡り歩く中でスパイ行為だとかあるいは密輸といふやうなことに関係する、そういうケースになる可能性も考えられるわけで、そういうことを考えますと、米軍については地位協定の規定がある。そして軍属やその家族、こういう人についても入国審査といふのは厳重にやらないでならない。それから、そういう人でない一般人の場合、これは国際空港が日本にあるわけ

ですから、そうした基地を使わすべきでなくて、この国際空港を使うべきだといふふうに考えますが、この点、ちよつと大臣の御意見を伺いたいと思つております。

○吉田政府委員 われわれ入管当局といたしましては、米軍の方に入出入りをコントロールしている部署がございまして、常にそれと密接な連絡を持つてやつております。最近はどうもほとんど何もトラブルといふものは、私が着任して以来聞いておりません。

○柴田(陸)委員 次に、羽田空港出張所に関連して、これと表裏一体の関係になります成田入管職員の仕事についてお聞きします。

この三月三十日に開港を目指してございまして、そしてこれに対しては欠陥空港だといふやうなことでまで含めて世論の批判が強いわけです。そういう中で、そこで働く労働者の待遇問題が十分に取上げられていないのではないか、そういうことを懸念するわけです。実際、空港の機能から見ますと、パイロットや管制官、飛行場施設の関係者、税関、入管職員、いろいろあるわけですが、税関、入管職員、いろいろあるわけですが、法務省所管の入管職員に待遇問題を完全にするといふことは、これは開港する上においては前提条件だといふように考えます。

そこで、法務大臣に入管職員の待遇問題についてどういふ認識を持っておられるか、どういふ考えでおられるかといふことをお伺いします。

○吉田政府委員 ただいま先生のおっしゃったことは十分われわれも認識いたしております。職員なんかの意見等も十分取り入れて、万全を期している次第でございます。

○柴田(陸)委員 ではちよつと具体的に聞きますと、入管職員は羽田から成田へほとんどが移転しているわけですか。そこで、そういう中で調整手当などを現行八%支給されているわけですが、これが引き続き支給されるのだろうか、あるいは宿舎は完全に確保されているのだろうかといふやうな不安あるいは不満といふものが積もつていっているわけですか。五十二年六月二十八日の人事担当官会議の

要望書を見てみますと、この八%の措置を講じること人事担当官会議でも要望しております。また総評その他の組合から政府への要請に対して、人事院にそれを要請するといふやうにも回答がなされております。いままでの経過から見まして、現在法務省としては、こういう問題に対してどう対処するつもりか。また人事院は調整手当を引き続き支給するといふことを実施するつもりであるのか、この点をお伺いします。

○吉田政府委員 羽田から成田へ移る職員につきましては、ただいま先生がおっしゃいましたやうなポイントは十分われわれ考慮いたしております。目下非常に前向きに検討中でございます。

○角野政府委員 人事院からお答え申し上げます。羽田から成田へ異動します入管職員の調整手当問題でございますが、調整手当の問題はもとと給与、生計費、物価等の著しく高い地域の官署に勤務する職員に支給する、こういううたてまえになつてございますが、現在八%支給されております東京、すなわち羽田から成田の方に転勤するわけでございます。成田はここで初めてそういう手当の出ないところに新しくできたわけでございますので、もちろん無給地でございますが、現在の調整手当の制度の中には、異動いたしました場合に、異動してから三年間は異動前の支給のパーセントを確保する、そういう調整規定がついておりました。したがって、羽田の入管の職員が成田に動かれましたも、三年間は八%が支給されるというところで当面はつながらる状態になつてございます。

しかし今後制度的にどうなのかといふことがもう一点ございます。これは国際空港がこのように新しくできて移転するといふことは前代未聞でございます。いままで例がございません。したがって過去の経験に徴してどういふやうにその周辺が発展し、勤務条件が変わるかといふことは予断できませんが、少なくとも学校等が引越すやうな場合は違ひまして、国際空港でございますので、

急激にそういう条件は変化するというふうに考えられます。したがって私どもは、開港後その急激な変化をよく見きわめた上で、現在の調整手当の規定にありますが、生計費、物価等のそういう条件に該当する状態になるかどうかというところをよく見きわめたいと思っております。当面は異動保障の三年間の保障がございますので、それでいける、そういうふうな現在考えております。

○柴田(睦)委員 三年から先についても前向きでやってもいい。特に賃金や手当、労働条件、生活条件にかかわる問題につきましては、労働者の要求を十分検討して、誠意を持って改善に努力してもらいたいということを申し上げておきます。

次に、登記所職員の問題ですが、五十三年度の登記所職員を含みます法務局の定員問題につきまして、全法務労働組合は一万一千八百七十九人の人員要求、法務省当局の最初の要求が八千八百八十一人、約十分の一、そして最終的に予算で認められた増員が二百十人、定員削減分九十九人、これを差し引きますと純増は百一十一人ということになって、組合の要求から見れば百分の一になったというふうに聞いておりますが、この職員団体の増員要求から見ますと、法務省当局の当初要求から見ても全く微々たる増員であると思うわけですから、行管庁と大蔵省はどういう根拠でこのような定員査定になったのか、これをお尋ねします。

○辻政府委員 登記所の定員につきましては、從來から私どもといたしましていろいろと配慮をしておりますのでございまして、毎年相当数の増員を行ってございまして、五十三年度におきましても、登記事件数の推移でございまして、業務運営の実態でございまして、そういうものを勘案をいたしまして定員増をいたしたわけでございまして、純粋の登記職員だけでございまして、百九十二人の増員ということになりまして、定員の計画削減によりまして九十七人の減を差し引きまして純増が九十五人、かようなことになっております。

○柴田(睦)委員 九十五人と全国から見ればきわめて少ない数になるわけですね。

そこで伺いますけれども、この定員査定に当たって、五十三年度予算で太い宣伝されております住宅建設、たとえば住宅金融公庫の融資が伴う住宅を四十万戸建設する、こうした住宅建設に伴って登記の件数が増加してくるというように、これは考慮したのかどうか、行管庁と大蔵省にお伺いします。

○辻政府委員 定員の審査に当たっては、先ほども申し上げましたように事件数の推移はむしろ重要な要素でございまして、登記事件数の推移を勘案いたします。しかし、そればかりではございませんで、いろいろと事務の合理化、能率化の実態もございまして、予算も御承知のように毎年相当ふえておるようございまして、五十三年度の予算におきましてもこのような経費がふえておりますので、そうした業務運営の実態等を勘案いたしまして、先ほど申し上げましたような定員を査定したわけでございます。

○塚越説明員 行管庁からの答えを繰り返すようになりますが、全体の定員管理の問題につきましては、政府の基本方針といたしまして第四次の定員削減計画を実施していくという基本的な姿勢があるわけでございます。こうした一方の事情を踏まえまして、登記関係の事務につきましても、事務の合理化、能率化方策というものを十分講じた上で増員の問題をこれと関連させて考えていく必要があるというふうに考えております。

そこで五十三年度の話でございまして、このような基本的な考え方に基づいて、公共投資の伸び等による登記事件数の増加状況、これに対処するために、予算上特に乙号事務の合理化、能率化のための経費を重点点として措置いたしまして、その上で増員につきましても、先ほどお答えがございましたように法務省全体の増員が四百三十人でございまして、このうち九十二人を登記関係の事務の職員の増員ということに充てた次第でございます。

○柴田(睦)委員 いまの答弁を聞いておりますと、大いに宣伝しております住宅の建設ということに伴う登記事務の増加というような問題については考慮されてないというようにしか聞き取ることができないわけですね。

そこで今度は法務省の方に伺いますけれども、住宅金融公庫の融資の建物四十万戸を建設するということになれば、登記の件数は大体何件くらいふえるか、どういうふうにお考えですか。

○香川政府委員 ケースによっていろいろ違いはありますが、大抵の典型的な例を申しますと、土地を買って、そして家を建てる。この場合に土地の取得の登記あるいはその前提としての分筆登記とか、建物を建てますとその表示の登記、それから担保に入れるといたしますと所有権保存の登記、抵当権設定の登記、こういったものが出てまいりますので、一つの建物が建ちますと、従来の経験に徴しますれば、大体三件から七件ぐらいの登記事件というものがあらわれるというふうに考えております。

○柴田(睦)委員 それでは登記所職員の一人当たりの標準事件処理数、これは甲号事件と乙号事件で何件になるかということ、そして住宅金融公庫の融資の住宅の四十万戸などの建設に伴う登記事件増には最低何名ぐらいの増員が本当は必要なのかということはいかがですか。

○香川政府委員 大体登記所は、御承知のとおり、規模の大きなものから小さいもの、千差万別でございまして、平均的には登記甲号事件一人当たり二千五百件ぐらいの処理が可能、乙号で申しますれば大体五万件ぐらいの負担が適当であろうというふうに考えております。

これを基礎にいたしまして、登記甲号事件が二万件以上の庁、それから二万から一万までの庁、一万未満庁というふうな三つのグループに分けてまして、それぞれの事務量を積み上げてまして、不足人員を出しまして、そしてこの中で機械化できるものは機械化して省力化をするというふうなこと、あるいは正規の職員でない賃金予算で処理で

きるものは、それによってやるというふうなことで、さようなものを差し引きまして、結局純増員数として必要なのは、法務局全体で千八百二十名という要求をしたわけでございます。

○高島委員 長代理 主計局塚越主計官から答弁の訂正があるそうだから、どうぞ。

○塚越説明員 先ほど九十二名と申しましたが、百九十二名の誤りでございまして、訂正させていただきます。

○柴田(睦)委員 住宅の建設を進めるということは、政府の政策として打ち出されているわけで、このような住宅建設とそれに伴う登記の事務が増加するというのは、いまの法務省の説明でも控え目だと思っておりますけれども、わかるのですが、登記職員の定員に対してこれに対応する手当てをしなければ、全く無責任なやり方だと思っております。この点を指摘しておきます。

私、きのう千葉地方法務局の本局と船橋支局、市川出張所の三つの登記所を、実地視察をしているところを見てきたのでございまして、現状でさえもとてもこのまま放置できないというふうな状況になっているというところを痛感いたしました。この点について関係省、法務省、行管庁、大蔵省に、この登記所の実態の認識についてちよつといまから具体的に伺いたいと思っております。

まず、登記所では定員不足ということから、司法書士や調査士などによるいわゆる部外応援が日常化しているわけですが、これらの部外応援は全国で現在何名おりますか。また、これらの人たちは具体的にどのような応援を受けているというように認識されておるか、この点をお伺いします。

○香川政府委員 部外応援の排除につきましては鋭意努力中でございますが、遺憾ながら現在一日平均約千四百人程度の応援を受けているのではないかとこのように推定いたしております。この部外応援者は、司法書士あるいは調査士の補助者のほかに、地方公共団体の職員あるいは土地改良区の職員というふうな公共団体の職員でございま

す。

これらの部外応援を受けておる者にやっていただいておる仕事を申しますと、登記簿の書庫への納入というふうな簿冊の整理関係、あるいは地方税法による市町村に対する通知事務があるわけでございますが、こういった通知書の作成とかあるいは最も大きな事務は、現在御承知のとおり登記簿の謄本は複写機で謄写いたしておるわけでございますが、この謄写作業を手伝っていただいております。それから調査士関係の主たる応援といましては、現場に行つて実地調査をするわけでございますが、その場合の現地案内をしてもらつておるといふような仕事がございます。

○柴田(睦)委員 それから部外応援のほかに、先ほど言われておりました賃金職員や下請契約をしていられる民事法務協会の職員がいるわけですが、現在これらの人たちは全国でそれぞれ何名ぐらいいるのか、またどういふ仕事をやつてもらつていられるのか、お伺いします。

○香川政府委員 五十二年度で申し上げますと、賃金職員延べ約三万七千人ぐらいたらうと思ひます。その仕事の内訳は、窓口整理員としての作業、それから現在登記簿謄本をつくり出す場合に、昔の古い相用紙というのがあるわけでございますので、これを謄写が鮮明にできるように書きかえ作業をやつておるわけでございます。この書きかえ作業に従事しておる。それからコピー焼き、謄写作業そのものとして民事法務協会からの派遣職員がおる。それから商業登記の関係で現在商号見出簿というのを作成中でございますが、この作業に賃金職員を充てておる。大体主な作業は以上のようなとおりであります。

○柴田(睦)委員 不動産登記法の十二条を見ますと、登記所の事務は登記官が行うということが書かれていられるわけですが、ところが、実際は登記官ではない、いま言われた部外応援の人たちあるいは賃金職員、下請契約の人たち、こういった人たちがやつていられることはこれは法律違反ではないかと思うのですが、御見解をお伺いします。

○香川政府委員 部外応援を得て国の事務を処理

しておるというところは決してはめた話ではなく、むしろ強く非難されるべきことだらうというふうに考えております。しかし、本来登記所の職員、正規の公務員によつてすべての仕事をしなければならぬという法律上の制約は、私にはないだらう、したがって、先ほど申しましたような単なる機械作業と申しますか、登記簿の謄本を作成する一つの過程におけるコピー作業というふうなものは民事法務協会に委託して、その派遣職員の手によつてやつておるわけでございます。そういう意味からすべて法律違反というふうには断定したいと思つております。しかし何と申しまして、そういうふうな賃金職員あるいは正規の手続による民事法務協会の派遣職員というふうな形をとらないで、司法書士の補助者あるいは地方公共団体の職員の応援を得ておるといふ事態はできるだけ早く解消すべきだといふふうに考えております。ただ率直に申し上げまして、部外応援を一切明日から排除する、廃止するということになりますと、相当登記所の事務が遅延することになります。さういふ混乱を避ける意味から、一方増員とかあるいは省力化のための能率機具の導入等々によりまして、徐々にこの部外応援をできるだけ早く解消するように鋭意努力してゐるところでございます。

○柴田(睦)委員 御説明によりまして、最も大事な登記簿の記入の事務、いわゆる甲号事件については応援は受けていないという話ですが、これも、実際現場に行つてみますと、マンションや団地などの集団の登記は件数が多いということもあつて、司法書士が代理人として実際は登記簿まで作成してきて記入のためのタイプまで打つてくる。そういう実態になつてゐるんですが、これは法令違反にはならないでしょうか。

○香川政府委員 お尋ねのようなケースはきわめてまれなことではございまして、御承知のように住宅公団あるいは公社等の団地をつくられるというふうなとき、あるいは民間で大きなマンションを

お建てになるときに、数百件、数千件の事件を

どつと一度に登記所に持ち込まれるわけでありまして、これを処理するのに職員が全部手がけるといたしますと相当登記がおくれる。ところが融資等の関係もございまして非常に迅速な処理が要請されるというふうなときに、登記簿の表題部の作成を関係職員によつて応援をしてもらつておるといふことは間々あるように聞いておりますけれども、これは単に登記官が書くかわりに、いわば登記官と申しましても登記所の従事職員がタイプで記載するかわりにそういった部外応援で記載しておるわけでありまして、これを登記官が申請書、嘱託書と照合いたしまして適否を判断して、登記官の認印を押すといふふうなことになるわけでありまして、したがつて、いわばタイプライターのかわりをやつてもらつておるような記載手続だけでございますので、さういふ事態は決してほめた話じゃございませぬけれども、法律違反といふふうには考える必要はないことだらうというふう

に思つております。

○柴田(睦)委員 非常にまれな話だと言われましたけれども、私がきのう見てきましたところは人口急増地帯であつて、団地ができる、それからマンションが建つといふことで、まれなところではなくて、段ボール箱いっぱいになつたものをほこつと持つてくる、それが登記簿までつくられて

いる、これが実態であるわけですが、次に、登記簿の抜き取りとか改ざんを防止するために不動産登記法施行細則の三十七条で、登記簿や図面の閲覧は登記官の面前で行ふことになつていられるわけですが、実態は、監視官の机は置いてあつてもそこに座る人がいない状態で、たまたま通りかかった職員がちらりと見る程度という説明でありました。この面前閲覧というのが守られていない。これも私は法令違反ではないかと思うのですけれども、この点についてはいかがでございますか。

○香川政府委員 御指摘の施行規則は、私どもは訓示規定、当然のことを規定したものと申つてお

るわけでございます。その当然のことつまり登記簿の閲覧を許す場合の監視体制が十分でないといふことはまことに遺憾な限りであるわけでございますけれども、実際登記所におきましていろいろレイアウト等を検討いたしまして、不正事件、抜き取りというふうなことをないように十分注意を払つておるわけでございます。事故はたまに起こりますけれども、現在の登記所の繁忙程度から見て、幸いさういふ監視体制が十分なために起こつた事故というものはさほど多くございせん。しかし、いずれにいたしましても、監視体制の強化については努力しなければならぬというふう

に考えております。

○柴田(睦)委員 次に、土地、建物の表示登記に關して登記官が実地調査をするといふことになつていられるわけですが、いただいた資料によりますと、この実測のための車は全国で百六十九台配置されていられるけれども、専任の運転手は一人もいない。ですから、車はあつても運転手がいらないといふことなので、実際は調査士の案内によつてようやく実地調査を行つていられるという実態で、しかもその実地調査をする数も一割程度というのが実情であります。この調査士の調査料は申請人の負担になつていて、結局は申請人にしわ寄せが行くといふことになるわけですが、これは部外応援といふ説明がありましたけれども、これは法令違反にはならないのかどうか、お伺いします。

○香川政府委員 実地調査をいたします場合に、本来ならば役所に備えつけの実測車で職員がみずから出かけていくといふことが一番望ましいわけですが、ございますが、遺憾ながらこの実測車も十分まだ整備されておらず、人手不足のためにさういふ状況にございまして、したがつて、登記所におきましては、週に一回集中的に数件の調査事件をあわせて一回の出張によつて処理するといふふうなことをいたしておるわけでございますけれども、どうしてもどうしても急がれる事件がございますと、やはりその関係の調査士に現地まで車で案内して

もらって、そこで実地調査をするということでございます。この場合の部外応援的なものはまさにその片道の、現場に行くまでの自動車の便を与えてもらっておるといふことでございますので、これもできるだけ避けるべきことではあると思ひますけれども、特に法律違反というふうな問題にはならないだろうと考えております。

○柴田(睦)委員 法令違反ということはお認めになりませんけれども、実際上の登記所の運営としては好ましくないことであるという点については、幾つか認められているわけです。私から見れば、法令違反の疑いが非常に濃いのではないかと、法を守る番人として、好ましくないところとが実際に現われている、これについて大臣の御所見をお伺いします。

○瀬戸山国務大臣 いま柴田さんからいろいろ御指摘がありました。私も登記関係の職員はまだまだ十分でないと思っております。

ことは、五十三年度予算では住宅の建設を相当大幅にしております。こういう関係で登記事務は相当にふえるんじゃないか、これもそのとおりでありまして、住宅ばかりでなくて、景気問題から相当大幅にいわゆる公共事業をやる。道路にしても河川にしても、その他の問題すべて土地に関係のあるものは、何がしか登記に関係があるわけでありまして、そういうことも勘案して、ことしの予算編成に当たっては、一面においては御承知のとおり行政改革あるいは人員削減、こういう方針の中でも、そういう問題が控えておる、公共事業等を推進するにしても、やはり登記事務が可能な限り円滑に進まなければ公共事業の促進に支障を来す、こういうことも話し合ひまして、関係各省庁に理解をもらって、不十分ではありますけれども、御承知のような増員を図ろうとしておるわけでございます。

今後とも、やはりいまおっしゃったような問題がたゞさんありますから、可能な限り増員に逐年努めていきたい、かように考えておりますから、御理解をいただきたいと思ひます。

○柴田(睦)委員 結局こういう事態であると住民サービスは低下する、それから不正や過ちが起こってくるということが想像されます。ことしの二月初めに東京都住宅供給公社の所有権登記に関係した司法書士の汚職事件が新聞で報道されておりましたけれども、これもやはり部外応援だとか処理のおくれをそこだけ早くやるというふうなことが背景にあると思ひます。

定員不足による弊害というのは、こうしたことは職員の犠牲ということになって、あらわれざるを得ない。私がきのう見たところでも、本場に全然手を休めることなく所長以下みんなが働いているという状況でありまして、昼休みにも相談員は残しておかなくちゃならぬ、それから中間の休みなんかとてもとれない、タイムストが限度を超えて職業病になる、それから、組合の資料によりまして、五十二年中に四十歳台の人を中心にして十八人もの人が在職中に死亡するというような報告が出ております。

それから、所によつては庁舎が狭いという問題があります。一つ冷暖房の問題ですけれども、仕事の性質上夏なんか窓をあけることができない、それから扇風機を使えないという仕事場であるわけで、冷房をつけてほしいということが職員の非常な要望になっておりましたが、この点については検討されているかどうか、お伺いします。

○香川政府委員 まことに登記所の環境は御指摘のとおり劣悪なところが多いと思ひます。特に北海道等の寒地におきましては暖房が必ずしも十分でない。特に簿冊を格納しております書庫の暖房が十分でないというふうなことで、これは昨年度予算から実施しております、大体三年計画で全部終わる予定にいたしております。

それから冷房につきましては、これもなかなか容易でないわけでございますけれども、昨年度予算化されました、引き続き特に暑い地域から冷房を備えつけるといふことで職員の執務環境の改善に努力したい、かように考えておるわけでございます。

います。

○柴田(睦)委員 時間が来ましたので最後ですが、私がきのう回ったところでも、先ほど標準型の仕事の量を言われましたけれども、千葉の忙しところ三カ所ともそうでなければ、実際上その倍ぐらい働いて万全なやり方ができないといふことを嘆いておりました。これは働いている人だけでなく、その責任者の人たちがやはり定員が倍ぐらい本当に必要なんだということを言っております。私たちが不要不急の機構の定員はできるだけ削減する必要があると考えておりますけれども、登記所の職員や看護婦や保母さんなど、国民に奉仕する機構の定員は、やはりいまは思い切つてふやさなければならぬ、そういう必要があると考えております。総定員法の枠という問題があるわけですが、これも四十三年度に付られてすでに十年間たっている今日でありますし、実際上はパンクして、たとえば五十二年度では国立大学の新規増員分は定員法の枠外にいたしました。きのうの参議院の予算委員会では国立の病院、療養所の定員は、足りない分は大いに増員する、こういうことを行政管理局長官が答弁されたのであります。こういう考え方を登記所の定員の問題に当てはめるといふ考え方が必要であると思ひます。そしてまた定員法の上限などについての見直しを検討しなければならぬ段階だと思ひますが、この点について、最後に大臣の御所見を承つて、終わりたいと思ひます。

○瀬戸山国務大臣 登記関係を定員の枠から外すといふことはなかなか困難であると思ひます。しかし、いまおっしゃったように全体の公務員の総枠からどういふところに配置すべきか。繁閑があるわけでございますから、一面においては行政改革、整理等もしておりますが、一律にやるといふところに非常に不都合な問題が起こりますので、そういう点を十分考へて、サービス機関で人がやる仕事が多うございまして、今後おっしゃるとおり十分に心得ていきたいと思ひます。

○高島委員長代理 中川秀直君。

○中川(秀)委員 運輸省がお越しだろうと思ひますが、まず本年から福岡―香港間の国際線が週四便になった際に、従来の路線ルートと若干変わりました。その増便分だけは、従来の福岡―鹿児島―香港という線でございますけれども、これが福岡―那覇―香港という認可になったと聞いているのでありますが、その理由はどのようなことでしょうか。

○松村説明員 那覇空港の国際空港としての育成を図るという政府の方針に従ひまして、那覇空港を経過地として香港に飛行機を飛ばすようにしたいと思つております。

○中川(秀)委員 本場にその理由だけでいいですか。

○松村説明員 それだけでございます。

○中川(秀)委員 私が聞いておりますことでは、この増便された便の曜日は日曜日である。しかしこの日曜日が、福岡板付空港でのいわゆるCIQ、関税、入管、検疫等の業務がほとんど行われていないがためにこの増便は便宜国内線として、福岡―沖縄という国内線を使って、さらにいまお話のあったような那覇―香港という国際線につなぐ。同じ飛行機でありますけれども、現実にはこうした一つの便法としてそのようになつたんだといふことを聞いているのでありますが、事実上反しますか。

○松村説明員 現在福岡発の国際線につきましては、関係官庁とのすり合わせがまだ十分できておりませんので、日曜日は利用していないというのが実態でございます。

○中川(秀)委員 法務省にお伺いをいたしますが、わが国の国際線の関係空港で、日曜日入管業務をしているところ、していないところ、どんなあんばいになっておりますか。

○吉田政府委員 法務省といたしましては、板付及び鹿児島空港出張所における必要な人員の充実に今後とも大いに努めまして、他の空港関係機関、CIQが一致しなければこれはだめでございますけれども、協議いたしまして、御指摘のように地元の要望に応じるようにしたいと大いに考へ

ております。

○中川(秀)委員 お尋ねをしたのはそれではないので、先にお答えになっておるようですが、現在わが国の国際線関係空港で日曜日、ワンセットのものとおっしゃいますが、入管業務をしているところと、していないところ、どんなぐあいになっておりますか。

○吉田政府委員 大きな空港は全部日曜日やっておりますが、いま申しました板付、鹿兒島、それからたしか名古屋もまだ日曜日開いておりません。

○中川(秀)委員 冒頭お話をいたしました国際線の増便の問題も、そのような事情によって路線を、寄港地を若干変えざるを得なくなったということをお願いしておるわけでございます。

現在国際社会を迎えまして、たとえば日曜日を利用して出発する、あるいは帰国をするというように需要というものは非常に高まる一方でございます。また、比較的近い隣国への旅行ということになりますと、特に商用である限り、この土曜、日曜というものを有効に使いたいという方はふえる一方でございまして、どうも現在のC I Qは、

そういった福岡板付あたりの空港でも、あるいはいまお話しになりましたような名古屋、鹿兒島といったようなところでも非常にスムーズにいかない事情があるようであります。たしか五十三年度の予算措置を見ますと、成田、大阪空港が、このC I Qの関係、特に入管の関係は、措置が重点に置かれておるようでありまして、その他は次年度以降に降というような事情にあるようであります。この点はたいに御努力を願って、そういった国際社会の対応がくれないうで済むように御努力を願いたいと思っておりますが、この福岡の場合は、現地の方に聞きますと、税関の方は何かオーケーできるといふことだそうでありまして、入管、検疫の方は、現状の予算措置ではとてもそこまで手が回らぬという現況のようであります。

先ほどお話ししたような観点で御努力を今後なさるかどうか、法務省、厚生省にお尋ねしたいと思っております。

思っています。

○吉田政府委員 いまさつきちょっと先生に申し上げましたように、法務省としては何とかしたいと思っております。(中川(秀)委員「五十四年度は」と呼ぶ)それもほかと協議した上でございまして、本年度もやろうと思えばやれないこともないと思っております。

○長谷川説明員 福岡空港につきましては、地元福岡県及び福岡市の方から、日曜日における航空機の検疫について認めてほしいという旨の要請がありますことは、先生御指摘のとおりでございます。

厚生省におきましては、福岡空港には現在三名、それから鹿兒島空港におきましては二名の職員を配置して検疫業務をやっているわけでございますので、日曜日における検疫の即時実施というのは非常にむずかしい問題でございます。しかしながら、今後の運航状況を見ながら他の官署とも連絡いたしまして、検疫体制につきましては万全を図ってまいりたい、かように思っているところでございます。

○中川(秀)委員 私は、一時間という時間をちょうだいをしておりまして、お尋ねをしたいことも多々あるのでありますが、大変健康な時間にもなっておりますので、今日は、またの機会に譲るといたしまして、終わります。

○高島委員長代理 次回は、明二十四日金曜日午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、今日は、これにて散会いたします。

午後九時二十二分散会

許可、認可等の整理に関する法律案

許可、認可等の整理に関する法律

(古物営業法の一部改正)

第一条 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「及び露店」を削り、同条

第一項中「行商をしようとし、又は露店を出そ

う」を「行商(露店を出すことを含む。以下同

じ)をしよう」に改め、同条第二項中「させ、又は露店を出させる」を「させる」に改める。

第十条第二項中「又は露店」を削る。

第十一条第一項第一号中「又は露店」を削り、同項第二号中「露店」を削り、「せり売」を「競り売り」に改め、同項第三号中「又は露店」を削る。

第十二条中「露店を出し」を削り、「せり売」を「競り売り」に、「し、又は露店を出す」を「する」に改める。

第二十四条第三項中「第八号第一項、第二項」を「第八号第一項若しくは第二項」に、「基く」を「基づく」に、「露店、若しくはせり売」を「若しくは競り売り」に改める。

(国土調査法の一部改正)
第二条 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の次に次の一条を加える。
(内閣総理大臣の権限の委任)
第三十三条の二 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定に基づくその権限の一部を国土庁長官に委任することができる。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)
第三条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公共団体等から造成工場敷地を譲り受けた者が前項の規定により承認を受けた計画を変更しようとする場合において、変更に係る事項が総理府令で定める軽微なものであるときは、同項の規定による承認を要しない。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)

第四条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公共団体等から造成工場敷地を譲り受けた者が前項の規定により承認を受けた計画を変更しようとする場合において、変更に係る事項が総理府令で定める軽微なものであるときは、同項の規定による承認を要しない。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)
第五条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の六中「基く内閣総理大臣」を「基づく内閣総理大臣(前項の規定により権限の委任を受けた国土庁長官を含む)」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定に基づくその権限の一部を国土庁長官に委任することができる。

(東北開発株式会社法の一部改正)
第六条 東北開発株式会社法(昭和十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第六章中第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十六条ノ二 内閣総理大臣は政令ノ定ムル所に依り本法ノ規定ニ依ル其ノ権限ノ一部ヲ国土庁長官ニ委任スルコトヲ得

(人権擁護委員会法の一部改正)
第七條 人権擁護委員会法(昭和二十四年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「都道府県知事並びに当該」を「当該市町村を包括する」に、「但書」を「ただし書」に、「聞いて」を「聴いて」に改め、同条第五項中「都道府県知事並びに当該」を「当該市町村を包括する」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

(たばこ専売法の一部改正)

第八条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第二十三条第二項を削る。

第七十三条第一号中「第十六条」を削り、同条第七号中「以下この号において同じ。」第一項の規定に違反し、又は第二十三条第二項の規定による公社の指示を「」の規定に改める。

(塩専売法の一部改正)

第九条 塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「期日、場所及び運搬通路」を「期日及び場所」に改める。

第五十条第五号中「運搬通路又は」を削る。

(砂糖消費税法の一部改正)

第十条 砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第七項中「から十日以内(政令で定めるところにより当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月末日まで)」を「の属する月の翌月末日まで」に改める。

(揮発油税法の一部改正)

第十一条 揮発油税法(昭和三十一年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第七項中「から十日以内(政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月末日まで)」を「の属する月の翌月末日まで」に改める。

(トランプ類税法の一部改正)

第十二条 トランプ類税法(昭和三十一年法律第百七十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 修理のためトランプ類の製造場に移入されたトランプ類については、この法律(前条、

第三十三条及び同条の規定に係る罰則を除く。)を適用しない。

第十五条第七項中「から十日以内(政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月末日まで)」を「の属する月の翌月末日まで」に改める。

第三十二条の見出し中「又は販売」を削り、同条第一項中「又はトランプ類の販売業をしようとする者」「又は営業場」「(販売業をしようとする者が営業場を設けない場合には、その住所)」「及び」「又は販売業者」を削り、「製造又は販売業」を「製造」に改め、同条第二項中「又は販売業者」を削り、同条第三項中「又は販売業者」を削り、「製造業又は販売業」を「製造業」に改め、「又は営業場」及び「(販売業者が営業場を設けない場合には、その住所)」を削り、同条第四項中「又は販売業」を削る。

(物品税法の一部改正)

第十三条 物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項第三号中「で、そのもとどし入れの際修繕を要するものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの」を削る。

(石油ガス税法の一部改正)

第十四条 石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「から十日以内(政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月末日まで)」を「の属する月の翌月末日まで」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第十五条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第五項中「五万円」を「五十万円」に改める。

(青年学級振興法の一部改正)

第十六条 青年学級振興法(昭和二十八年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

(栄養改善法の一部改正)

第十七条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「都道府県知事」の下に「(保健所を設置する市にあつては、市長。第九条第三項を除き、以下同じ。)」を加える。

第三条第二項中「(以下被調査者という。)」を削り、同条第三項を削る。

第四条第一項中「都道府県」の下に「及び保健所を設置する市」を加え、「置く」を「置くことができる」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「且つ」を「かつ」に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第二項とする。

第十一条第一項中「又は保健所を設置する市の市長」を削る。

第十二条第二項及び第十六条第一項中「(保健所を設置する市にあつては市長)」を削る。

(理容師法の一部改正)

第十八条 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「毎年二回以上結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無につき行政庁の行う」を「結核、トラホームその他の厚生省令で定める疾病の有無につき、厚生省令の定めるところにより、」に改める。

(クリーニング業法の一部改正)

第十九条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「毎年二回以上結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無につき、行政庁の行う」を「結核、トラホームその他の厚生省令で定める疾病の有無につき、厚生省令の定めるところにより、」に改める。

(美容師法の一部改正)

第二十条 美容師法(昭和三十一年法律第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「毎年二回以上結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無につき行政庁が行う」を「結核、トラホームその他の厚生省令で定める疾病の有無につき、厚生省令の定めるところにより、」に改める。

(美容師法の一部改正)

第二十一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の九第三項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条第四項中「ついでには主務大臣の同意を得て、その他の病院については」を「ついでには主務大臣の同意を得て、その他の病院については」に改め、同条第七項中「厚生大臣は」を「厚生大臣が指定した指定療育機関については厚生大臣が、都道府県知事が指定した指定療育機関については都道府県知事が」に改め、同条第八項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加える。

(蚕糸業法の一部改正)

第二十二条 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「ノ検査」を「ノ行フ検査又ハ命令ヲ以テ定ムル検査」に、「之ヲ輸出スルコト」を「其ノ売買取引ヲ為スコト」に改め、同条第三項中「第一項ノ検査又ハ前項ノ命令ヲ以テ定ムル検査」を「前項ノ検査」に改め、同条第二項を削る。

(中小企業振興事業団法の一部改正)

第二十三条 中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第五項中「通商産業大臣」を「通商産業大臣の認可を受けて、理事長」に改める。

(船舶整備公団法の一部改正)

(船舶整備公団法の一部改正)

第二十四条 船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項、第十項及び第十二項中「であつて、運輸大臣の指定するもの」を削る。

（海上運送法の一部改正）

第二十五条 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十三条の二中「第十九条の三第五項から第七項」を「第十九条の三第四項から第六項」に改める。

第四十九条第一号中「第十九条の三第四項、第六項（第二十三条の二において準用する場合を含む）、第七項（第二十三条の二において準用する場合を含む）」若しくは第八項を「第十九条の三第五項若しくは第六項（第二十三条の二においてこれらの規定を準用する場合を含む）、第十九条の三第七項」に改める。

（離島航路整備法の一部改正）
第二十六条 離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項に次のただし書を加える。
ただし、運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

第七條第二項を次のように改める。
補助航路事業者は、前項ただし書の事項について運輸計画を変更したときは、遅滞なく、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

第七條に次の一項を加える。
3 第一項の規定により運輸計画の変更の認可を受け、又は前項の規定により運輸計画の変更の届出をした者は、当該運輸計画の変更につき、海上運送法第十一條第一項の認可を受け、又は同条第三項の届出をすることを要しない。

第十一條第二号中「第七條第一項」の下に「若

しくは第二項」を加える。
（電波法の一部改正）

第二十七条 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

第百条第五項中「第十六条（運用開始及び休止の届出）」を削る。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正）
第二十八条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正

第二十八条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第八條の次に次の一條を加える。
（労働者災害補償保険法の成立及び消滅に關する労働大臣の権限の委任）

第八條の二 第五條第一項及び前条第一項に規定する労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その全部又は一部を都道府県労働基準局長に委任することができる。

（労働者災害補償保険法の一部改正）
第二十九条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第四十九條の二の次に次の一條を加える。
第四十九條の三 この法律に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働基準局長に委任することができる。

（貸家組合法の廃止）
第三十條 貸家組合法（昭和十六年法律第四十七号）は、廃止する。

（建築士法の一部改正）
第三十一條 建築士法（昭和二十五年法律第二百二號）の一部を次のように改正する。
第五條第四項を削り、同條の次に次の一條を加える。
（住所等の届出）

第五條の二 一級建築士又は二級建築士は、免許証の交付の日から三十日以内に、住所その他の建設省令で定める事項を、一級建築士にあつては住所地の都道府県知事を経由して建設大臣に、二級建築士にあつては免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

2 一級建築士又は二級建築士は、前項の建設省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を、一級建築士にあつては住所地の都道府県知事を経由して建設大臣に、二級建築士にあつては免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項に規定するもののほか、都道府県の区域を異にして住所を変更した二級建築士は、同項の期間内に第一項の建設省令で定める事項を変更後の住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

第十一條中「の外」を「のほか」に、「住所」を「住所等」に改める。

附則
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一條及び次項から附則第七項までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
2 第一條の規定による改正前の古物営業法（以下「旧古物営業法」という。）第八條第一項又は第二項の規定による行商又は露店の許可は、それぞれ第一條の規定による改正後の古物営業法（以下「新古物営業法」という。）第八條第一項又は第二項の規定による行商の許可とみなす。

3 旧古物営業法第十條第一項の規定により交付された行商又は露店の許可に係る許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、新古物営業法第十條第一項の規定により交付された行商の許可に係る許可証とみなす。

4 第一條の規定の施行の際現に旧古物営業法第八條第一項の規定による行商及び露店の許可又は同条第二項の規定による行商及び露店の許可を受けている者に係る当該行商又は露店の許可のうち有効期間の残存期間の短い許可証に係る許可については、前二項の規定にかかわらず、第一條の規定の施行の日にかかわらず、第一條の規定の施行後速やかに当該都道府県公安委員会に返納しなければならない。

5 第一條の規定の施行の際現に旧古物営業法第二十四條第三項の規定により行商又は露店の停止処分を受けている者については、前三項の規定にかかわらず、当該停止期間の満了する日までの間は、なお従前の例による。

6 附則第四項の規定は、前項に規定する者が当該停止期間の満了する日の翌日に旧古物営業法第八條第一項の規定による行商及び露店の許可又は同条第二項の規定による行商及び露店の許可を受けている場合に準用する。この場合において、附則第四項中「第一條の規定の施行の際」とあるのは「当該停止期間の満了する日の翌日」と、「第一條の規定の施行後」とあるのは「当該停止期間の満了する日の翌日以後」と読み替へるものとする。

7 第一條の規定の施行の際現に都道府県公安委員会に対しされている旧古物営業法第八條第一項又は第二項の規定による行商又は露店の許可に係る申請は、それぞれ新古物営業法第八條第一項又は第二項の規定による行商の許可に係る申請とみなす。

8 この法律の施行前に第二十一條の規定による改正前の児童福祉法第二十一條の九第四項の規定により指定された病院は、第二十一條の規定による改正後の児童福祉法第二十一條の九第四項の規定により指定された病院とみなす。

9 この法律の施行前に第二十二條の規定による改正前の蚕糸業法（以下「旧蚕糸業法」という。）第十六條第二項の命令をもつて定める検査を受けた生糸の売買取引については、なお従前の例による。

10 この法律の施行の際現にされている旧蚕糸業法第十六条第二項の命令をもつて定める検査の請求は、第二十二條の規定による改正後の蚕糸業法第十六条第一項の命令をもつて定める検査（国の生糸検査所の検査に係る請求にあつては、同項の国の生糸検査所の行ふ検査）の請求とみなす。

11 この法律の施行前に第二十三条の規定による改正前の中小企業振興事業団法第十七条第五項の規定により通商産業大臣が任命した中小企業振興事業団の評議員は、第二十三条の規定による改正後の中小企業振興事業団法第十七条第五項の規定により通商産業大臣の認可を受けて理事長が任命したものとみなす。

12 この法律の施行の際現に存する貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合及び貸室組合連合会（以下「貸家組合等」という。）に関しては、旧貸家組合法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

13 この法律の施行前に第三十一条の規定による改正前の建築士法第五条第四項の規定によりされた最近の届出は、第三十一条の規定による改正後の建築士法（以下「新建築士法」という。）第五条の二第一項の規定による届出とみなす。

14 前項の規定により新建築士法第五条の第二項の規定による届出とみなされた届出をした一級建築士又は二級建築士は、当該届出に係る事項で同項の建設省令で定める事項に相当するものにこの法律の施行の日の前日までの間に変更があつたときは、この法律の施行の日から三十日以内に、一級建築士にあつては同条第二項の規定の例により建設大臣に、二級建築士にあつては同項及び同条第三項の規定の例により都道府県知事に届け出なければならない。

15 昭和五十三年一月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に免許証の交付を受けた一級建築士又は二級建築士（昭和五十二年十二月三十一日までに免許を受けた一級建築士又は二級建築士を除く。）は、この法律の施行の日から三十日以内に、新建築士法第五条の二第一項の規定の例により、それぞれ建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

16 この法律(第一条については、同条の規定)の施行前にした行為及び附則第五項の規定により従前の例によることとされる場合における第一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

17 (蘭糸価格安定法の一部改正)
蘭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十
号)の一部を次のように改正する。
第十三条第一項第二号中「第十六条」を「第
十六条第一項」に改める。

18 (蘭糸価格安定法の一部改正に伴う経過措置)
附則第九項に規定する生糸についての蘭糸価
格安定法第十三条第一項及び第二項の規定によ
る届出については、なお従前の例による。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する

19 法律の適用除外等に関する法律の一部改正)
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する
法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年
法律第百三十八号)の一部を次のように改正す
る。

20
百号)の一部を次のように改正する。

第百九条第六号を次のように改める。

六 削除

(法人税法の一部改正)

21 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三の表中貸室組合、貸室組合連合会、

貸家組合及び貸家組合連合会の項を削る。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

22 附則第十二項に規定する貸家組合等に関しては、前三項の規定による改正後の次に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律

二 消費生活協同組合法

三 法人税法

行政の簡素化及び合理化を図るため、許可、認定、可等の整理を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

内閣委員會議錄第五号中正誤

ペー
段行
誤

二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

六
三
四
よ
う
に

八二六 水俣

三	案
二	案
一	案

このし

五
一
二
チ
ツ
ク

二五
二六
二七
二八
二九
三〇
三一
三二
三三
三四
三五
三六
三七
三八
三九
四〇
四一
四二
四三
四四
四五
四六
四七
四八
四九
五〇
五一
五二
五三
五四
五五
五六
五七
五八
五九
六〇
六一
六二
六三
六四
六五
六六
六七
六八
六九
七〇
七一
七二
七三
七四
七五
七六
七七
七八
七九
八〇
八一
八二
八三
八四
八五
八六
八七
八八
八九
九〇
九一
九二
九三
九四
九五
九六
九七
九八
九九
一〇〇

二六四 二六
これら

三三〇 けれども

三、三
四、四
末、末
る、る

二四三
四三
末
お
り
ま
せ

正

軍人等

よ
う
な

水俣病

案たんか
できると

しとく

チ
エ
ツ
ク

フ
ラ
ン
ス

それら

けれど

ありき

おりませ

同 第六号中正誤

二ページ三段二一、二四行までは次のようになるべきの誤り。

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に關

同 第六号中正誤

一段行誤

正

五	二
三	三
二	五
一	六

つゝい

一〇二六二十八の日

二十八日の

三	二
二	二
五	六
十	あをいには

あるには

一四四 五 訪中をし

訪中をして

するものでは

するのでは

二六
一
二
当然

当然に

$\frac{三}{二}$

してきて、おる

してきておる

してきておる

二四一 おくれてる

おくれる

卷一 相 五

担当

三二六 地域的にも、地域的にもまた

地域的にもまた

三二 冬つて

冬つて

0二二六 国防装備

國防的裝備

三三 末
三三 末

あなた

10 ものでは

もので

わけに

おけい

昭和五十三年四月二十二日印刷

昭和五十三年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W